

令和6年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和6(2024)年6月
福山大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	8
基準 1. 使命・目的等	8
基準 2. 学生	13
基準 3. 教育課程	38
基準 4. 教員・職員	52
基準 5. 経営・管理と財務	62
基準 6. 内部質保証	72
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	80
基準 A. 福山大学ブランド確立	80
V. 特記事項	93
VI. 法令等の遵守状況一覧	94
VII. エビデンス集一覧	109
エビデンス集（データ編）一覧	109
エビデンス集（資料編）一覧	109

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

福山大学の創設者である宮地 茂は文部省（現文部科学省）の官房長や大学学術局長等の要職を歴任したが、任官中の経験も踏まえ、大学の価値は偏差値や入学試験の難易度ではなく、どのような教育を行うかによって評価されるべきであると考えていた。当時、広島県東部には4年制大学が皆無という状況に鑑み、文部省を退官後、宮地は地域社会に広く開かれた大学として、学問のみに偏重するのではなく、真理を愛し、道理を实践する知行合一の教育によって、人間性を尊重し、調和的な人格陶冶を目指す全人教育を行う大学の創設に着手した。

この建学の精神は、次の「三蔵五訓」に込められた教育理念と一体である。

〔三蔵五訓〕

- ・ 真理を探究し、道理を实践する。
- ・ 豊かな品性を養い、不屈の魂を育てる。
- ・ 生命を尊重し、自然を畏敬する。
- ・ 個性を伸展し、紐帯性を培う。
- ・ 未来を志向し、可能性に挑む。

本学創設者は、教育に対する姿勢をルイ・アラゴンの詩から引用して「教えるとは、共に希望を語ること。学ぶとは共に誠実を胸に刻むこと」と表現し、「三蔵五訓」にその思いを託している。この教育への姿勢は本学の教育理念として、時の経過につれても色あせることなく本学教職員に受継がれてきた。加えて、清水厚實前理事長は「どの子も育つ、育て方ひとつ」を信条とした。これら先人の教育への熱い思いを受継ぎ、教育重視・学生重視の学風を営々と維持しつつ、平成 27(2015)年度には開設 40 周年を迎えるにあたり、大学教育のユニバーサル化や社会構造の著しい変化に対応し、学生の理解を容易にすることを目指して教育理念の検証を行い、次のように改めた。

教育理念・教育目的

福山大学は、信頼と愛に基づく人間関係を育む「心情と愛の教育」、人の生命を尊重し自然を畏敬する「人間と自然を尊ぶ教育」、理論と実践とをつなげる「知行合一の教育」により、豊かな人間性を基盤に調和のとれた人格陶冶を目指す「全人教育」を教育理念とする。

この教育理念を实践するために、次の教育目的を定める。

1. 真理の探究と道理の实践：普遍的な真実を探究し、道義を实践する人を育成する。
2. 豊かな品性と強い意志の涵養：豊かな教養に基づいた品性を有し、強い意志を持って行動する人を育成する。
3. 生命と自然の尊重：生命を尊重し、自然を敬う人を育成する。
4. 個性の発揮と信頼に基づく人間関係の構築：互いの個性を伸ばしあい、敬愛の念と信頼に基づいた人間関係を構築できる人を育成する。
5. 可能性への挑戦：未来を志向し、新たな可能性へ挑戦しつづける人を育成する。
6. 地域社会の発展への貢献：社会の幅広い分野で活躍し、豊かな地域づくりに貢献できる人を育成する。

本学の特色

本学は5学部14学科、大学院4研究科11専攻を擁する総合大学として、地域の知の拠点となるべく教育、研究、社会貢献活動を展開し、建学の精神を踏まえた上で、平成29(2017)年度からは「長期ビジョン委員会」の提言に基づき、評議会での決定を経て「地域を想い、地域に愛され、地域から国際社会に繋がる“未来創造人”の育成」を本学のミッションとしている。この目標の達成に向けて、創設時の原点に常に立ち返り伝統を重んじると同時に、教育改革に果敢に取り組むことが本学の特色である。

以下、これらの特色を具体的に記述する。

■ 学長のリーダーシップによる大学運営と教育改革

学長が「学長室」「評議会」「大学教育センター」等と緊密な連携を図りながらリーダーシップを発揮し、大学運営や教育改革に関する事項をはじめ全学的事項を総合的に審議・決定していることは、本学の大きな特色である。学長は、毎年定期に前年度の実績を踏まえ、全教職員に改革の方向性と具体案を明示している。「学長室」は、学長、3人の副学長（総務担当、学務担当、渉外担当）、5人の学長補佐（文系教学・渉外担当、理系教学担当、入学試験担当、自己点検・評価担当、研究担当）及び事務局長で構成している。「大学教育センター」は、現在は学務担当副学長がセンター長を務め、副センター長、部門長、学科長、学生委員長、教務委員長、就職委員長、教職課程委員長、「大学教育センター」の教務委員、学務部長、教務課長、経済学部・人間文化学部事務室事務長、その他、学長が必要と認めた者を構成員とする「大学教育センター運営委員会」が運営し、本学の全学共通教育を担当すると同時に、広く教育活動の中核を所管する部署として機能している。

■ 法人と教学側の連携

「学校法人福山大学長期ビジョン委員会連絡会議」で、大学の長期計画を立案、点検している。さらに、大学の自己点検・評価の結果を、学長を委員長とする「改革推進委員会」に諮り、改革改善案を立案し、実施に移している。どちらも法人と教学側一体となり長期的視野から大学の運営・教育改革に努めている。

■ 「福山大学教育システム」の構築と実施

地域と結びついた“未来創造人”を育成するためには、幅広い教養を涵養しつつ、高い専門性を身につける教育が必要である。本学では、共通教育及び専門教育の連携を図りながら4年間（薬学部は6年間）の学修期間中の目標を設定し、その目標達成に向けてカリキュラムを編成する「福山大学教育システム」並びに「福山大学における共通教育」を平成21(2009)年度から実施している。本システムは、学修成果を基盤とする目標設定型教育システムである。大学全体で学年ごとに目標を設定すると同時に、各学部・学科の専門教育においても大目標、中目標及び小目標を設定してカリキュラムを編成するものであり、カリキュラムマップとして学修の道筋を示している。また、「福山大学教育システム」の策定から7年を経過した平成27(2015)年度には、「福山大学教育システム」を検証・評価し、「福山大学教育システム(平成28年度版)」「福山大学における共通教育(平成28年度版)」に改訂した。また、学修成果を数値化しレーダーチャートとして視覚化し、学生と教員が共通認識を持つとともに、爾後の教育改革に活かしている。このような本学独自の教育システムを構築し、それを点検評価して教育改善を図っていることは本学の特色である。

■ きめ細かい学生指導

「学生支援ポリシー」を定め、学修、学生生活、就職活動等において、学生の個性を活かすためにきめ細かい指導をしていることは本学の特色である。また、全学的にクラス担任制を導入し、担任が各科目担当教員と連携して個々の学生の出席状況、学修成績等を常に点検することで学生の状態を把握し、学修や学生生活全般に助言を行っている。さらに、開学以来、毎年9月上旬に本学及び地方会場で「保証人との教育懇談会」を催し、前期成績表をもとに学修面や生活面等について保証人と個別懇談を行っている。就職支援では、各学科の就職委員、卒業研究・ゼミ指導教員及び就職課職員が協力して学生の進路の希望を叶えるように努めている。その成果は毎年ほぼ100%の就職内定率に端的に表れている。

■ ICT（情報通信技術）を充実させた教育環境

ICTを積極的に活用して教育効果を高めるため、学生ポータルシステムとして「Zelkova」、学修支援システムとして「Cerezo」を運用している。「Zelkova」では、全学生の授業出欠状況、成績、履修登録、就職活動状況等をオンラインで教員と学生が情報共有し、学生指導に活かしている。「Cerezo」では、教材の事前配布、課題提示と課題提出による授業時間外学習の活性化や各種アンケート調査による学生の意識の把握、さらにリメディアル教育を含む自主学修支援のためのeラーニングの教材を提供している。また、パソコン室及び200拠点を超えるWi-Fiスポットの設置等のハード面の整備に加え、Microsoft 365及びウイルスチェックソフトを全教職員・学生に無償で配布するなど、ソフト面でも整備し、ICTを充実させた教育環境を整えていることは本学の特色である。

■ 社会連携及び地域貢献活動の積極的展開

広島県東部と岡山県西部は「備後」と呼ばれる文化圏を形成しており、本学は現在も広島県西部の広島市等より備後地域内との結びつきの方が強い。備後地域に所在する本学は、建学の理念に示すように、地域への貢献を大学全体の目的の一つにあげている。平成20(2008)年よりJR福山駅隣接地に「学校法人福山大学 社会連携推進センター」を設置し、本学の様々な社会連携活動の拠点としている。また、本学は福山市及び笠岡市教育委員会とそれぞれ包括協定を締結し、行政との協力関係を築いている。さらに、平成27(2015)年度には広島県警察と「広島県警察と福山大学における交通安全教育等に関する共同研究協定書」を、平成28(2016)年度には国土交通省中国地方整備局及び株式会社広島銀行とそれぞれ包括協定を締結して地域との連携を図っている。このように、社会連携及び地域貢献活動を積極的に展開していることは本学の特色である。

■ グローバル化への対応

社会のグローバル化に対応できる人材育成を目的として、外国人留学生を積極的に受け入れるとともに、日本人学生の海外留学を支援している。アメリカ合衆国のカリフォルニア大学リバーサイド校とカリフォルニア州立大学サンマルコス校での短期集中英語研修に参加している。また、ブルガリアのソフィア大学とヴェルコ・タルノヴォ大学とは、大学間の交流協定並びに欧州連合(EU)の「エラスムス+プログラム」を通じて相互に留学生を派遣するとともに、教員の相互派遣や講義を実施している。学術教育研究協定を締結した大学は、アメリカ合衆国、ブルガリアに加え、中国、ベトナム、インドネシア、ポーランド、メキシコ、バングラデシュ、韓国、タイの10か国32大学にのぼり、教員と学生の交流の活性化に努めている。このように、社会のグローバル化に対応して学生の国際感覚を培う環境を整えていることは本学の特色である。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

年	事柄
昭和 50(1975)年 1 月	学校法人福山大学 設置認可
昭和 50(1975)年 4 月	福山大学開学 経済学部経済学科を開設 工学部電子・電気工学科を開設 工学部土木工学科を開設
昭和 51(1976)年 4 月	工学部建築学科を開設
昭和 54(1979)年 4 月	大学院工学研究科（修士課程）電子・電気工学専攻を開設 大学院工学研究科（修士課程）土木工学専攻を開設
昭和 57(1982)年 4 月	薬学部薬学科を開設 薬学部生物薬学科を開設
昭和 61(1986)年 4 月	工学部情報処理工学科を開設 工学部生物工学科を開設
昭和 62(1987)年 4 月	大学院薬学研究科（修士課程）医療薬学専攻を開設
平成元(1989)年 4 月	経済学部経営情報学科を開設 工学部食品工学科を開設
平成 2(1990)年 4 月	大学院工学研究科（修士課程）生物工学専攻を開設
平成 3(1991)年 4 月	工学部機械工学科を開設 大学院経済学研究科（修士課程）経済学専攻を開設 大学院工学研究科（修士課程）情報処理工学専攻を開設
平成 6(1994)年 4 月	学校法人福山大学が福山平成大学を創設 大学院工学研究科（修士課程）建築学専攻を開設 経済学部経営情報学科を福山平成大学（新設）へ移行のため学生募集停止
平成 7(1995)年 4 月	大学院工学研究科（修士課程）機械工学専攻を開設 大学院工学研究科（博士課程）電子情報工学専攻を開設 大学院工学研究科（博士前期課程）生命工学専攻を開設 大学院工学研究科（博士後期課程）生命工学専攻を開設 大学院薬学研究科（博士後期課程）医療薬学専攻を開設
平成 8(1996)年 4 月	経済学部国際経済学科（昼間主コース・夜間主コース）を開設 大学院工学研究科（博士課程）地域空間工学専攻を開設
平成 10(1998)年 4 月	工学部海洋生物工学科を開設 大学院工学研究科（博士課程）設計生産工学専攻を開設
平成 11(1999)年 4 月	工学部土木工学科を建設環境工学科に名称変更 工学部食品工学科を応用生物科学科に名称変更
平成 12(2000)年 4 月	人間文化学部人間文化学科を開設 人間文化学部環境情報学科を開設

福山大学

年	事柄
平成 14(2002)年 4 月	生命工学部を開設（工学部より生物工学科、応用生物科学科及び海洋生物工学科を分離し生命工学部に移行）
平成 15(2003)年 4 月	工学部機械工学科を機械システム工学科に名称変更
平成 16(2004)年 4 月	人間文化学部心理学科を開設
平成 18(2006)年 4 月	経済学部税務会計学科を開設 薬学部薬学科（6 年制）を開設 薬学部薬学科（4 年制）、生物薬学科を学生募集停止
平成 19(2007)年 4 月	人間文化学部メディア情報文化学科を開設 工学部建築・建設学科を開設 大学院人間科学研究科（修士課程）心理臨床学専攻を開設 工学部情報処理工学科を情報工学科に名称変更 人間文化学部環境情報学科を学生募集停止 工学部建設環境工学科を学生募集停止 工学部建築学科を学生募集停止
平成 20(2008)年 4 月	生命工学部生命栄養科学科を開設 生命工学部海洋生物工学科を海洋生物科学科に名称変更 生命工学部応用生物科学科を学生募集停止
平成 21(2009)年 4 月	工学部電子・電気工学科を電子・ロボット工学科に名称変更
平成 24(2012)年 4 月	大学院薬学研究科医療薬学専攻博士課程（4 年制）を開設 経済学部国際経済学科夜間主コースを学生募集停止
平成 26(2014)年 4 月	工学部電子・ロボット工学科をスマートシステム学科に名称変更 工学部建築・建設学科を建築学科に名称変更
平成 27(2015)年 3 月	大学院工学研究科（修士課程）土木工学専攻を廃止
平成 28(2016)年 4 月	人間文化学部メディア情報文化学科をメディア・映像学科に名称変更
令和 6(2024)年 4 月	工学部スマートシステム学科を電気電子工学科に名称変更 生命工学部生物工学科を生物科学科に名称変更 生命工学部生命栄養科学科を健康栄養科学科に名称変更

2. 本学の現況

・ 大学名

福山大学

・ 所在地

校地名	住所
福山大学キャンパス	広島県福山市東村町字三蔵 985 番地の 1

・学部構成

■ 学部

経済学部	経済学科、国際経済学科、税務会計学科
人間文化学部	人間文化学科、心理学科、メディア・映像学科
工学部	電気電子工学科、建築学科、情報工学科、 機械システム工学科
生命工学部	生物科学科、健康栄養科学科、海洋生物科学科
薬学部	薬学科

■ 大学院

経済学研究科	経済学専攻修士課程
人間科学研究科	心理臨床学専攻修士課程
工学研究科	電子・電気工学専攻修士課程、建築学専攻修士課程、 情報処理工学専攻修士課程、機械工学専攻修士課程、 電子情報工学専攻博士課程、地域空間工学専攻博士課程、 設計生産工学専攻博士課程、 生命工学専攻博士前期課程、生命工学専攻博士後期課程
薬学研究科	医療薬学専攻博士課程

・学生数、教員数、職員数

■ 学部 学生数 (令和6(2024)年5月1日現在、単位：人)

学部	学科	収容定員	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
経済	経 済 ^{*1}	690	167	176	151	155	—	—	649
	国際経済 ^{*2}	190	16	23	34	34	—	—	107
	税務会計	200	34	42	40	35	—	—	151
	学部計	1,080	217	241	225	224	—	—	907
人間文化	人間文化	200	40	46	45	54	—	—	185
	心 理 ^{*3}	220	77	66	50	49	—	—	242
	メディア・映像	200	60	56	37	37	—	—	190
	学部計	620	177	168	132	140	—	—	617
工	電気電子工	120	14	7	22	15	—	—	58
	建 築	280	56	60	52	59	—	—	227
	情報工 ^{*4}	210	48	54	64	46	—	—	212
	機械システム工	200	9	17	23	28	—	—	77
	学部計	810	127	138	161	148	—	—	574
生命工	生物科	200	23	18	25	23	—	—	89
	健康栄養科 ^{*5}	190	26	57	25	27	—	—	105
	海洋生物科 ^{*6}	410	107	115	96	106	—	—	424
	学部計	800	156	190	146	156	—	—	618
薬	薬 ^{*7}	860	109	102	93	94	116	104	618
	学部計	860	109	102	93	94	116	104	618
合計		4,170	786	809	757	762	116	104	3,334

福山大学

- *1：経済学科は令和6（2024）年4月より入学定員を170人から180人に変更
- *2：国際経済学科は令和6（2024）年4月より入学定員を50人から40人に変更
- *3：心理学科は令和6（2024）年4月より入学定員を50人から70人に変更
- *4：情報工学科は令和6（2024）年4月より入学定員を50人から60人に変更
- *5：健康栄養学科は令和6（2024）年4月より入学定員を50人から40人に変更
- *6：海洋生物学科は令和6（2024）年4月より入学定員を100人から110人に変更
- *7：薬学科は令和6（2024）年4月より入学定員を150人から110人に変更

■ 大学院 学生数（令和6(2024)年5月1日現在、単位：人）

研究科	専攻	入学定員	収容定員	1年	2年	3年	4年	合計
経済学	経済学専攻修士課程	8	16	2	1	—	—	3
人間科学	心理臨床学専攻修士課程	10	20	3	9	—	—	12
工学	電子・電気工学専攻修士課程	2	4	1	2	—	—	3
	建築学専攻修士課程	3	6	2	1	—	—	3
	情報処理工学専攻修士課程	2	4	3	1	—	—	4
	機械工学専攻修士課程	2	4	0	0	—	—	0
	生命工学専攻博士前期課程	8	16	2	1	—	—	3
	電子情報工学専攻博士課程	2	6	0	0	0	0	0
	設計生産工学専攻博士課程	2	6	0	0	0	0	0
	地域空間工学専攻博士課程	3	9	0	0	0	0	0
	生命工学専攻博士後期課程	4	12	0	1	0	0	1
薬学	医療薬学専攻博士課程	3	12	2	1	0	0	3
合 計		49	115	15	17	0	0	32

■ 専任教員数（令和6(2024)年5月1日現在、単位：人、学長、副学長を含む）

学 部	学 科	設置基準		教 授	准教授	講 師	助 教	専任小計	助 手
		専任教員数	うち教授数						
経 済	経 済	11	6	6	2	8	1	17	0
	国際経済	8	4	4	2	2	0	8	0
	税務会計	8	4	6	1	0	1	8	0
人間文化	人間文化	6	3	3	4	2	0	9	0
	心 理 ^{*1}	6	3	5	5	4	0	14	2
	メディア・映像	7	4	4	3	1	0	8	0
工	電気電子工	7	4	4	5	0	0	9	1
	建 築	8	4	6	2	2	1	11	0
	情報工	8	4	6	2	1	2	11	0
	機械システム工	8	4	4	2	2	0	8	1
生命工	生物科	8	4	8	1	1	0	10	1
	健康栄養科	8	4	4	3	1	1	9	5
	海洋生物科 ^{*2}	9	5	11	1	4	0	16	4
薬	薬 ^{*3}	29	15	20	10	4	4	38	8
大学教育センター ^{*4}		—	—	4	4	4	2	14	1
国際センター		—	—	0	1	0	0	1	0
共同利用センター		—	—	1	0	2	0	3	0
社会連携センター		—	—	0	0	0	1	1	0
IR室		—	—	0	0	0	1	1	0
その他設置基準上必要教員数		37	19	—	—	—	—	—	—
合計		168	87	96	48	38	14	196	23

*1～*3：それぞれ副学長（教授）1人を含む。*4：学長（教授）1人を含む。

■ 職員数（令和6(2024)年5月1日現在、単位：人）

専任職員	嘱託職員	パート職員	派遣職員	合 計
77	0	11	4	92

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学は建学の精神に基づいて、使命・目的を「福山大学学則」（以下、「大学学則」という。）第 1 条に、具体的かつ明確に以下のように定めている。「本学は、教育基本法の精神に則り、学校教育法の定めるところに従い、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授・研究し、知的・道徳的及び応用的能力を展開させ、人格円満で教養の高い有為な人材を育成することを目的とする。また、本学の知的資源を提供することによって地域社会の発展に寄与するとともに、地域の中核となる幅広い職業人の育成を図ることを使命とする。」【資料 1-1-1】。また、本学の教育目的については本書 1 ページに記述しているように、「学生便覧」にも具体的に明記している【資料 1-1-2】。さらに、本学を構成する 5 学部 14 学科の教育・研究の専門性と整合性のある使命・目的及び教育目的をそれぞれの学部規則に具体的かつ明確に定めている【資料 1-1-3】～【資料 1-1-7】。

大学院に関しては、「福山大学大学院学則」（以下、「大学院学則」という。）第 1 条の 2 に、その目的を「本学大学院は、学術の理論及び応用を教授、研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。第 2 項 本学大学院に、修士課程及び博士課程を置く。第 3 項 修士課程は、学部における一般的並びに専門的教育の基礎の上に、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における理論と研究能力又は高度の専門性を必要とする職業等に必要能力を養うことを目的とする。第 4 項 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はそのほかの高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。」と具体的かつ明確に定めている【資料 1-1-8】。また、各研究科の目的をそれぞれの研究科規則に具体的かつ明確に定めている【資料 1-1-9】～【資料 1-1-12】。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-1】 福山大学学則

【資料 1-1-2】 学生便覧 2024 「Ⅰ 福山大学のすがた」

【資料 1-1-3】 福山大学経済学部規則

【資料 1-1-4】 福山大学人間文化学部規則

【資料 1-1-5】 福山大学工学部規則

- 【資料 1-1-6】 福山大学生命工学部規則
- 【資料 1-1-7】 福山大学薬学部規則
- 【資料 1-1-8】 福山大学大学院学則
- 【資料 1-1-9】 福山大学大学院経済学研究科規則
- 【資料 1-1-10】 福山大学大学院人間科学研究科規則
- 【資料 1-1-11】 福山大学大学院工学研究科規則
- 【資料 1-1-12】 福山大学大学院薬学研究科規則

1-1-② 簡潔な文章化

大学、学部・学科及び大学院、各研究科の使命・目的を簡潔に文章化して、それを上述の「大学学則」、各学部規則、「大学院学則」及び各研究科規則に定めている。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の個性・特色である「心情と愛の教育」「人間と自然を尊ぶ教育」及び「知行合一の教育」による「全人教育」を、本学の使命・目的及び教育目的に反映させて明示している。また、地域と結びつき、地域の未来のために力を尽くせる“未来創造人”を育成することを本学のミッションとして、「大学案内」等に明示している【資料 1-1-13】。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 1-1-13】 福山大学 大学案内 2024

1-1-④ 変化への対応

社会情勢の変化や関係法令の改正等に伴い、本学の使命・目的及び教育目的の見直しを担う全学的組織として、「長期ビジョン委員会」「評議会」「学部長等協議会」「研究科長等協議会」「改革推進委員会」「全学自己点検・評価委員会」及び「大学教育センター運営委員会」を設け、様々な変化に機動的に対応している【資料 1-1-14】～【資料 1-1-20】。本学の使命・目的について、令和 3(2021)年度に「長期ビジョン委員会」の第一部会（使命・目的・組織・ブランディング戦略）で適切性を検証し、現状を維持することとした【資料 1-1-21】。学部・学科の使命・目的及び研究科の目的については、令和 4(2022)年度に全学的に記述の統一を図るために、「評議会」で審議し改訂している【資料 1-1-22】【資料 1-1-23】。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 1-1-14】 福山大学長期ビジョン委員会規則
- 【資料 1-1-15】 福山大学評議会規則
- 【資料 1-1-16】 福山大学学部長等協議会細則
- 【資料 1-1-17】 福山大学研究科長等協議会細則

- 【資料 1-1-18】 福山大学改革推進委員会規程
- 【資料 1-1-19】 福山大学自己点検評価規程
- 【資料 1-1-20】 福山大学大学教育センター規則
- 【資料 1-1-21】 第3回 福山大学長期ビジョン委員会報告書
- 【資料 1-1-22】 令和4年度 第10回 評議会議事録
- 【資料 1-1-23】 令和4年度 第12回 評議会議事録

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

目的・使命を「大学学則」や「大学院学則」に、教育目的を学生便覧に具体的に明文化し、簡潔に文章化しており、これを継続・維持する。ただし、社会のニーズや変化に対応すべく、「長期ビジョン委員会」等で目的・使命及び教育目的を常に検証し、建学の精神を踏まえた上で見直しを図る。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

使命・目的及び教育目的の適切性を検証し審議する組織の一つとして「長期ビジョン委員会」を設置している【資料 1-2-1】。学校法人福山大学（以下、法人という。）が運営する本学及び福山平成大学の長期ビジョンを調整する組織として「学校法人福山大学長期ビジョン委員会連絡会議」を設置し、理事長、副理事長、常務理事、法人事務局長、両大学学長、両大学副学長、両大学事務局長を構成員としている【資料 1-2-2】。また、「評議会」「学部長等協議会」及び「研究科長等協議会」は教学役職員で構成しており、「全学自己点検評価委員会」及び「大学教育センター運営委員会」の構成員は、それぞれの規則により選出した教職員である。これらの委員会では使命・目的及び教育目的について各学部・学科の意見を集約して全学的な整合性を図り、その結果を各学部・学科にフィードバックすることで大学構成員の理解と支持を担保している。「改革推進委員会」は学長が委員長を務め、理事長、副理事長、常務理事、副学長、学長補佐、大学事務局長及びその他、理事長が指名する者で構成し、全学的改革に関して法人役員と教職員相互の理解と支持につなげている。原則として毎月1回開催する「全学教授会」では、教職員の情報共有に努めている【資料 1-2-3】。全学教授会では、学長が教育改善の進捗状況や今後の課題と展望を定期

的に報告し、意見を聴取することによって教職員の理解を深めている【資料 1-2-4】。以上のように、法人役員、大学役職者と教職員の理解と支持のもとで、使命・目的及び教育目的の達成に向けて全学をあげて取組んでいる。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-1】 福山大学長期ビジョン委員会規則

【資料 1-2-2】 学校法人福山大学長期ビジョン委員会連絡会議運営要領

【資料 1-2-3】 福山大学全学教授会細則

【資料 1-2-4】 2022 年度の大学改革の総括および 23 年度の展望

1-2-② 学内外への周知

本学、各学部・学科及び各研究科の使命・目的及び教育目的を「学生便覧」「大学案内」、大学ホームページ等に掲載して、在学生、教職員及び社会一般に対して広く周知している【資料 1-2-5】【資料 1-2-6】。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-5】 学生便覧 2024 「IV 学則及び学部規則等 各学部規則」

【資料 1-2-6】 福山大学ホームページ「福山大学の教育」

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学では、平成 25(2013)年度～平成 26(2014)年度に教育理念及び教育目的を見直し、平成 26(2014)年 7 月に改訂した。この改訂を「長期ビジョン委員会報告書」に反映させた。第 3 回長期ビジョン委員会報告書（令和 4 年 3 月 31 日）では、「長期ビジョン委員会第一部会」が使命・目的等を点検し、現状を維持することとした【資料 1-2-7】。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-7】 第 3 回長期ビジョン委員会報告書

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学は、大学及び学部・学科のそれぞれの三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシー）に、本学の使命・目的及び教育目的を反映している。これらを本学が独自に実施する自己点検・評価において、各学部・学科・研究科等が使命・目的及び教育目的や教育目標等の適切性及び三つのポリシーに関する点検項目を設け、使命・目的及び教育目的等を反映していることを検証している【資料 1-2-8】。これらに加えてアセスメント・ポリシーを策定して四つ目のポリシーとして、平成 30(2018)年 11 月の評議会において審議し、学長が決定した【資料 1-2-9】。また、経済学部経済学科は令和 6(2024)年度からディプロマ・ポリシー及びアセスメント・ポリシー

を改訂、人間文化学部心理学科はディプロマ・ポリシーの一部を改訂、薬学部薬学科は薬学教育コアカリキュラムの改訂に即して三つのポリシー及びアセスメント・ポリシーを改訂している。さらに、基準 6-2-①に詳述するように、大学のアドミッション・ポリシーを令和 6 年度から改訂している【資料 1-2-10】。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-8】 令和 4 年度 福山大学自己点検・評価書

【資料 1-2-9】 平成 30 年度 第 7 回 評議会議事録

【資料 1-2-10】 令和 5 年度 第 11 回及び第 12 回 評議会 議事録

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の使命・目的及び教育目的を達成するため、5 学部 14 学科、4 研究科 11 専攻、「附属図書館」「保健管理センター」「大学教育センター」「国際センター」「共同利用センター」「社会連携センター」「IR 室」「備後圏域経済・文化研究センター」「安全安心防災教育研究センター」「グリーンサイエンス研究センター」「内海生物資源研究所」及び事務局からなる組織を構成している【資料 1-2-11】。使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性を、本学の自己点検・評価の点検評価項目にあげて検証している。さらに、「長期ビジョン委員会第一部会」においても検証しており、本学の教育研究組織は使命・目的及び教育目的と整合性のある構成となっていると判断している【資料 1-2-7】。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-11】 学生便覧 2024 「I 大学のすがた 7. 組織（部局機構）」

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学は建学の精神に基づいた使命・目的及び教育目的を具体的かつ明確に定め、三つのポリシーに反映させ、学内外へ周知し、点検・評価に法人役員や本学教職員が組織的に関与・参画している。今後も組織的に点検・評価して、改善と向上に向けて努力していく。

【基準 1 の自己評価】

本学及び本学大学院は学校教育法に従って、その使命・目的及び教育目的を明確に設定している。そのもとに、各学部・学科、各研究科・専攻はディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを明確に策定し、学生便覧や大学ホームページ等で広く学内外に周知しており、これらのポリシーを自己点検する組織として「全学自己点検評価委員会」「学部等自己点検評価委員会」及び「改革推進委員会」を設置している。さらに、社会情勢の変化に対応するために、法人においても「長期ビジョン委員会連絡会議」を設置してこれらを点検し、新たなビジョンの策定を行っている。

以上の理由により、基準 1 を満たしていると判断する。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学では、以前より大学全体及び学部・学科ごとの教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを平易かつ具体的に定めていたが、学校教育法施行規則の改正により平成 29(2017)年 4 月に三つのポリシーの策定が義務化されたことを機に、5 学部 14 学科がそれぞれの専門性を考慮した改定案を策定している。令和 2(2020)年度に実施した福山大学全学外部評価において本学のアドミッション・ポリシーの表現が難しく、受験生に伝わるように見直した方がよい、という助言を受けた。この意見を真摯に受け止め、本学の教育目的を踏まえ、受験生に分かり易いアドミッション・ポリシーに改正した【資料 2-1-1】～【資料 2-1-4】。

大学院についても、平成 28(2016)年度に研究科ごとに平易かつ具体的に表現したアドミッション・ポリシーを策定している【資料 2-1-1】。

学校教育法施行規則 第 172 条の 2 に従い、アドミッション・ポリシーを「入試のしおり」及び「学生便覧」に明記するとともに、大学ホームページで社会に公表している。また、受験生等に広く配布する「大学案内」に本学のアドミッション・ポリシーを明記するとともに、QR コードから WEB で各学部・学科のアドミッション・ポリシーを確認できるように工夫している【資料 2-1-4】～【資料 2-1-7】。アドミッション・ポリシーはオープンキャンパス等で周知に努めるほか、入試広報室参事が高等学校を訪問して関係者に周知している。また、外国人留学生には「外国人留学生選抜 学生募集要項」にアドミッション・ポリシーを記載して周知している【資料 2-1-8】。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-1】 福山大学の三つのポリシー

【資料 2-1-2】 令和 2(2020)年度 福山大学全学外部評価報告書

【資料 2-1-3】 令和 5 年度第 12 回評議会議事録

【資料 2-1-4】 福山大学 入試のしおり 2025

【資料 2-1-5】 学生便覧 2024 「I 福山大学のすがた」

【資料 2-1-6】 福山大学 大学案内 2024

【資料 2-1-7】 福山大学ホームページ「福山大学の教育」

【資料 2-1-8】 2024 年度 外国人留学生選抜 学生募集要項

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

学生募集及び入学試験実施に関する業務は、「入学試験委員会」及び「入試広報室」が担当している。「入学試験委員会細則」第2条に「入試委員会は、次の事項について審議し、実施するものとする。一 学生募集に関する事項、二 入学試験の実施に関する事項、三 その他、入試戦略委員会から付託された事項」と規定している【資料 2-1-9】。「入学試験委員会」は、委員長、副委員長、学科ごとに選出した原則として教授又は准教授各1人、事務局長、入試広報室長、アドミッション・オフィサー及び学長が必要と定めた者若干名で構成している。入試問題作成のために、理事長が入試問題作成委員を本学及び福山平成大学教員の中から任命し、全入試科目の入試問題を学内で作成している。また、事務局に「入試広報室」を置き、「入学試験委員会」との連携のもとで、入学試験に関する業務を遂行している【資料 2-1-10】。入学試験の日程、試験科目等の実施方法等は「福山大学及び福山平成大学入試戦略委員会」が決定している【資料 2-1-11】。

学生募集において、大学を紹介する資料の「大学案内」の編集及び大学ホームページの管理・運営はそれぞれ「広報委員会」の編集部会及びホームページ部会が担当し、事務局広報部と連携して行っている【資料 2-1-12】。「入試広報室」は「入試のしおり」の編集、大学主催の入試説明会及び進学相談会、業者主催の入試説明会への参加、教職員による高校訪問等の企画・運営を行っている。

■学部入学者の選抜 本学の入学者選抜は、総合型選抜（一般）、指定校推薦型選抜（一般）、公募推薦型選抜（A日程、B日程）、一般選抜（前期A日程、前期B日程、後期日程）及び大学入学共通テスト利用選抜（前期、後期）のほか、外国人留学生選抜及び編入学試験を実施している。入学試験の可否判定は、全学教授会が意見を述べ、学長が決定している。学部ごとに実施する総合型選抜（スポーツ A・B）、指定校推薦型選抜（グローバル人材強化、会計・経営人材強化及び芸術・メディア表現枠）、外国人留学生選抜及び編入学試験の可否は、各学部教授会が意見を述べ、学長が決定している【資料 2-1-13】。

なお、早期に実施する総合型選抜及び指定校推薦型選抜の入学者には、学修支援システム「Cerezo」を活用して入学前教育を行っている【資料 2-1-14】。入学前教育では、実施した内容に対する評価あるいはコメントをそれぞれの学科教員から入学予定者に伝え、入学までの学修意欲の継続と向上を図っている。

○総合型選抜（一般、スポーツ A・B） 「総合型選抜（一般）」は「公募推薦型選抜」の出願基準と同等の学力があり、本学に入学を希望する者を対象として実施している。志望する学科の教育・研究内容を十分に理解し、明確な方向性と強い勉学意欲を持つ者に学修の機会を与えることを目的としている。学科教員による2回の事前審査（面談）を行った後、小論文及び最終面接試験で選抜している。この面談及び面接試験によってアドミッション・ポリシーに沿った入学者を受入れている。「総合型選抜（スポーツ A・B）」は「公募推薦型選抜」の出願基準と同等の学力があり、特定のスポーツ種目において一定の基準を満たしている者を選抜する制度である。在学中は指定の運動部（硬式野球部、サッカー部、剣道部、柔道部及び陸上競技部）に所属して選手として活躍することを期待している。各スポーツ種目の実技の能力は監督、コーチがスポーツ強化選手として相応しいことを判定して、さらに志望する学科の教員が小論文及び面接試験を行い、調査書と併せて総合的に可否を審査している。これらの審査及び面接試験によってアドミッション・ポリシーに沿った選

抜を実施している。

○**指定校推薦型選抜** 「指定校推薦型選抜」は従来から実施している指定校推薦型選抜（一般）に加えて、新たな指定校推薦型選抜として、「グローバル人材強化」「会計・経営人材強化」及び「芸術・メディア表現枠」の合計4種類の選抜を実施している。指定校推薦型選抜は本学が指定する高等学校の学校長から推薦された受験生について、書類審査（高等学校の調査書と志望動機を主たる内容とする作文）及び面接試験に基づいて総合的に評価し、合否を判定している。「グローバル人材強化」は、経済学部国際経済学科におけるグローバル人材の強化を目的とする入学試験で、「公募推薦型選抜」の出願基準と同等の学力があり、英語又は中国語の所定の資格を有する者を対象としている。「会計・経営人材強化」は経済学部税務会計学科における会計・経営人材の強化を目的とする入学試験で、「公募推薦型選抜」の出願基準と同等の学力があり、所定の簿記の資格を有する者を対象としている。「芸術・メディア表現枠」は人間文化学部メディア・映像学科におけるメディア表現に長けた人材強化を目的とする選抜制度で、「公募推薦型選抜」の出願基準と同等の学力があり、高校生対象の全国レベルの展覧会やコンペティション等での入賞歴等を有する者を対象としている。アドミッション・ポリシーに沿った学生であることをこれらの選抜過程において確認している。

○**公募推薦型選抜（A日程、B日程）** 「公募推薦型選抜（A日程、B日程）」の受験資格は、現役及び前年度卒業の者で高等学校での学習成績の評定平均値が3.0以上で、学校長が推薦した者である。学科試験については、全学部・学科で外国語を必須教科とし、学部・学科ごとに選択科目（1教科・1科目）を課している。合否の判定は、学科試験（各教科100点満点）、面接試験（50点満点）及び調査書（50点満点）で評価している。面接試験の評価には評価基準のルーブリック表を設けて公平性を確保している【資料2-1-15】。

○**一般選抜（前期A日程、前期B日程及び後期日程）** 「一般選抜（前期A日程、前期B日程及び後期日程）」では、「公募推薦型選抜」のような受験資格を設けず、学科試験に3教科（必須2教科、選択1教科・1科目）を課し、その試験成績を評価して選抜している。

○**大学入学共通テスト利用選抜（前期、後期）** 「大学入学共通テスト利用選抜」は2月に前期を、3月に後期を実施している。本選抜では個別学力試験を課さず、大学入学共通テストの成績と高等学校の調査書をもとに総合的に合否を判定している。大学入学共通テストの教科・科目及び配点は、各学部・学科の専門性を考慮して決定している。

○**外国人留学生選抜** 薬学部を除く4学部が「外国人留学生選抜」を実施している。第一次募集を例年10月に、第二次募集を1月に実施している【資料2-1-8】。また、日本大学連合学力試験（JPUE）を利用した留学生入学試験も実施している。JPUEは留学生が在住する国で入学試験を受験できる試験制度で、（一財）日中亜細亜教育医療文化交流機構が実施している。出願資格及び試験科目などは「外国人留学生選抜 学生募集要項」に記載している【資料2-1-16】。

○**編入学試験** 「大学学則」第31条に「第2学年次以上に編入学を志願する者がいるときは、当該年次に欠員のある場合に限り、学部規則の定めるところにより学長がこれを許可することがある。」と規定している。この規則に従い、試験及び面接試験結果を総合して合否を判定している。毎年数名の編入学生を受入れている【資料2-1-17】。

■**大学院入学試験** 大学院の入学試験は「推薦選抜」「一般選抜（一次・二次）」を実施し

ている。推薦選抜では、学部在学中の成績を学力試験に充当し、面接試験のみを課している。一般選抜では学科試験及び面接試験を実施して、これらの結果を総合して合否を判断している。これらの入学試験のほか、人間科学研究科、工学研究科では「社会人特別選抜」を実施している。

■アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの検証 本学の入学試験の合否判定について、「総合型選抜」及び「指定校推薦型選抜」では全学又は学部の意見を聴取して学長が決定している。「公募推薦型選抜」「一般選抜」及び「大学入学共通テスト利用選抜」では、学科試験等の点数をもとに全学教授会が意見を述べて学長が決定し、公平性を確保している。また、基準 6-2-② 解析事例④に記述するように、学生の入学後の学修成果の指標の一つである GPA と入学試験種別との関係を IR 室が統計的に分析し、「学長室会議」等で分析結果を報告している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-9】 福山大学入学試験委員会細則

【資料 2-1-10】 法人及び大学の組織運営に関する規程

【資料 2-1-11】 福山大学及び福山平成大学入試戦略委員会規程

【資料 2-1-12】 福山大学広報委員会細則

【資料 2-1-13】 福山大学全学教授会細則、福山大学学部教授会細則

【資料 2-1-14】 令和 5(2023)年度入試 入学前課題一覧

【資料 2-1-15】 公募推薦型選抜の面接試験評価ルーブリック表

【資料 2-1-16】 2024 年度 日本大学連合学力試験利用による留学生学生募集要項

【資料 2-1-17】 令和 6(2024)年度 編入学試験募集要項

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

わが国の 18 歳人口は平成 4(1992)年度をピークに減少の一途をたどっている。新型コロナウイルス感染症のパンデミックは受験生の受験動向に大きな変化をもたらしており、受験生の約半数が受験校を絞り込んでいるというデータもある。表 2-1-1 及び表 2-1-2 に示すように、本学では志願者数及び入学者数は減少傾向にある。

本学では入学定員充足率及び収容定員充足率が低迷している原因を次のように分析している。第一に、本学が福山大学ブランドを十分に確立できていない可能性がある。大学ブランドを確立させるため、人材育成、社会貢献及び研究力の向上に取り組む「福山大学ブランディング戦略」を立案して遂行しているところである。第二に、広報活動の不足が挙げられる。これを改善するために令和 4(2022)年度から事務局に広報部を置き、活発な広報活動を開始している。その結果、令和 5(2023)年度のオープンキャンパスの参加者数の増加につながっている。また、大学ホームページのアクセシビリティを向上させ、アトラクティブな大学ホームページにリニューアルした。第三として、一般社会のニーズと学科の教育や研究内容が一致していない可能性が挙げられる。工学部スマートシステム学科は、工学部外部評価委員会報告書で学科名称から高校生が教育・研究内容を理解することが難しいと指摘された。また、生命工学部生物工学科及び生命栄養科学科では教育・研究内容

表 2-1-1 学部・学科別志願者数、入学者数、入学定員充足率の推移（単位：人）

学部・学科	令和4（2022）年度			令和5（2023）年度			令和6（2024）年度		
	志願者数	入学者数	充足率	志願者数	入学者数	充足率	志願者数	入学者数	充足率
経済 ^{*1}	460	175	1.029	397	174	1.024	332	167	0.928
国際経済 ^{*2}	62	26	0.520	49	22	0.440	34	16	0.400
税務会計	74	39	0.780	75	40	0.800	69	34	0.680
経済学部	596	240	0.889	521	236	0.874	435	217	0.804
人間文化	136	53	1.060	127	42	0.840	88	40	0.800
心理 ^{*3}	134	50	1.000	160	67	1.340	191	77	1.100
メディア・映像	81	39	0.780	111	51	1.020	99	60	1.200
人間文化学部	351	142	0.947	398	160	1.067	378	177	1.041
電気電子工	86	19	0.633	42	7	0.233	51	14	0.467
建築	187	60	0.857	142	59	0.843	109	56	0.800
情報工 ^{*4}	245	67	1.340	166	53	1.060	111	47	0.783
機械システム工	74	22	0.440	73	17	0.340	35	9	0.180
工学部	592	168	0.840	423	136	0.680	306	126	0.700
生物科	73	21	0.420	60	17	0.340	75	23	0.460
健康栄養科 ^{*5}	46	27	0.540	34	26	0.520	48	26	0.650
海洋生物科 ^{*6}	370	104	1.040	272	110	1.100	282	107	0.973
生命工学部	489	152	0.760	372	153	0.765	405	156	0.780
薬学部 ^{*7}	365	103	0.687	357	106	0.707	330	103	0.936
合計	2,393	805	0.830	2,071	791	0.815	1,854	779	0.838

- *1：経済学科は令和6（2024）年4月より入学定員を170人から180人に変更
- *2：国際経済学科は令和6（2024）年4月より入学定員を50人から40人に変更
- *3：心理学科は令和6（2024）年4月より入学定員を50人から70人に変更
- *4：情報工学科は令和6（2024）年4月より入学定員を50人から60人に変更
- *5：健康栄養科学科は令和6（2024）年4月より入学定員を50人から40人に変更
- *6：海洋生物科学科は令和6（2024）年4月より入学定員を100人から110人に変更
- *7：薬学科は令和6（2024）年4月より入学定員を150人から110人に変更

表 2-1-2 学部・学科別収容定員、収容者数、収容定員充足率の推移（単位：人）

学部・学科	令和4（2022）年度			令和5（2023）年度			令和6（2024）年度		
	収容定員	収容者数	充足率	収容定員	収容者数	充足率	収容定員	収容者数	充足率
経済 ^{*1}	660	681	1.03	680	682	1.00	690	649	0.94
国際経済 ^{*2}	200	160	0.80	200	132	0.66	190	107	0.56
税務会計	200	159	0.80	200	151	0.76	200	151	0.76
経済学部	1,080	1,000	0.93	1,080	965	0.89	1,080	907	0.84
人間文化	200	216	1.08	200	187	0.94	200	185	0.93
心理 ^{*3}	200	228	1.14	200	229	1.15	220	242	1.10
メディア・映像	200	158	0.79	200	170	0.85	200	190	0.95
人間文化学部	600	602	1.00	600	586	0.98	620	617	1.00
電気電子工	140	75	0.54	120	67	0.56	120	58	0.48
建築	280	278	0.99	280	253	0.90	280	227	0.81
情報工 ^{*4}	200	218	1.09	200	215	1.08	210	212	1.01
機械システム工	200	115	0.58	200	105	0.53	200	77	0.39
工学部	800	686	0.86	800	640	0.80	810	574	0.71
生物科	200	117	0.59	200	101	0.51	200	89	0.45
健康栄養科 ^{*5}	200	126	0.63	200	111	0.56	190	105	0.55
海洋生物科 ^{*6}	400	451	1.13	400	444	1.11	410	424	1.03
生命工学部	800	694	0.87	800	656	0.82	800	618	0.77
薬学部 ^{*7}	900	674	0.75	900	632	0.70	860	618	0.72
合計	4,180	3,656	0.87	4,180	3,479	0.83	4,170	3,334	0.80

- *1：経済学科は令和6（2024）年4月より収容定員を680人から720人に変更（令和6(2024)年度収容定員690人）
- *2：国際経済学科は令和6（2024）年4月より収容定員を200人から160人に変更（令和6(2024)年度収容定員190人）
- *3：心理学科は令和6（2024）年4月より収容定員を200人から280人に変更（令和6(2024)年度収容定員220人）
- *4：情報工学科は令和6（2024）年4月より収容定員を200人から240人に変更（令和6(2024)年度収容定員210人）
- *5：健康栄養科学科は令和6（2024）年4月より収容定員を200人から160人に変更（令和6(2024)年度収容定員190人）
- *6：海洋生物科学科は令和6（2024）年4月より収容定員を400人から440人に変更（令和6(2024)年度収容定員410人）
- *7：薬学科は令和6（2024）年4月より収容定員を900人から660人に変更（令和6(2024)年度収容定員860人）

と学科名称の不一致を指摘する意見があった。そこで、令和 6(2024)年度からこれら 3 学科の学科名称を変更し、スマートシステム学科を電気電子工学科に、生物工学科を生物科学学科に、生命栄養科学科を健康栄養科学科に変更するとともに学生募集定員の適正化を図っている【資料 2-1-18】。

さらに、本学では学生募集に関連する様々な取組を実施して、収容定員充足率の改善に努力している。以下に本学の取組を説明する。

■奨学生制度による経済的支援の充実 成績等の優秀な学生を確保するために本学独自の奨学生制度を充実させている。「公募推薦型選抜」「一般選抜（前期 A 日程、前期 B 日程及び後期）」及び「大学入学共通テスト利用選抜（前期及び後期）」において、成績上位者を「特別奨学生 A」に採用している。この制度は 4 年間（薬学部は 6 年間）の授業料の 50% を減免する制度である。「特別奨学生 B」は「指定校推薦型選抜」において、本学が指定する評定値以上の合格者の授業料の 40%（薬学部は 30%）を減免する制度である。「特別奨学生 C」は「指定校推薦型選抜（グローバル人材強化、会計・経営人材強化、芸術・メディア表現枠）」の合格者の授業料の 50%を減免している。このほか、総合型選抜（スポーツ A・スポーツ B）の合格者を対象とした「特別奨学生 D」、成績優秀な在学学生を対象とした「福山大学一般奨学生」を採用している。「福山大学一般奨学生」は、授業料 30 万円（薬学部は 50 万円）を減免している【資料 2-1-19】【資料 2-1-20】。

■入学時学納金の負担軽減 本学は施設費・実験費等を徴収しないため 4 年間（薬学部は 6 年間）の学納金合計は他大学より低く抑えている。しかし、費目設定の違いにより入学時学納金は他大学と比較すると見かけ上割高となる。そこで、入学時の経済的負担を軽減させることを目的として、入学金を改定し令和 6(2024)年度から減額している【資料 2-1-6】。

■入試広報活動の展開 学生募集のための広報活動を以下の通り積極的に展開している。

○「大学案内」の発行 「大学案内」には、本学の建学の精神、教育理念・教育目的、三つのポリシー、学部・学科及び大学院の構成と教育の特徴、附属研究センター、国際交流、資格取得のサポート体制、サークル活動や下宿生活等のキャンパスライフ、就職活動支援、入試日程等を記載して、本学の主たる広報冊子としている【資料 2-1-6】。

○「入試のしおり」の発行 「入試のしおり」には、大学全体及び各学部のアドミッション・ポリシー、各種入学者選抜の日程と試験会場、入試教科・科目の概要、前年度入学者選抜の受験者数と合格者数等のデータ、過去 3 か年の公募推薦型選抜の試験問題と出題者からのアドバイス等を掲載している【資料 2-1-4】。

○大学主催入試説明会の開催 大学主催入試説明会は各高等学校の進路指導担当教諭を対象に、令和 5(2023)年度は 6 月に西日本各地の計 10 会場で開催し、大学概況と入試概況を説明している。令和 5(2023)年度の参加校数は 95 校、参加者数は 114 人であった【資料 2-1-21】。

○大学参観説明会の開催 各高等学校の進路指導担当教諭を本学に招待し、学内施設・設備の見学、入学者選抜に関して説明する大学参観説明会を開催している。令和 5(2023)年 6 月開催の説明会への参加校は 15 校、参加者数は 15 人であった【資料 2-1-22】。

○オープンキャンパスの開催 受験生を対象に、6 月、7 月、8 月、9 月、10 月及び 3 月にオープンキャンパスを開催して大学概況や入学者選抜に関する説明、キャンパスの見学、

希望する学部・学科の模擬授業、実験、演習の受講や個別相談を行っている【資料 2-1-23】。

○**進学相談会の開催** 進学相談会は個々の受験生の進学に関する相談を受ける行事で、令和 5(2023)年度は JR 福山駅前の「学校法人福山大学社会連携推進センター」で 4 月、5 月、6 月、11 月、12 月及び 1 月に開催し、受験生が志望する学部・学科の教育・研究の特色、三つのポリシーについて説明を行った【資料 2-1-24】。

○**業者主催進学相談会への参加** 高校生を対象として受験産業関連事業者等が企画・開催する種々の進学相談会に、「入学試験委員会」の委員長、副委員長及び入試広報室の職員を派遣している。令和 5(2023)年度の実績は全国で延べ 47 会場に派遣し、本学の教育・研究活動及び入学試験に関する広報活動を展開した【資料 2-1-25】。

○**教職員による高校訪問** 中国、四国、九州、近畿及び中部地方の高等学校を入試広報室参事が訪問し、進路指導担当者に大学概況、入学者選抜実施要領、各学部・学科の特徴、就職状況を説明するとともに、高等学校卒業生の近況等を報告している【資料 2-1-26】。また、教員による高校訪問も実施している。

○**大学ホームページの充実** 入試広報活動におけるホームページの有効性を認識し、大学ホームページを充実させており、令和 6(2024)年度には、ステークホルダーがより利用しやすいようにリニューアルを行った。教育・研究活動、教育情報の公開、入学者選抜日程などの入試情報、入学金・授業料、奨学金、課外活動、イベントを発信している。さらに、学生や教員の活躍を「FUKUDAI Mag (旧名称：学長室ブログ)」に掲載することで、本学キャンパスの活気ある状況を受験生やその保護者、在学生やその保証人並びに社会一般に伝えている【資料 2-1-27】。

○**高大連携事業の展開** 本学には近隣の高等学校が進学指導の一環として、高校生の大学見学と本学教員への出張授業の依頼もある。これらの機会を本学の教育施設や教育システムを受験生に周知する機会として捉え、積極的に受入れている【資料 2-1-28】。

■**学生受入れ数の確保に向けた各学部の取組** 本学の喫緊の課題は収容定員充足率を改善させることである。この課題を改善するために、全学をあげて教育プログラムの充実、研究活動の活性化、課外活動の充実、学生募集に向けた広報活動の活性化に取り組んでいる。以下に、各学部・学科の取組を記述する。

○**経済学部の取組** 経済学部では、経済学科は収容定員をほぼ充足しているが、国際経済学科及び税務会計学科の入学定員充足率及び収容定員充足率は低迷している。高校生の大学体験入学、学科ホームページの充実、カリキュラムや学びの特色を伝えるリーフレットを作成して配布するなどの情報を発信している【資料 2-1-29】。また、現状に即して入学定員の適正化に努め、令和 6(2024)年度から国際経済学科の入学定員を 50 人から 40 人に減員し、経済学科の入学定員を 170 人から 180 人に増員した【資料 2-1-18】。

○**人間文化学部の取組** 人間文化学部の 3 学科は、入学定員及び収容定員をほぼ充足しているが、それを維持すべく努力を継続している。人間文化学科は備後地域では「国語」「社会・地理歴史」の教員免許や学芸員資格を取得できる唯一の学科であることをアピールして、オープンキャンパスや大学祭等の様々な行事において学生と教員が一体となって学びの特色や魅力を発信する活動を展開している【資料 2-1-30】。心理学科は心理学に対する幅広い多様な関心に応えるため、令和 5(2023)年度から「心理臨床コース」及び「司法犯罪コース」の 2 コース制を導入している。また、学科教員が教育、研究、学生指導及び社

会貢献に取り組む、その成果をマスコミ、大学ホームページで発信することを通じて心理学の魅力を伝えている。これらの取組の成果として入学希望者が増加していることから、令和6(2024)年度から入学定員を50人から70人に増員した【資料2-1-18】。メディア・映像学科は「高校生CMコンテスト」を継続的に実施して動画作成に関心の高い高校生に同学科をアピールするとともに、入学者選抜の試験科目に「デッサン」を取入れて芸術的感性の高い学生を募集している【資料2-1-31】。

○**工学部の取組** 工学部では、建築学科及び情報工学科は入学定員及び収容定員をほぼ充足しているが、電気電子工学科と機械システム工学科の収容定員充足率は厳しいものとなっている。これを改善するため、高大連携の強化、高等学校と連携した探求型学習の推進、SNSやパンフレットを活用して知名度向上に努めている。また、学生が集い、ものづくりへの関心を高めることを目的に、令和7(2025)年度に迎える福山大学創立50周年の記念事業としてもものづくり工房「聚志館(しゅうじかん)」の建設に着工している【資料2-1-32】。電気電子工学科は学科名称から教育・研究の内容を連想できるように令和6(2024)年度から学科名称をスマートシステム学科から電気電子工学科に変更した【資料2-1-33】。同学科は「電気工学コース」と「電子システムコース」を強化して、電気主任技術者や特殊無線技士の資格取得、AIやIoTの教育を通じて産業界のニーズに応える教育を推進している。さらに、課外活動ではETロボコンやガンダムプロジェクト等を通じて学生のものづくりへの興味を育てている【資料2-1-34】【資料2-1-35】。建築学科は「卒業設計展」の開催、大学祭における建築展などを通して高校生をターゲットとする広報活動を展開している【資料2-1-36】。オープンキャンパスでは学科紹介のほか、建築家でもある教授による模擬講義、構造実験、模型製作など高校生が興味を持つイベントを実施している。情報工学科はICTの重要性が認知され、入学志願者が増加傾向にある。そのため令和6(2024)年度から入学定員を50人から60人に増員した【資料2-1-18】。機械システム工学科は取得できる資格の充実、「リアルものづくり教育」で、座学からものづくりまで一貫した体験型授業を核としたカリキュラムに変更し、その広報活動を行っている【資料2-1-37】。

○**生命工学部の取組** 生命工学部では、海洋生物科学科が収容定員を充足しているが、生物科学科及び健康栄養科学科の収容定員充足率は厳しいものとなっている。現状に即して入学定員の適正化に努め、令和6(2024)年度から海洋生物科学科の入学定員を100人から110人に増員し、健康栄養科学科の入学定員は50人から40人に減員した。また、生物科学科及び健康栄養科学科は、開設以来重ねてきたカリキュラム変更を経て学科名称と両学科の教育研究内容や卒業生が活躍している分野との間に違いを生じ、学科の魅力を適切に受験生に周知できていないことがその原因となっている可能性がある。そこで、令和6(2024)年度から生物工学科を生物科学科に、生命栄養科学科を健康栄養科学科に学科名称を変更した【資料2-1-33】。生物科学科はインスタグラム、フェイスブック、YouTube等に学科公式チャンネルを開設し、SNSを活用した学科広報に取り組んでいる。高等学校と連携したスーパーサイエンスハイスクール研修や、学科で醸造したワインを福山市最大のイベント「福山ばら祭」へ出展して学科独自の取組の成果を広くアピールしている【資料2-1-38】。健康栄養科学科は受験生や地域社会のニーズ変化に合わせた教育課程を構築し、卒業後のキャリアパスを視覚化したプロフェッショナルリズム教育を充実させている。受験生や社会一般を対象とする広報活動として、市民フォーラムを開催している【資料2-1-39】。

海洋生物科学科は海洋生物への潜在的な興味や関心を掘起こし受験生の増加につなげる取組として、令和 5(2023)年度から高校生の夏季休暇中に、魚類の産卵、孵化、育苗を体験する「食べておいしい！知って水産業のサポーター」「高校生たちの“未来へつなぐSDGsの活動”発表会」等を行っている【資料 2-1-40】 【資料 2-1-41】。

○**薬学部**の取組 薬学部では、他大学薬学部のストレート進級率・卒業率・国家試験合格率等と本学部を比較して本学部の教育の特徴を分かり易く高等学校の進路指導担当者に説明している【資料 2-1-42】。また、「薬学部進学セミナー」等の薬学部を志望する受験生対象の行事に参加して本学部の魅力を受験生に伝えている【資料 2-1-43】。さらに、令和 6(2024)年度から入学定員を 110 人に減員して収容定員の適正化に努めている【資料 2-1-18】。

○**大学院研究科**の取組 大学院各研究科は、大学院生の増加を図るために「研究科長等協議会」が主体となって「大学院入学試験説明会」「大学院生の研究中間発表会」等を開催して学部学生に大学院への進学を勧めている【資料 2-1-44】。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-18】「学科の名称変更」及び「入学定員・収容定員」の変更に関するお知らせ

【資料 2-1-19】学校法人福山大学奨学生規程

【資料 2-1-20】大学独自の奨学生給付・貸与状況

【資料 2-1-21】福山大学主催入試説明会資料

【資料 2-1-22】大学参観説明会資料

【資料 2-1-23】オープンキャンパス（体験入学、見学会）資料

【資料 2-1-24】進学相談会資料

【資料 2-1-25】業者主催進学相談会資料

【資料 2-1-26】令和 5(2023)年度 高校訪問実績

【資料 2-1-27】令和 5 年度 前期学長室ブログ一覧

【資料 2-1-28】令和 6(2024)年度 出張講義一覧

【資料 2-1-29】令和 5 年度 経済学部広報リーフレット

【資料 2-1-30】人間文化学部 教員免許取得状況

【資料 2-1-31】「高校生 CM コンテスト」実施要領

【資料 2-1-32】「聚志館」建設計画資料

【資料 2-1-33】学科名称変更申請書（令和 5 年 6 月届出）

【資料 2-1-34】ET ロボコン開催資料

【資料 2-1-35】ガンダムプロジェクト開催資料

【資料 2-1-36】卒業設計展 資料

【資料 2-1-37】機械システム工学科 資料

【資料 2-1-38】学長室ブログ「福山ばら祭 2023 で福大ワイン飲み比べ！」

【資料 2-1-39】市民フォーラム開催 資料

【資料 2-1-40】「食べておいしい！知って水産業のサポーター」資料

【資料 2-1-41】高校生たちの「未来へつなぐSDGsの活動」発表会

【資料 2-1-42】全国私立薬科大学の比較

【資料 2-1-43】鳥取県薬剤師会主催「薬学部進学セミナー」資料

【資料 2-1-44】 大学院生の研究中間発表会資料

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

入学定員及び収容定員充足率の改善は本学の喫緊の課題である。これまで全学が一体となり、教育改革及び学生募集活動に取り組んできた成果として、平成 26(2014)年度から令和 2(2020)年度まで入学定員充足率は順調な改善傾向にあった。しかし、新型コロナウイルス感染症のパンデミックの影響から、令和 3(2021)年度以降の入学定員充足率は減少に転じ、一部の学科では深刻な状況が続いている。これらの学科については、教員の教育・研究力の強化、教育・研究環境の改善を図るとともに、令和 6(2024)年度から、受験生により分かり易い学科名称に変更し、さらに、収容定員の適正化を図っているが、大学全体の課題として本学の特徴を社会に周知する必要がある。そのため、広報委員会の所掌事項にブランディング戦略に基づく企画及び立案とその推進を明記した。また、令和 5(2023)年度から事務局に広報部を設置して、全学が一元的に広報戦略を立案し実行している。本学が瀬戸内のほぼ中央に位置することから、瀬戸内圏を主な研究活動の範囲として「瀬戸内の里山・里海学」をテーマとする研究や社会連携等を全学的に遂行し、大学独自のブランド確立に努力している。今後はこれらの努力の成果が地域社会に浸透するように努め、入学者増につなげていく。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学は、学生の生活支援、学修支援、進路支援等を行う「学生支援ポリシー」を定め、学修支援については「授業担当教員とクラス担任及び教務課が連携し、個々の学生の修学状況を確認しつつ、適切な科目履修、自発的な学修意欲の向上に必要な学修支援を進める。また、基礎学力の向上など通常の授業への参加だけでは解決しにくい学修上の課題については、学修支援室での個別指導やeラーニングを活用した自主学習システム等の支援体制を設ける。」と学生便覧に明示している【資料 2-2-1】。各学部の特性に即してクラス担任を定め、クラス担任が個々の学生の修学状況を確認しながら学修指導を行っている【資料 2-2-2】。「大学教育センター」に学修支援部門を置き、eラーニングシステムの管理運用及び学修支援相談室を運営している【資料 2-2-3】。さらに、学内諸委員会に教員と職員が委員として参画し、学修支援を教職協働で推進している【資料 2-2-4】。例えば、「大学教育センター運営委員会」には、センター長、副センター長、全学共通教育部門長、教育開発部門長、数理・データサイエンス・AI 教育プログラム部門長、資格教育部門長、学修支援

部門長、全学科長（薬学部にあつては、薬学部長が推薦する者）、学生委員長、教務委員長、就職委員長、教職課程委員会委員長、大学教育センター教務委員、学務部長、教務課長、経済学部・人間文化学部事務長及びその他、学長が必要と認めた者が委員として参画し、それぞれの立場から意見を出し、教職協働で学修支援活動を展開している【資料 2-2-5】。留学生の学修支援は、「国際センター」と国際交流課が緊密に連携して行っている【資料 2-2-6】。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-2-1】 学生便覧 2024 「Ⅲ 学生生活 ○学生支援ポリシー」

【資料 2-2-2】 福山大学クラス担任細則

【資料 2-2-3】 福山大学大学教育センター学修支援部門運営細則

【資料 2-2-4】 令和 6(2024)年度 福山大学諸委員会構成員名簿

【資料 2-2-5】 福山大学大学教育センター規則

【資料 2-2-6】 福山大学国際センター規則

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

本学では、以下に示すように、きめ細かく学生の学修支援を行っている。全授業科目の担当教員のオフィスアワーをシラバスに記載し、学生が教員に学修内容に関する質問や相談をできるようにしている【資料 2-2-7】。また、授業の欠席は学生の学修意欲低下のシグナルとなる場合も少なくない。そのため、欠席回数が全授業回数の 1/5 を超えた場合には、授業担当教員が当該学生のクラス担任に連絡して学生への指導を促している。個々の学生の情報を学科教員間で共有して学修指導に活用するほか、教育懇談会で学生の保証人と共有することで留年、休学、中途退学等の予防に努めている【資料 2-2-8】。

障がいのある学生が、障がいのあることを理由に不利益を受けることがないように、「福山大学障害のある学生支援に関するガイドライン」に沿って障がいのある学生の学修活動に合理的な配慮を行っている【資料 2-2-9】。

実験、演習などの授業科目の学修効果を高めるためにティーチング・アシスタント (TA)

表 2-2-1 各学部のTA採用実績（上段:人数、下段時間）

学部	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	経済学部	3人 303 時間	3人 128 時間	4人 260 時間	2人 143 時間	1人 57 時間
人間文化学部	6人 177 時間	4人 46 時間	5人 63 時間	7人 122 時間	7人 135 時間	
工学部	7人 252 時間	1人 37 時間	4人 110 時間	6人 191 時間	2人 143 時間	
生命工学部	5人 165 時間	2人 48 時間	3人 66 時間	4人 102 時間	0人 0 時間	
薬学部*	8人 234 時間	7人 200 時間	10人 228 時間	9人 212 時間	12人 228 時間	

*:薬学部はSA採用実績

を制度化し、大学院生を TA に採用している【資料 2-2-10】。TA は担当教員を補助して受講学生の学修支援にあたるだけでなく、TA を務める大学院生自身の学修意識の向上も目指している。TA に採用するにあたっては授業科目担当教員が TA の役割を事前に説明し、求められる専門的知識や技術を指導するとともに、事後には TA 自身の変化について調査している【資料 2-2-11】。過去 5 年間の TA 採用実績を表 2-2-1 に示す。なお、一部の授業科目では学部 3・4 年次生、薬学部は 5 年次生をスチューデント・アシスタント(SA)として採用している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-2-7】 令和 6 年度 福山大学シラバス

【資料 2-2-8】 令和 5 年度 福山大学教育懇談会資料

【資料 2-2-9】 福山大学障害のある学生の支援に関するガイドライン

【資料 2-2-10】 福山大学ティーチング・アシスタントに関する規程

【資料 2-2-11】 2023 年度 TA 自己評価ルーブリック書式

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

クラス担任制度を軸として個々の学生の学修状況を把握してきめ細かく指導し、学科教員及び教務委員会を中心に教職員間の連携に努め、学修支援を円滑に進めていく。また、TA 及び SA を採用して教員の学修指導を補助し、教育の充実を図っていく。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

学生の社会的・職業的自立支援を、キャリア教育と就業支援の二つの視点から教員と職員が連携して教職協働で行っている。キャリア教育を担うのが「大学教育センター」「キャリア形成支援委員会」及び教務課であり、基準 3-2 で述べる「福山大学教育システム」に示す「自立」「対話」「社会参加」そして「自己実現」というステップごとの目標を学生の就業力につなげるように支援している。それに続く就職支援を「就職委員会」及び就職課が担っている。

■**キャリア形成支援委員会** 「キャリア形成支援委員会」は、大学教育におけるキャリア教育及びインターンシップを重視する社会の流れを受けて発足した。本委員会は、委員長、副委員長、各学部及び「大学教育センター」から選出した委員と教務委員長、就職委員長、学務部長、教務課長、就職課長、その他、学長が必要と認めた者を構成員としている。「キャリア形成支援委員会」は、インターンシップ等を実施することにより、自らの適性や能

力を生かした職業選択を行うことができるよう支援することを目的とする【資料 2-3-1】。

■**自分未来創造室** 「キャリア形成支援委員会」の実務組織として、「自分未来創造室」を設置している。「自分未来創造室」は、インターンシップの協力企業・団体との交渉と調整、インターンシップに関する学生の相談窓口の開設、インターンシップ受入れ企業説明会、インターンシップの事前・事後研修及び合同成果発表会等の関連行事を実施している【資料 2-3-2】。

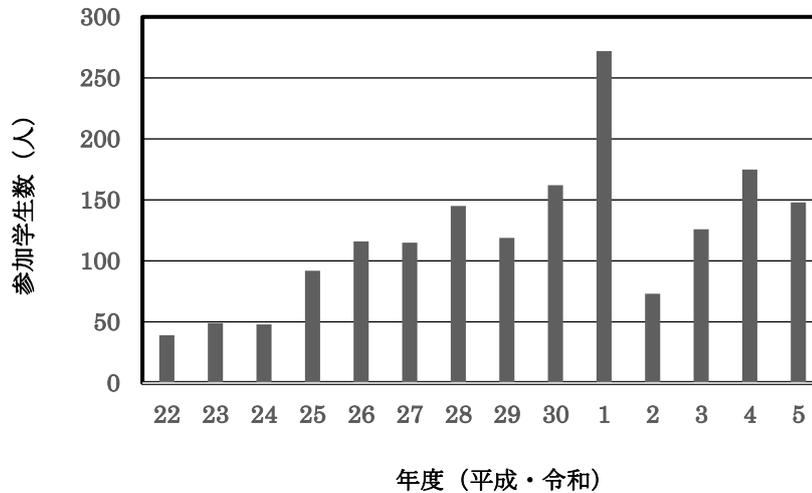
■**就職委員会** 「就職委員会」は、就職課や各学部・学科の教員組織との連携により、学生の就職指導を行っている。本委員会は、委員長、副委員長、各学部就職委員会において選出された者、「大学教育センター」及び「国際センター」において選出された者、学生委員長、キャリア形成支援委員長、学務部長、就職課長及びその他、学長が必要と認めた者で構成している【資料 2-3-3】。就職委員会委員と就職課職員が学生の就職活動の相談や指導、企業の求人情報収集、合同企業説明会等を実施している【資料 2-3-4】。

■**就職指導における ICT の活用** 平成 24(2012)年に導入した就職支援機能をもつ学生ポータルサイト「Zelkova」を学生の就職支援に利用している。令和 2(2020)年度からは、学修支援システム「Cerezo」で就職ガイダンスや企業説明会開催を学生に周知するとともに、総合適性検査(SPI)のトレーニングを実施している【資料 2-3-5】【資料 2-3-6】。

■**就職支援** 「就職委員会」及び就職課は、学生の就職活動支援のため、求人情報の収集と提供、福山大学主催業界説明会、福山大学主催合同企業説明会、就職ガイダンスの開催、保証人との就職懇談会の開催、卒業生による就職体験発表会、企業懇談会等を開催している【資料 2-3-7】～【資料 2-3-12】。福山大学主催合同企業説明会は、翌年度に就職を希望する 3 年次生を対象に企業採用担当者から直接説明を受ける機会として例年 2 月に開催している。なお、薬学部は 6 年次生を対象に例年 5 月に開催している。令和 3(2021)年度から、卒業年次生の未内定者のための合同企業説明会も開催し、支援の強化を行っている。企業懇談会は企業との情報交換や求人獲得を目的として、例年約 300 社以上の企業から役員や採用担当者を招き、本学の学長、副学長、学部長、学科長、就職委員会委員をはじめ多数の教職員と交流する機会としている。また、就職課に国家資格キャリアコンサルタント技能士一級を保有する職員やハローワークから派遣されるジョブサポータを配置して就職相談、履歴書の書き方、個人面談や集団面接、グループディスカッション等を指導する体制を整えている。

■**コロナ禍下におけるキャリア支援** 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、登校制限や外出自粛によりインターンシップや就職活動の支援は困難を極めた。図 2-3-1 に示すように、増加傾向にあったインターンシップ参加者数はこの期間に激減した。就職支援においても、例年開催していた就職活動関連行事を軒並み中止せざるを得ず、保証人との就職懇談会、業界説明会等は、オンラインに切替えて実施した。企業の採用活動も大きく変化し、多くの企業が企業説明会や面接試験などをオンラインでの実施に移行したため、オンラインでの就職活動に対応するスキルの指導が急務となった。令和元(2019)年度～令和 3(2021)年度は、就職課の個室を Web 面接室として学生に提供し、希望者にはオンラインでの就職相談に応じ、希望する就職先からの内定の獲得を支援した。令和 5(2023)年度の就職内定率はほぼ 100%である【資料 2-3-13】。

図 2-3-1 インターンシップ参加学生数の推移



【エビデンス集・資料編】

- 【資料 2-3-1】 福山大学キャリア形成支援委員会細則
- 【資料 2-3-2】 令和 5 年度 BINGO OPEN インターンシップ 報告書
- 【資料 2-3-3】 福山大学就職委員会細則
- 【資料 2-3-4】 福山大学ホームページ「福山大学の就職支援体制」
- 【資料 2-3-5】 Zelkova「就職ポータル」
- 【資料 2-3-6】 Cerezo「就職支援」
- 【資料 2-3-7】 令和 5 年度 業界説明会 資料
- 【資料 2-3-8】 令和 5 年度 合同企業説明会 資料
- 【資料 2-3-9】 令和 5 年度 就職ガイダンス実施スケジュール
- 【資料 2-3-10】 令和 5 年度 保証人との就職懇談会 資料
- 【資料 2-3-11】 令和 5 年度 卒業生による就職活動体験発表会 資料
- 【資料 2-3-12】 令和 5 年度 企業懇談会 資料
- 【資料 2-3-13】 就職の状況（過去 3 年間）

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、卒業時の学生の就職内定率は例年ほぼ 100%であるが、稀に就職に対する意欲が低い学生も在籍している。今後は彼らに対する就職指導を充実する必要がある。そのために低学年からのキャリア教育を充実させ、インターンシップなどへの参加を促すことで就業意欲を涵養する。また、増加が予想される外国人留学生の中には日本国内での就職を希望する留学生も少なくない。文部科学省の留学生就職促進教育プログラム認定制度に本学から申請した「備後・安芸圏域留学生就職・定着促進教育プログラム」が令和 5(2023)年 10 月に採択された。外国人留学生に対する日本語教育、キャリア教育及びインターンシップを一体として提供する質の高い教育プログラムを実施する予定である。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

基準 2-2-①で述べたように、本学は「学生支援ポリシー」を定め、学生生活の支援について「生活上の不安や問題の早期解決を図るために、クラス担任が中心となって総合的支援を行うほか、学生課に相談窓口を置いて学生の多様な相談に適切かつ迅速に対応できる体制を整備し、学生個人の実情に合わせたきめ細かい指導を行う。さらに、必要に応じて保健管理センター、学生相談室のカウンセラー等の専門家と連携した支援を行う。」と学生便覧に明記している【資料 2-4-1】。以下に学生支援について具体的に説明する。

■**学生生活支援の組織** 学生サービス、厚生補導のための組織として「学生委員会」を設置し、学生課との協働で学生生活の支援にあたっている。「学生委員会」は、「福山大学学生委員会細則」に則り、学生の生活における諸活動の適正化を図り、大学運営を円滑化することを目的とし、委員長、副委員長、教務委員長、保健管理センター長、各学科の教員、「大学教育センター」の教員、「国際センター」の教員、学務部長、学生課長、その他、学長が必要と認めた者で構成して運営にあたっている【資料 2-4-2】。定期的に「学生委員会」を開催し、新入生オリエンテーション、学長杯争奪競技大会、マナーアップキャンペーン、大学祭(三蔵祭)等の学生の諸活動への助言、奨学生、学生表彰候補者の選考などを審議している【資料 2-4-3】。

福山大学では、学生生活を安定させる制度として、クラス担任制度を採用している。1年次から4年次（薬学部は6年次）までの学生に対してクラス担任及び副担任を決め、様々な学生生活上の相談を受け、支援を行っている【資料 2-4-4】。クラス担任等が学生との円滑な関係の構築や学生との行事等を補助する経費として学生指導費を設けている。また、すべての教員がオフィスアワーを設定し、学生の様々な相談を受ける体制を整えている。

■**新年度のオリエンテーション** 新入生の入学直後の学生生活を支援するために、入学式後に4日間のオリエンテーション期間を設けている。このオリエンテーション期間中に学部・学科ごとに学生生活関係、教務関係、就職関係、国際交流関係、ICT施設・設備等のガイダンスを行っている。希望者を対象に教職課程説明会、日本学生支援機構奨学金説明会等を開催している。また、期間中に学部・学科ごとにレクリエーションの時間を設けて学生相互の親睦を図っている。在学生にも4月初めにオリエンテーションを行い、各学科で学年ごとに履修指導を行っている。このような支援を行うことで、学生が新学期当初から安定した学生生活を円滑にスタートできるように努めている【資料 2-4-5】。

■**奨学金等による経済的支援** 学生生活を経済的に支援するため、日本学生支援機構、地域・企業などの奨学金説明会の開催や紹介、手続きの支援等を学生課が担当している。そのほか、本学独自の奨学金制度を設けて学生を経済的に支援している。本学独自の奨学金制度については基準 2-1-③に詳述している。在学生については「福山大学一般奨学生」として、2年次以上の者を対象に前年度の学業成績優秀者の中から授業料を30万円(薬学

部は50万円)減免する制度を設けている。「学生委員会」で減免対象者を選考し、学長が推薦して理事長が決定している【資料2-4-6】【資料2-4-7】。大学院生に対する経済的支援に関しては、奨学措置として授業料を減免している【資料2-4-8】。

平成30(2018)年7月に西日本豪雨災害が発生し、一部の在学生在が被災した。これを救済するため、被災した在学生の授業料などを減免できるように、「学校法人福山大学災害援助法適用にかかる被災者に対する諸納付金減免規程」を制定し、被災者に対して修学を経済的に支援する制度を設けた【資料2-4-9】。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ほぼ全ての授業を遠隔授業とした令和2(2020)年5月には、遠隔授業を受講する学生の自宅のICT環境整備費用の一部を支援するための特別措置として、全学生を対象に奨学支援給付金5万円を支給した【資料2-4-10】。

■留学生及び留学支援 「私費外国人留学生授業料減免制度」を設けており、外国人留学生の授業料の20%を減免している。また、特例として、特に学業優秀と認められる者には授業料を全額免除、学業優秀と認められる者には50%減免している。【資料2-4-11】。本学が提携する海外の大学へ本学学生が留学する場合、奨学金を給付する制度を設けている【資料2-4-12】。この奨学金の手続きも含めた国際交流事業は、「国際センター」が担当している。「国際センター」の運営は、センター長、副センター長、国際交流部部長、国際交流部副部長、留学生部部長、留学生部副部長、各学部の教員、国際交流課長及びその他、学長が必要と認めた者で構成する「国際センター委員会」が行っている【資料2-4-13】。国際センターは、「国際センターグローバルラウンジ」を設置するなど、日本人学生と留学生の交流の場を設けている【資料2-4-14】。

■資格取得支援 学生の学修目標設定とキャリア形成支援を目的として、「資格取得支援センター」が様々な資格の取得を支援している【資料2-4-15】。資格取得につながるカリキュラムの工夫、対策講座の開催、学修成果の指標に指定している資格試験や特定の資格試験で、一定レベル以上の合格者に受験料の一部を補助している【資料2-4-16】。

■課外活動の支援 学生の課外活動への支援は、学生組織である「福山大学学友会」(以下、学友会という。)が学生課の指導のもとで行っている。主要な課外活動であるサークル活動では、体育系22サークル及び文化系22サークルが活動している。教職員が各サークルの顧問、監督、コーチ等の指導者を務め、適切に指導している【資料2-4-17】。なお、サッカー部、硬式野球部、陸上競技部、剣道部及び柔道部をスポーツ強化クラブに位置づけている。優秀な成績を収めたサークル及び学外活動などで評価された団体には、学長賞・奨励賞を授与している【資料2-4-18】。学友会サークルには、その活動実績に応じて学友会及び本学後援会から助成金を支給している【資料2-4-19】。なお、新入生オリエンテーション期間を中心に各サークルの紹介期間を設け、学生のサークル加入を奨励し、支援している。

■学生・教職員の健康管理 学生の心身の健康管理のために、「保健管理センター」を設置している。「保健管理センター」は「福山大学保健管理センター規則」に則り、学生及び教職員の保健管理の専門的業務を行っている。「保健管理センター」には、センター長、副センター長、学校医、臨床心理士の資格をもつカウンセラー、看護師などの専門的業務を行う教職員を配置し、保健室と学生相談室を設置している【資料2-4-20】。「保健管理センター」は、センター長、副センター長、学生委員長、教務委員長、各学部が選出した教員各

1 人、学務部長、学生課長、保健管理センター所属のカウンセラー及び看護師を委員とする運営委員会を置いて運営している。「保健管理センター」は学生・教職員の健康診断を実施し、ケガや体調不良者への応急処置、健康相談等の実務は看護師資格を持つ職員が担当している【資料 2-4-21】。学生の健康診断を 4 月に、教職員の健康診断を 5 月に実施し、健康診断で異常所見の該当者には保健指導を行っている。学生の受診率は約 9 割である【資料 2-4-22】。また、学生相談室では、学生生活に不安を持つ学生に対して、カウンセラーがきめ細かく対応している【資料 2-4-23】。

教育・研究活動におけるキャンパスの安全・衛生については、「福山大学安全衛生管理規程」を定め、「福山大学安全衛生管理委員会」が学生及び教職員の安全、衛生、健康の確保に努めている【資料 2-4-24】【資料 2-4-25】。学生には「福山大学安全衛生管理の手引き」及び「福山大学作業環境安全衛生マニュアル」をもとに、ガイダンス等の機会を用いて安全・衛生教育を実施している【資料 2-4-26】【資料 2-4-27】。労働安全衛生法施行令第 15 条に掲げられている有害な業務が行われる場所及び当該業務に従事する教職員及び学生の健康障害を防止するため、同施行令の定める場所について作業環境測定を実施し、特定業務従事者の健康診断を実施している。また、「福山大学ストレスチェック制度実施規程」を定めて毎年教職員を対象にストレスチェックを実施している【資料 2-4-28】。

■障がいのある学生への対応 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正により、合理的配慮の提供が令和 6(2024)年 4 月から義務化された。義務化に伴い、障がいのある学生への対応の一層の強化を図るため、社会福祉士などの資格を有した職員(非常勤)を配置している。本学では心身に障がいがあり、学生生活上の支援を希望する学生については、「福山大学障害のある学生の支援に関するガイドライン」及び「福山大学障害のある学生への対応に関する規則」に則り、「福山大学障害のある学生対応委員会」で支援のあり方を検討し対応している【資料 2-4-29】【資料 2-4-30】。「福山大学障害のある学生対応委員会」は、大学教育センター長を委員長とし、副委員長、教務委員長、学生委員長、就職委員長、入試委員長、保健管理センター長、保健管理センター心理カウンセラー、該当学部長又は研究科長、該当学科長、該当事務部長又は事務長、経理部長、学務部長及び学生課長で構成している。支援が必要な学生については個人情報保護に留意の上、委員会から学科教員や授業担当教員に連絡し、適切な対応を要請している。令和 5(2023)年度の教育改革シンポジウムは「大学に求められる障害のある学生への支援—その組織体制のあり方—」をテーマに開催し、理解を深めた【資料 2-4-31】。

■ハラスメントの発生防止 各種ハラスメントに対応するために、「福山大学キャンパスハラスメント防止等に関するガイドライン」及び「福山大学キャンパスハラスメントの防止等に関する規程」を定め、FD・SD 研修会を開催して教職員の言動などを原因とするハラスメントの発生防止に努めている【資料 2-4-32】【資料 2-4-33】。これらの対策にも関わらずハラスメントが発生した場合には、「ハラスメント対応委員会」が対応し、ガイドラインに沿って適切な解決に取り組んでいる【資料 2-4-34】。ハラスメント相談窓口として、各学部及び事務局にハラスメント相談員を配置し、大学ホームページや学内の掲示板等に掲示して周知している【資料 2-4-35】。

■安全管理 学内の安全管理については、キャンパス内の警備を警備会社に委託し、警備員が 24 時間常駐して巡回警備している。警備室には夜間防犯警報装置等を管理するシス

テムがあり、学生が安全で安心して過ごせる環境を整備している。一方、地震、風水害、火災、テロ、事件、事故、人権侵害、感染症、業務上の過失等に起因する緊急の事象等に対応するために「福山大学危機管理規程」を定めて、「危機管理委員会」を組織している【資料 2-4-36】。また、「福山大学危機管理基本マニュアル」を作成して、緊急事象発生時の教職員の役割を規定している【資料 2-4-37】。本学のこれらの対応策は、世界保健機関 (WHO) が令和 2(2020)年 1 月 30 日に新型コロナウイルス感染症に関する世界的大流行 (パンデミック) を宣言したときに、混乱なく適切に対応することにつながった。本学では、令和 2(2020)年 3 月に「危機管理委員会」が「危機対策本部」を設置して、対面授業の制限と遠隔授業の実施、学生の健康管理と行動調査の徹底、感染者及び濃厚接触者等の追跡調査、アルコール消毒液の設置等、迅速な感染予防措置をとり、キャンパス内でのクラスター発生を予防した【資料 2-4-38】。「危機対策本部」は新型コロナウイルスが感染症法上の分類が二類から五類に変更された令和 5(2023)年 5 月 8 日をもって解散した。

最近、全国的に地震、風水害等の自然災害が多発している。平成 30(2018)年 7 月の西日本豪雨災害では、福山市域でも浸水被害が発生し本学学生も被災した。このような自然災害の発生に備えて、「福山大学自然災害対応マニュアル」を作成している【資料 2-4-39】。災害等が発生した場合には、全学生及び教職員の安否を確認するシステムを構築し、毎年 6 月に安否確認訓練を行っている。訓練では 48 時間以内にはほぼ 100%の安否を確認している【資料 2-4-40】。さらに、本学では大規模地震等の発生を想定した避難訓練を毎年実施しており、令和 6(2024)年度は 4 月に地域の消防署の協力を得て、防災訓練を実施した【資料 2-4-41】。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-4-1】 学生便覧 2024 「Ⅲ 学生生活 ○学生支援ポリシー」

【資料 2-4-2】 福山大学学生委員会細則

【資料 2-4-3】 福山大学学生表彰細則

【資料 2-4-4】 福山大学クラス担任細則

【資料 2-4-5】 令和 5 年度 オリエンテーション日程表

【資料 2-4-6】 学校法人福山大学奨学生規程

【資料 2-4-7】 大学独自の奨学金給付・貸与状況

【資料 2-4-8】 学校法人福山大学大学院奨学生取扱要領

【資料 2-4-9】 学校法人福山大学災害援助法適用にかかる被災者に対する諸納付金減免規程

【資料 2-4-10】 学生への奨学支援給付金支給について

【資料 2-4-11】 学校法人福山大学私費外国人留学生授業料減免に関する規程

【資料 2-4-12】 海外留学の手引き

【資料 2-4-13】 福山大学国際センター規則

【資料 2-4-14】 学長室ブログ「国際センターグローバルラウンジが OPEN！」

【資料 2-4-15】 福山大学資格取得支援センター規程

【資料 2-4-16】 資格取得の各種補助制度

【資料 2-4-17】 学友会サークルの部員数と顧問等

- 【資料 2-4-18】 福山大学学生表彰細則
- 【資料 2-4-19】 学生の課外活動への支援状況
- 【資料 2-4-20】 福山大学保健管理センター規則
- 【資料 2-4-21】 令和 5 年度 保健管理センター実績
- 【資料 2-4-22】 令和 5 年度 学生健康診断受診率
- 【資料 2-4-23】 令和 5 年度 学生相談室利用状況
- 【資料 2-4-24】 福山大学安全衛生管理規程
- 【資料 2-4-25】 福山大学安全衛生管理委員会細則
- 【資料 2-4-26】 福山大学安全衛生管理の手引き
- 【資料 2-4-27】 福山大学作業環境安全衛生マニュアル
- 【資料 2-4-28】 福山大学ストレスチェック制度実施規程
- 【資料 2-4-29】 福山大学障害のある学生の支援に関するガイドライン
- 【資料 2-4-30】 福山大学障害のある学生への対応に関する規則
- 【資料 2-4-31】 第 10 回 教育改革シンポジウム記録
- 【資料 2-4-32】 福山大学キャンパスハラスメントの防止等に関するガイドライン
- 【資料 2-4-33】 福山大学キャンパスハラスメントの防止等に関する規程
- 【資料 2-4-34】 令和 5 年度 ハラスメント対応委員会活動報告
- 【資料 2-4-35】 令和 6(2024)年度 ハラスメント相談員名簿
- 【資料 2-4-36】 福山大学危機管理規程
- 【資料 2-4-37】 福山大学危機管理基本マニュアル
- 【資料 2-4-38】 健康管理と行動調査書式
- 【資料 2-4-39】 福山大学自然災害対応マニュアル
- 【資料 2-4-40】 令和 5(2023)年度 安否確認訓練実施報告書
- 【資料 2-4-41】 令和 6(2024)年度 避難訓練実施状況

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、「学生支援ポリシー」を定め、学生の生活、学修、進路等の支援を行い、学生サービスの向上に努めている。クラス担任制度を有効に活用した学生へのきめ細かい指導は本学の特徴の一つである。本学独自の奨学生制度である「福山大学一般奨学生」及び「特別奨学生(A、B、C、D)」や資格取得支援制度等を今後も維持して、学生の経済的支援を継続する。また、学生の心身の問題に適切に対応できるように「保健管理センター」の充実に取り組む。さらに、ハラスメントの発生防止にも努める。学生が充実した学生生活を送れるように、学生生活アンケート等の結果を踏まえ、学生のニーズに即した学修環境の整備や課外活動の支援と充実に努める。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

福山大学のキャンパスは福山市の西部に位置し、校地面積は 255,234 m²、校舎の総床面積は 118,039 m²であり、いずれも大学設置基準面積（校地：40,600 m²、校舎：36,162 m²）を満たしている【資料 2-5-1】。また、尾道市因島大浜町に「内海生物資源研究所」及び福山市丸之内に「学校法人福山大学社会連携推進センター」を設置して、教育・研究に資するとともに社会貢献、地域活性化などに活用している。本学のすべての校舎等建物は新耐震基準に適合している。

■キャンパスの整備方針と施設の管理

教育・研究環境については、安全性及び快適な学修環境の確保、カーボンニュートラル達成への協力など環境保全に配慮し、整備している【資料 2-5-2】。各学部・学科等の施設・設備の要望は、学部等が予算要求書を学長に提出し、それらの整備や更新、改修等について、学長が法人と調整している【資料 2-5-3】。施設の管理は、経理部施設課、用度 1 課及び用度 2 課が主に担っており、施設等の安全管理については基準 5-1-③に詳述している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-5-1】 資料集データ編「共通基礎」

【資料 2-5-2】 令和 5 年度 学校法人福山大学事業計画

【資料 2-5-3】 令和 5 年度 福山大学予算要求基本方針

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

本学の教育目的を達成するために、実験・実習施設、図書館、体育施設等を整備して、有効に活用している。各施設・設備の概要を以下に記述する。

■附属図書館 附属図書館は 15 号館に本館、34 号館に分館を置き、本館の床面積は 3,110 m²、分館の床面積は 1,083 m²、閲覧席は本館 501 席、分館 176 席である。令和 6(2024)年 5 月 1 日現在の蔵書数は本館と分館に 362,800 冊（電子書籍を含む）、学術雑誌 4,918 種、電子ジャーナル 3,911 種を所蔵している。学生の自主学修やグループ学修を支援するために本館にラーニング・commons 1 室、分館にグループ学習室 3 室を整備している。開館時間は平日 8:30~19:30、土曜日 9:00~16:30（但し本館または分館のいずれかを開館）として開館している【資料 2-5-4】。図書館利用状況は学術情報基盤実態調査報告書で報告している【資料 2-5-5】。

■講義室、実験・実習室、研究施設 本学には 25 棟の校舎に 5 学部 14 学科、4 研究科が教育・研究を行うために、教員研究室を 193 室、講義室を 51 室、演習室を 124 室、実験・演習室を 371 室、情報処理学修施設として 19 室を整備している。生命工学部は基本的に

各研究室単位で研究実験室を使用しているが、工学部及び薬学部では複数の研究室が研究実験室を共同利用するオープン・ラボとして利用効率を高めている。このほかにアクティブ・ラーニング教室「GLLASS」「MILES」「CLAFT」及び「プロジェクトラウンジ」を整備している【資料 2-5-6】。

■**研究所等施設** 「内海生物資源研究所」には、本格的な水産関係施設を整備して水産資源の増養殖技術、瀬戸内の里海の保全に関する研究の場とするほか、水族館を併設して博物館学の実習の場として活用している。「安全安心防災教育研究センター」は、大型コンクリート構造物の破壊試験装置等を整備し、防災研究の拠点として利用している。「グリーンサイエンス研究センター」は、生命工学部を中心とする生命科学の研究拠点として利用している。「学校法人福山大学社会連携推進センター」は JR 福山駅前に立地し、本学と兄弟校の福山平成大学が共同で産学官交流、高大連携、生涯教育・リカレント教育等の拠点として活用している。

■**スポーツ施設** 体育館、武道場、人工芝サッカーグラウンド、硬式野球グラウンド、多目的人工芝グラウンド、弓道場、軟式及び硬式テニスコート、トレーニング室、クラブハウス等を整備し、屋外施設には照明設備を整備して夜間の利用を可能にしている。これらの施設は、「体育」の授業のほか、学友会サークルがそれぞれの活動に活用している。

■**未来創造館の整備方針** 薬学部校舎の老朽化に伴い、令和 2(2020)年 12 月に竣工したのが「未来創造館」である。未来創造館の整備方針は、多様な学修者が集う空間を設けて、多様な学びの形態に柔軟に対応できること、ICT 利活用教育の拠点として整備することを基本方針として、学生ファーストの想いを反映している。4 階から 10 階は薬学部専用フロアとし、各フロアに 3 研究室が共用するオープン・ラボ、各研究室のゼミ室、教員室等を配置している。3 階には講義室及び薬学部事務室を配置している。1 階及び 2 階は全学共同利用空間として、共同利用センター、ICT コーナー、ディスプレイコーナー、インフォダイナー、オープンコミュニケーションコーナー、自分未来創造活動エリアなどを設けて多彩に活用している。オープンコミュニケーションコーナーにはストリートピアノを設置して学生たちが授業や研究の合間にピアノ演奏を楽しめる空間としている。また、11 階には瀬戸内海を眺望できる茶室「育志菴」、和室会議室等を整備している。「育志菴」の畳は地域の伝統工芸品である「備後表」を使っているが、これは地域の伝統特産品「備後表」の継承活動をしている工学部建築学科の教員と学生が製作したものである。未来創造館の設計・整備方針は今後の福山大学の教育研究施設整備の先駆的モデルである【資料 2-5-7】。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-5-4】 附属図書館利用ガイド

【資料 2-5-5】 令和 5 年度 学術情報基盤実態調査報告書

【資料 2-5-6】 学生便覧 2024 「講義室、実験室配置図」

【資料 2-5-7】 未来創造館披露会配布資料

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

本学は JR 山陽本線松永駅から北西に約 4 km の位置にあるため、松永駅と大学間にはス

クールバス（無料）を運行している【資料 2-5-8】。また、自家用車や自動二輪車で通学する学生のためには学生駐車場を整備している。丘陵地に広がる本学のキャンパスは広大で坂道が多い。そのため、スクールバス乗り場や学生駐車場から大学会館までエスカレーターを設置、そのほかに屋外 3 か所にエレベーターを設置している。学生食堂は 1 号館に「カフェテリア 爽風」「どん亭 彩雲」、大学会館（27 号館）に「大学会館食堂」及び未来創造館 11 階に喫茶・軽食の「Crossing Cafe」を営業している。令和 5(2023)年度から学生の要望に応じて、キッチンカーによるクレープやカレーなどのメニュー提供を開始している【資料 2-5-9】。さらに、1 号館にコンビニエンスストア及び文具や書籍の売店を配置して学生の便宜を図っている。

一方、身体に障がいを持つ学生に配慮して、上述のように屋外各所にエスカレーターやエレベーターを設置している。また、障がい等のためにキャンパス内の移動が困難な場合には移動に便利な講義室に変更するなどの対応を取っている。さらに、主要な校舎の入り口には緩やかなスロープ、階段には手すりを設置するなどの配慮をしている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-5-8】 令和 5 年度 福山大学スクールバス時刻表

【資料 2-5-9】 学長室ブログ「キッチンカーがやってきた。」

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

令和 5(2023)年度は、表 2-5-1 に示すように講義形式の授業科目として 786 科目を開講し、平均受講者数は 52.9 人であった。全学共通教育の教養教育科目や一部学科の専門教育科目で 100 人を超える授業科目（138 科目）では、出席管理に要する時間の短縮のために学修支援システム Cerezo の出席確認システムを活用している【資料 2-5-10】。演習・実験形態科目は 669 科目を開講しており、その平均受講者数は 27.1 人であった。

全学共通教育（共通基礎科目）である英語の授業では 1 クラス当り 29.6 人規模の習熟度別クラス編成を行っている。新入生オリエンテーション時に、「英語プレイスメントテスト」を実施し、習熟度別に A、B、C の 3 クラスに分け、それぞれの英語力のレベルから学修をスタートさせることで学修効果を高めている【資料 2-5-11】。

表 2-5-1 令和 5 年度(前期及び後期)の授業科目形態と受講学生数

科目	授業形態			講義			演習・実験		
	100 人以下	100 人以上	計	100 人以下	100 人以上	計	100 人以下	100 人以上	計
共通教育・教職科目	132	31	163	263	12	275			
専門教育科目	540	83	623	382	12	394			
計	672	114	786	645	24	669			

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-5-10】 出席確認システム「Respon」説明書

【資料 2-5-11】 英語プレイスメントテスト概要

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

本学の教育研究環境整備の整備方針を未来創造館で実現している。ほかの講義棟、実験室等の整備においても未来創造館の整備方針に準じて全学的に質の向上を図る。また、教育・研究機器は高性能化と同時に高額化しており、全学的に共同利用を推進することで設備の充実とコストダウンを図りながら整備し、効率的に運用する。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学では、学生の意見や要望を把握するために、様々なアンケート調査等を実施して、学生の意見や要望を収集し、ハード及びソフト面の学修支援の改善に活用している。

■**学生による授業評価アンケート** 本学の教育内容及び授業方法の改善を図るため、「大学教育センター」の教育開発部門が前期及び後期に全教員の授業科目に対して「学生による授業評価アンケート」を実施している【資料 2-6-1】。学生は、教員の授業に対して評価し、学生自身の学修態度についても自己点検・評価を行い、学修支援システム「Cerezo」を活用して回答している。これを「IR 室」が集計し、各学部長及び各学科長、センター長から所属教員に集計結果を伝えている。各教員は学生からの評価に真摯に向き合い、評価結果及び改善計画等を各学期末に受講生にフィードバックしている。さらに、全教員が授業評価アンケートの調査結果に基づいた改善報告書を作成して学科長等に提出している

【資料 2-6-2】。「大学教育センター運営委員会」が全学の授業評価アンケートの集計結果を報告書にまとめ、大学ホームページで公表している【資料 2-6-3】。

■**福山大学での学修を振り返るアンケート** 「大学教育センター」の教育開発部門は、年度末に卒業年次生を対象として「福山大学での学修を振り返るアンケート」を実施している。本学卒業にあたり、卒業生自身が本学での学生生活を振り返り、提出した意見を本学の教育改善の参考としている【資料 2-6-4】。「大学教育センター」の教育開発部門は、集計結果を報告書にまとめ、大学ホームページで公表している【資料 2-6-5】。

■**共通教育アンケート** 「大学教育センター」の全学共通教育部門は、年度末に 1 年次生を調査対象として、本学の共通教育等について「共通教育アンケート」を毎年実施している【資料 2-6-6】。この調査結果をもとに共通教育の改善につなげている。また、「共通教育アンケート実施報告書」にまとめ、大学ホームページで公表している【資料 2-6-7】。

■**フクトーク** 「大学教育センター」の全学共通教育部門は、共通教育の新規科目の提案や既存科目の改善を学生から提案してもらうことを目的として、毎年 12 月頃に、「新し

い共通教育について語り合う会“フクトーク”を開催している。予め定めたテーマについて参加学生がグループディスカッションを行い、改善案を提案する会で、学生の視点から授業の改善点や提案が行われる有意義な会となっている。初修外国語科目に韓国語を取入れるなど新規科目の開講につながる結果となったこともあり、本学の教育活動の改善に役立っている。この結果は、「フクトーク報告書」にまとめ、「大学教育センター」が発行する「大学教育論叢」に掲載して公表している【資料 2-6-8】。

■そのほかの取組 本学ではクラス担任制度やオフィスアワー制度を設けており、学生が担任等の研究室を訪れ意見や要望を伝えることができる。教員は学生の意見をくみ上げ、適切に対応している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-6-1】「学生による授業評価アンケート」調査用紙

【資料 2-6-2】「学生による授業評価アンケート」結果に対する報告書書式

【資料 2-6-3】2023 年度（令和 5 年度）学生による授業評価アンケート実施報告書

【資料 2-6-4】「福山大学での学修を振り返るアンケート」調査用紙

【資料 2-6-5】2023 年度（令和 5 年度）福山大学での学修を振り返るアンケート実施報告書

【資料 2-6-6】「共通教育アンケート」調査用紙

【資料 2-6-7】令和 4 年度 共通教育アンケート(1 年次生対象)実施報告書

【資料 2-6-8】共通教育について語り合う会「フクトーク」報告書

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学は「学生支援ポリシー」を定めて、心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活の支援を行っている。これらの支援に対する学生の意見・要望を種々のアンケート調査等を実施して学生の意見・要望を調査して集約している。「学生委員会」は「学生生活アンケート」を隔年で実施して、本学学生の生活形態などの設問のほか、自由記述欄を設けて生活実態の把握に努め、「学生生活アンケート報告書」にまとめている【資料 2-6-9】。「学生委員会」「大学教育センター運営委員会」及び「学長室会議」等で調査結果を共有して学生支援の改善に役立てている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-6-9】2022 年度 学生生活アンケート報告書

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境を含めた学生生活全般に関する学生の意見・要望等を把握するため、以下の取組を実施して、その結果を検討・活用して改善につなげている。

■学生生活アンケート 「学生委員会」は、基準 2-6-②に記述したように「学生生活アン

ケート」を実施している。この調査結果をもとに、学内のトイレ等の環境整備、教室内のプロジェクターの更新、喫煙場所の見直し、スクールバス運行時間等の改善、大学祭や新入生オリエンテーション等の行事の改善に役立てている。

■**学長室訪問** 学生が学長に意見や要望を直接伝える「学長室訪問」を開催している。学長室訪問では、学長をはじめとして学長室のメンバーが、学生の話聴き、学生のニーズの把握に努めている。学長が改善を必要と判断した要望については、直ちに関係部署に改善を指示している。

■**生命工学部の試み** 生命工学部では「学生の声に耳を傾ける電子ポスト」を設置して学生の意見を収集し、学生の意見・要望を把握している【資料 2-6-10】。収集した意見は、学修環境の改善に活用している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-6-10】 学生の声に耳を傾ける電子ポスト

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、クラス担任制度により、教員は学生とコミュニケーションを取りながら意見や要望を把握している。また、「学生による授業評価アンケート」「共通教育アンケート」「学修を振り返るアンケート」「学生生活アンケート」等の種々のアンケート調査や「フックワーク」を実施して、学生の意見や要望を把握する努力を継続している。このように把握した学生の意見や要望を教育システムや教育環境の改善に活用している。これらの努力を継続するとともに、IR 分析等でデータに基づいた改善に取り組んでいく。

【基準 2 の自己評価】

本学の最大の課題は、基準 2-1 に記述したように、収容定員充足率を改善することである。平成 4(1992)年度の 18 歳人口は 200 万人を超えていたが、令和 6(2024)年度は 110 万人を下回っている。このような状況下での学生収容定員充足率の改善はきわめて厳しい課題である。しかし、本学が所在する備後地域では、当分の間は 18 歳人口の極端な減少は認められず、地域の大学進学者の受入を増やせれば改善する可能性は高い。令和 6(2024)年度から実情に合わせて入学定員及び収容定員を増減させて適正化し、三つの学科については、学ぶ内容が分かり易い学科名に変更するなどの改善に努めている。さらに、本学が推進している教育改革・社会貢献等を積極的に広報することで、入学定員及び収容定員を満たすよう学生確保に努力している。

また、本学は「学生支援ポリシー」を制定して、学生の生活支援、学修支援、進路支援に取組み、充実した環境を学生に提供している。さらに、様々なアンケート調査等を実施して学生の意見・要望に耳を傾けて真摯に対応しており、これらの取組を今後も継続していく。

以上のことから、基準 2 を満たしていると判断する。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学の各学部・学科は、全学の教育目的に沿って育成する人物像をそれぞれの学部・学科の教育目的として設定し、その人物像に求められる修得すべき基本的資質をディプロマ・ポリシーとして具体的に策定している【資料 3-1-1】。平成 27(2015)年度に「大学教育センター運営委員会」及び「教務委員会」が中心となって全学的にディプロマ・ポリシーの見直しを行った際に、それまでのディプロマ・ポリシーには表現が抽象的で理解しにくいという問題があったことを受けて、平成 29(2017)年度に修得すべき知識・技能・態度をより具体的に分かり易く示したディプロマ・ポリシーに改定した。本学が主体的に実施している自己点検・評価において、各学部・学科は時代や社会の要請を踏まえてディプロマ・ポリシーの点検を行い、必要に応じて改定することとしている。

各学部・学科のディプロマ・ポリシーは、それぞれの学部・学科で審議して原案を策定し、各学部教授会での審議・承認を経て「評議会」で審議し、学長が決定している。全学部・学科のディプロマ・ポリシーを学生便覧及び本学ホームページに掲載し、本学の学生・教職員、入学希望者、並びに一般社会に公表し、周知している【資料 3-1-2】【資料 3-1-3】。

大学院についても学部・学科と同様に、平成 28(2016)年度に各研究科がそれぞれの目的に沿ってディプロマ・ポリシーを策定し、各研究科委員会での審議の後、「研究科長等協議会」で調整し、「評議会」の議を経て学長が決定している。また、各研究科のディプロマ・ポリシーを学生便覧及び大学ホームページに掲載して公表し、周知している【資料 3-1-4】【資料 3-1-5】。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-1】 福山大学の三つのポリシー

【資料 3-1-2】 学生便覧 2024 「Ⅱ-I 教育課程（学士課程） ○学部学科別教育課程」

【資料 3-1-3】 福山大学ホームページ「各学部・学科のポリシー」

【資料 3-1-4】 学生便覧 2024 「Ⅱ-II 教育課程（大学院課程） ○研究科別教育課程」

【資料 3-1-5】 福山大学ホームページ「各研究科の三つのポリシー」

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

本学では、各授業科目の単位認定について、「大学学則」第19条に「一科目を修了した学生には、単位を与えるものとする。各授業科目に対する単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によって計算する。一 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。二 実験、実習及び実技は、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。」と規定している【資料3-1-6】。

進級基準、卒業認定基準については、「大学学則」第15条及び第37条に規定している。さらに、「進級・卒業に必要な修得単位数（以下、修得単位数という）」は、「授業科目履修細則」第6条に「進級、卒業については、別表2に定める各学部各学科の進級、卒業に必要な年次別累積単位数表によらなければならない。」と規定している【資料3-1-7】。なお、薬学部薬学科では「同一年次に2年を超えて在籍することはできない。ただし、休学の場合はこの限りではない。」とし、ほかの学部・学科は「2年次にあつては同一年次に3年を超えて、3年次、4年次にあつては、同一年次に2年を超えて在籍することはできない。ただし、休学の場合はこの限りではない。」と各学科の進級、卒業に必要な年次別累積単位数表の備考欄に明記しており、学生便覧に掲載し、周知している【資料3-1-8】。各学科は、各年次の進級、あるいは卒業に必要な単位取得基準を年度始めに実施するオリエンテーションで学生に説明している。

大学院の単位認定及び修了要件については、「大学院学則」第8条、第9条、第9条の2及び「福山大学学位規程」に規定している【資料3-1-9】【資料3-1-10】。経済学研究科では、単位修得の認定、成績の評価、学位論文及び最終試験について、それぞれ「福山大学大学院経済学研究科規則」第4条、第6条及び第8条に規定している【資料3-1-11】。また、学位論文の審査及び評価方法については、「福山大学大学院経済学研究科学位審査細則」及び「福山大学大学院経済学研究科学位（修士）論文の審査基準」に明記している【資料3-1-12】【資料3-1-13】。人間科学研究科、工学研究科及び薬学研究科でも経済学研究科と同様に、授業科目の成績及び単位の授与、修了要件、学位論文及び最終試験について、大学院各研究科規則に規定している【資料3-1-14】～【資料3-1-16】。また、学位論文の審査及び評価方法について、大学院各研究科の「学位審査細則」、各研究科の「学位（修士）論文の審査基準」等に明記している【資料3-1-17】～【資料3-1-22】。大学院の修了要件についても学生便覧に示しており、年度始めのオリエンテーションにおいて大学院生に説明している【資料3-1-23】。

【エビデンス集・資料編】

【資料3-1-6】 福山大学学則

【資料3-1-7】 福山大学授業科目履修細則

【資料3-1-8】 学生便覧2024「Ⅱ-I 教育課程○学部学科別教育課程」

【資料3-1-9】 福山大学大学院学則

【資料3-1-10】 福山大学学位規定

【資料3-1-11】 福山大学大学院経済学研究科規則

【資料3-1-12】 福山大学大学院経済学研究科学位審査細則

【資料3-1-13】 福山大学大学院経済学研究科 学位（修士）論文の審査基準

- 【資料 3-1-14】 福山大学大学院人間科学研究科規則
- 【資料 3-1-15】 福山大学大学院工学研究科規則
- 【資料 3-1-16】 福山大学大学院薬学研究科規則
- 【資料 3-1-17】 福山大学大学院人間科学研究科学学位審査細則
- 【資料 3-1-18】 福山大学大学院人間科学研究科学学位（修士）論文の審査基準
- 【資料 3-1-19】 福山大学大学院工学研究科学学位審査細則
- 【資料 3-1-20】 福山大学大学院工学研究科学学位（修士・博士）論文の審査基準
- 【資料 3-1-21】 福山大学大学院薬学研究科学学位審査細則
- 【資料 3-1-22】 福山大学大学院薬学研究科学学位（博士）論文の審査基準
- 【資料 3-1-23】 学生便覧 2024 「Ⅱ-I 教育課程 ○研究科別教育課程」

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

各授業科目の単位認定は次のように行っている。基本的に、前期または後期にそれぞれ15週の授業時間を確保し、その後に7日間の試験期間を設定している【資料 3-1-24】。成績評価は、各授業科目のシラバスに明示した評価方法により授業担当教員が100点満点で行い、秀：100～90点、優：89～80点、良：79～70点、可：69～60点及び不可：59～0点の基準で評価することを各学部規則に規定している【資料 3-1-25】～【資料 3-1-29】。

「卒業論文」「卒業研究」及び薬学部の「課題研究」については、学生便覧の科目配当表や進級・卒業に必要な年次別累積単位数表において、ほかの科目と区別し、学修の集大成として位置づけて履修指導している。これらの科目については、平成30(2018)年度から全学的にルーブリックによる成績評価を導入している【資料 3-1-30】。

他大学との単位互換については、「大学学則」第20条に「本学が教育上有益と認めるときは、他大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。第2項 前項の規定により学生が修得した単位は、60単位を限度として本学において修得したものとみなす。」と規定している【資料 3-1-6】。また、編入学生が本学入学前に他大学等で修得した単位を本学の科目に読み替える場合は、学部教授会で審議している。その場合、成績は「認定」と評価することを各学部規則に規定している【資料 3-1-25】～【資料 3-1-29】。

各学部・学科は、本学での学びを通じて獲得すべき資質をディプロマ・ポリシーに明示している。さらに、ディプロマ・ポリシーに示す資質を細分化した中目標を設定して、各年次で修得すべき資質の中目標をカリキュラムマップに示し、それを達成するための小目標を各授業科目のシラバスに示している。シラバスには、その科目において修得すべきディプロマ・ポリシーに関連する資質の小目標の修得度をどのように評価するかについても説明している。小目標・中目標を集約したものが大目標であるディプロマ・ポリシーで求める資質となっていることから、所定の単位を修得することで、ディプロマ・ポリシーが達成されたと判断している【資料 3-1-31】。

進級及び卒業の認定については、「大学学則」第37条に基づいて、各学部教授会での審議を経て「全学教授会」で審議し、学長が決定している【資料 3-1-6】。

大学院については、学位（修士・博士）論文と口頭試問をルーブリック表に基づいて評

価し、審査報告書を作成している【資料 3-1-32】【資料 3-1-33】。学士、修士及び博士の学位は、「福山大学学位規程」に従って授与している【資料 3-1-10】。

本学は、学修成果の評価に通常の GPA 計算式を導入している。通常の GPA は「授業科目履修細則」第 12 条に示すように、各授業科目の成績評価である秀、優、良、可、不可にそれぞれ 4~0 のグレードポイント (GP) を配当し、単位数の重付けを加算して算出している (以下、通常 GPA という。)。この通常 GPA を、成績不振者に対する個別学修指導や履修登録単位数の上限の緩和、「福山大学副専攻規則」第 5 条第 2 項に基づく副専攻制度の履修、「福山大学経済学部税務会計学科早期卒業制度細則」第 2 条及び「福山大学人間文化学部心理学科早期卒業制度細則」第 2 条に基づく早期卒業要件及び学生表彰並びに「福山大学一般奨学生」の選考基準に用いている【資料 3-1-7】【資料 3-1-34】～【資料 3-1-38】。また、教職課程の教育実習及び学芸員養成課程の博物館実習の履修要件にも利用している。しかし、通常 GPA には、同じグレード区間内では同等に評価するという欠点がある。例えば、素点が 80 点の場合も 89 点の場合も同じグレードポイント 3 が与えられ、素点を反映した評価とならない。本学では、通常 GPA が学生に不利益が起り得ることを考慮し、令和 7(2025)年度から functional GPA (以下、f-GPA という。) の計算式を導入する予定である。f-GPA の計算方法では、素点から 55 を減じ、さらに 10 で除した値をその科目の GP とする。今後は f-GPA を、これまでと同様の用途に利用していくとともに、教員間もしくは授業科目間の成績評価の平準化の取組や、進級・卒業判定に用いる可能性等について検討する予定である。なお、f-GPA の導入に先立ち、その影響について「IR 室」がシミュレーションした。これについては基準 6-2-②の解析事例②に詳述している。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 3-1-24】 令和 6(2024)年度 学年暦
- 【資料 3-1-25】 福山大学経済学部規則
- 【資料 3-1-26】 福山大学人間文化学部規則
- 【資料 3-1-27】 福山大学工学部規則
- 【資料 3-1-28】 福山大学生命工学部規則
- 【資料 3-1-29】 福山大学薬学部規則
- 【資料 3-1-30】 卒業論文・研究成績評価のための各学科ルーブリック表
- 【資料 3-1-31】 学生便覧 2024 「Ⅱ-I 教育課程 (学士課程) ○学部学科別教育課程」
- 【資料 3-1-32】 大学院学位論文評価のためのルーブリック表
- 【資料 3-1-33】 大学院審査報告書書式
- 【資料 3-1-34】 福山大学副専攻規則
- 【資料 3-1-35】 福山大学経済学部税務会計学科 早期卒業制度細則
- 【資料 3-1-36】 福山大学人間文化学部心理学科 早期卒業制度細則
- 【資料 3-1-37】 学生表彰 (学業部門) についての覚え書き
- 【資料 3-1-38】 福山大学奨学生選考基準

(3) 3-1 の改善・向上方策 (将来計画)

ディプロマ・ポリシーについては、今後も社会の要請等を踏まえて継続的に点検し、必要と判断すれば改訂する。また、令和 7(2025)年度から採用する予定の f-GPA を、副専攻制の受講資格、教育実習や博物館実習の履修資格、学生表彰や「福山大学一般奨学生」の選考基準などに利用していくとともに、授業科目間の成績評価の平準化の取組や、進級・卒業判定に用いる可能性について検討を進めていく。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学では、教育目的を実現するために、目標設定型の教育システムである「福山大学教育システム」を構築している。本システムは、教育目標を「学生が何をできるようになったか」という形で具体的かつ明確に示すところに大きな特徴があり、入学から卒業までの 4 年間（薬学部は 6 年間）に以下の①～④までの四つの目標を設定している【資料 3-2-1】。

STEP①「大学生としての自立」

STEP②「仲間同士の対話」

STEP③「地域社会への参加」

STEP④「社会での自己実現」

本学における教育の根幹となるこの教育システムを、平成 20(2008)年度に策定し、平成 21(2009)年度より本格的に運用を開始した。6 年間の運用を経て、「福山大学長期ビジョン委員会」の第四部会（教育改革）が同システムの実施状況と成果を検証し、平成 28(2016)年 5 月に報告書を提出した。この報告書に示す「福山大学教育システム（平成 28 年度版）」を、「評議会」で審議した後、学長が決定し運用を開始した【資料 3-2-2】。以後の本学の教育は、これに則って実施している。

本学では、教育目的及びディプロマ・ポリシーを踏まえ、「福山大学教育システム（平成 28 年度版）」に則ってカリキュラム・ポリシーを策定している。平成 27(2015)年度に「大学教育センター運営委員会」及び「教務委員会」が中心となって全学的にカリキュラム・ポリシーの見直しを行った際に、それまでのカリキュラム・ポリシーの目標設定が抽象的で理解し難く、表現方法が学部・学科ごとに異なる等の指摘があった。そのため、平成 29(2017)年度に、全学部・学科のカリキュラム・ポリシーに学修目標を具体的に示し、表現を全学的に統一したものに改訂した。その後も各学部・学科は本学が独自に実施する自己点検・評価活動においてカリキュラム・ポリシーの点検を行っている。各学部・学科のカ

リキュラム・ポリシーは、各学部・学科で審議して原案を策定し、それぞれの学部教授会での審議・承認を経て「評議会」で審議した後、学長が決定している。

本学では、全学部・学科のカリキュラム・ポリシーを学生便覧及び大学ホームページに掲載し、本学の学生・教職員、入学希望者並びに一般社会に公表し、周知している【資料 3-2-3】【資料 3-2-4】。

大学院についても学部と同様に、平成 28(2016)年度に各研究科がそれぞれの目的に沿ってカリキュラム・ポリシーを策定している。研究科のカリキュラム・ポリシーは、各研究科委員会での審議の後、「研究科長等協議会」で調整し、「評議会」の議を経て学長が決定している。また、各研究科のカリキュラム・ポリシーを学生便覧及び大学ホームページに掲載して公表し、周知している【資料 3-2-5】。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-1】 福山大学ホームページ「福山大学の教育」

【資料 3-2-2】 福山大学教育システム（平成 28 年度版）

【資料 3-2-3】 学生便覧 2024 「Ⅰ 福山大学のすがた 5. 福山大学のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー」

【資料 3-2-4】 福山大学ホームページ「各学部・学科のポリシー」

【資料 3-2-5】 学生便覧 2024 「Ⅱ-Ⅱ 教育課程（大学院課程）研究科別教育課程」

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学では、学科ごとにそれぞれのカリキュラム・ポリシーに基づいて編成した教育課程の体系を可視化したカリキュラムマップを策定している。その中に、基準 3-1-③で記述したように、ディプロマ・ポリシーで求めている卒業時に修得しておくべき資質、すなわち大目標と、それを細分化した各年次で修得すべき中目標を明示することで、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性を明らかにしている【資料 3-2-6】。

大学院各研究科は、それぞれのカリキュラム・ポリシーに基づいてカリキュラムを編成し、教育課程の体系を可視化した指導計画を策定している。その中にコースワーク、リサーチワーク及びキャリアワークのそれぞれを通じて修得すべき資質を明示することで、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性を明らかにしている【資料 3-2-5】。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-6】 各学科カリキュラムマップ（2024 年度版）

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学では、「福山大学における共通教育（平成 28 年度版）」に則って、全学共通教育を行い、学修スキルを修得し、課題探求力、学修力を高めるための「初年次教育科目」、社会人としての基本スキルを身につけるための日本語表現科目、情報リテラシー科目、外国語科目からなる「共通基礎科目」、社会人としての視野を広げ、豊かな人間性を養うための多様

な「教養教育科目」並びに人生設計やキャリア形成を進める「キャリア教育科目」の4群に分けて体系的に編成・実施している【資料3-2-7】。

本学の各学科は、「福山大学教育システム（平成28年度版）」と全学のカリキュラム・ポリシーに則って策定したそれぞれの学科のカリキュラム・ポリシーに基づいて専門教育を体系的に編成・実施しており、その体系性を各学科のカリキュラムマップに示している。また、各授業科目に学修の段階や履修する順序等を表す科目ナンバーを付けることで、教育課程の順次性と体系性への理解を助けている【資料3-2-8】。

大学院の各研究科は、それぞれのカリキュラム・ポリシーに沿って、コースワーク、リサーチワーク及びキャリアワークの各科目群を配置した教育課程を体系的に編成・実施しており、その体系性を各研究科の指導計画に示している【資料3-2-5】。

全学共通教育と専門教育との連携・調整は、「教務委員会」が行っている。「教務委員会」は、全学共通教育に責任をもつ「大学教育センター」と専門教育に責任をもつ各学部・学科からそれぞれ選出した者を含んだ委員で構成している。全学共通教育や各学科の専門教育のカリキュラムを変更する場合には、「教務委員会」で審議・承認した後、「評議会」で審議・決定している【資料3-2-9】【資料3-2-10】。

本学では、全授業科目のシラバスに「授業のねらい、概要」「ディプロマ・ポリシーとの関連」「授業（学修）の到達目標」「履修しておくことが望ましい科目等」「準備学修等の指示」「回数ごとの授業内容及び準備学修・時間」「成績評価の方法・基準」「課題に対するフィードバックの方法」「テキスト」「参考書」及び「オフィスアワー」を記載して、学生が円滑に学修に取り組めるようにシラバスを工夫して充実を図っている【資料3-2-11】。シラバスは授業科目を担当する教員が学科の教育目的とディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえて作成しているが、全学的に統一した方法で記載内容の相互チェックをしている。シラバス相互チェックは、次年度開講予定の全授業科目について各学科の教員が相互に点検し、その内容の適切性とディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーとの整合性を点検する制度である。相互チェックの結果を授業担当者にフィードバックし、修正が求められている場合には授業担当者が修正している。大学院の授業科目についても、同様にシラバス相互チェックを行っている。各学科と各研究科のシラバス相互チェックの終了後には、実施結果をそれぞれ「評議会」で報告している【資料3-2-12】。

シラバスは学生ポータルサイト「Zelkova」で学生に公開している。また、大学ホームページ内の教務課ページで内容を確認できるようにしている。在学生には、年度始めに実施しているオリエンテーションで、シラバスをよく読んで履修計画を立てるように指導している。令和5(2023)年度前期の「学生による授業評価アンケート」では、「シラバスを読んでいる」と回答した学生が7%であったことから、そのほかの多数の学生はシラバスを読んでいると推定している【資料3-2-13】。

なお、単位制度の実質を保つため、「授業科目履修細則」第5条に「1年間の履修登録単位数は、48単位を超えることはできない。」と定めている。ただし、前年度1年間のGPAが3.5以上で、かつ前年度までの修得単位数が望ましい年次別累積単位数を満たしている者は、前期及び後期に各2単位（年間4単位）を履修登録上限単位数から緩和することができることとしている【資料3-2-14】。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-7】 福山大学における共通教育（平成 28 年度版）

【資料 3-2-8】 学生便覧 2024 「Ⅱ-I 教育課程（学士課程）○教育課程及び履修方法 3. 科目ナンバリング」

【資料 3-2-9】 教務委員会 議事要旨（令和 4 年 10 月）

【資料 3-2-10】 令和 4 年度 第 11 回 評議会 議事録

【資料 3-2-11】 令和 5 年度 シラバス作成の要領とシラバス点検フローチャート

【資料 3-2-12】 令和 5 年度 第 10 回及び第 12 回 評議会 議事録

【資料 3-2-13】 令和 5 年度 前期授業評価アンケート（全学集計）

【資料 3-2-14】 福山大学授業科目履修細則

3-2-④ 教養教育の実施

本学では、教養教育を「初年次教育」「共通基礎教育」「教養教育」及び「キャリア教育」の 4 群で構成し、全学共通教育として実施している。「初年次教育」は高等学校での学びから大学での学修へのスムーズな移行を支援し、大学生としての学修スキルを育成し、課題探求力や学修力を高めることを、「共通基礎教育」は社会人として求められるリテラシーを養成することを、「教養教育」は幅広いものの見方を育て、豊かな人間性を培うことを、そして「キャリア教育」は人生設計や将来の夢の実現をサポートすることを、それぞれ目標として実施している。

■**全学共通教育科目の改訂** 全学共通教育のカリキュラムは、「大学教育センター」の全学共通教育部門が立案し、点検・評価している【資料 3-2-15】【資料 3-2-16】。カリキュラムを変更する場合には、全学共通教育部門で審議した後、「教務委員会」で審議・承認した上で、最終的に「評議会」において審議し、学長が決定している【資料 3-2-10】【資料 3-2-17】。

■**英語教育** 共通基礎科目の英語科目については、本学に入学する学生の語学力が多様であることと、卒業生採用企業からの英語力向上の要望を受けて、平成 28(2016)年度から習熟度別クラス編成及びレベルナンバリング制を全学的に導入して、確実な英語力の修得を目指している。

■**数理・データサイエンス・AI プログラム** 本学では、数理・データサイエンス・AI を体系的に学び、これらを日常の生活や学業で活用できる能力を育成するために、令和 2(2020)年度に「福山大学数理・データサイエンス・AI プログラム（リテラシーレベル）」を、令和 3(2021)年度に「福山大学数理・データサイエンス・AI プログラム（応用基礎レベル）」をそれぞれ開設した【資料 3-2-18】。両プログラムの企画、編成、改善等は、「大学教育センター」の数理・データサイエンス・AI 教育部門が行っている【資料 3-2-19】。リテラシーレベルでは、数理・データサイエンス・AI への関心を高め、それを適切に理解し活用する基礎的な能力の育成を、また、応用基礎レベルでは、リテラシーレベルよりも進んだ内容で、課題を解決するための実践的な能力を育成することを目指している。なお、これらのプログラムは、令和 4(2022)年 8 月に文部科学省の「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（リテラシーレベル・応用基礎レベル）」として認定されている【資料 3-2-20】。

■**キャリア教育** 本学のキャリア教育は、大学入学時から卒業時までの一貫した職業教育を通じて、社会における責任感・倫理観・礼儀作法・コミュニケーション力などの社会人基礎力を育成することを目指している。そのために、全学共通教育にキャリア教育科目を設けて「キャリアデザインⅠ」～「キャリアデザインⅣ」までの4科目に加えて「キャリアデザイン実践演習」「BINGO OPEN インターンシップ」及び「長期学外活動Ⅰ」～「長期学外活動Ⅲ」を配当している【資料 3-2-21】。キャリア教育においては、キャリアデザインを「自分の未来の姿を実現する道を創造すること」と定義し、1年次に開講する「キャリアデザインⅠ」を必修科目としている。また、学生が自ら地域の課題を発見し、大学での学びを実践するために、2年次に「キャリアデザイン実践演習」、3年次に本学独自のインターンシップ・プログラム「BINGO OPEN インターンシップ」を単位化している。本学のインターンシップの特色は、「自分未来創造室」がきめ細かい学生指導を行っていることである。「自分未来創造室」が主体となってインターンシップの事前教育と事後教育を行い、さらに備後地区の4大学が合同で、企業等の担当者、学生の保証人及び地域の関係者も参加する成果報告会を開催している【資料 3-2-22】。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-15】 福山大学大学教育センター規則

【資料 3-2-16】 福山大学大学教育センター全学共通教育部門運営細則

【資料 3-2-17】 令和5年度 第11回 評議会 議事録

【資料 3-2-18】 福山大学ホームページ 数理・データサイエンス・AI 教育プログラム

【資料 3-2-19】 福山大学大学教育センター 数理・データサイエンス・AI 教育部門運営細則

【資料 3-2-20】 「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」認定・選定について

【資料 3-2-21】 「キャリアデザインⅠ～キャリアデザインⅣ」「キャリアデザイン実践演習」「BINGO OPEN インターンシップ」シラバス

【資料 3-2-22】 令和5年度 BINGO OPEN インターンシップ報告書

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

■**授業方法** 授業方法としてアクティブ・ラーニングの導入を積極的に進めており、Small Group Discussion (SGD) や Problem Based Learning (PBL) 等を授業に取入れることを推奨している。そのために、可動タイプの机・椅子・間仕切りやグループごとにパソコン・液晶プロジェクターを利用できる SGD や PBL 専用教室を整備している【資料 3-2-23】。

■**教育への ICT の利用** 本学では、ICT 関連設備を整備し、学生ポータルシステム「Zelkova」、学修支援システム「Cerezo」や「Microsoft 365」を導入して ICT を活用した教育支援に努め、平成 29(2017)年度から Bring Your Own Device (BYOD) を推進している。「Zelkova」は、オンラインでの履修登録、シラバスの開示、学生への連絡などに用いている。「Cerezo」では、教材の提示、小テストやレポートの出題、コースニュースと掲示板を通じた学生への連絡や学生との質疑応答など、学生の授業時間内外における学修の支援を行い、授業時間外での学修時間の確保に努めている。また、「福山大学 ICT のしおり」を発行して ICT の

活用を促している【資料 3-2-24】。さらに、英語の学力向上を目指す学生や英語力に不安を持つ学生のために、学内及び学外からアクセスして利用できる3種類のeラーニング教材（英文法、TOEIC 入門編及び TOEIC 実践編）を用意している【資料 3-2-25】。

■コロナ禍下における教育 わが国で新型コロナウイルスの感染拡大が始まった令和2(2020)年度には、学生と教職員の安全を最優先し、全ての授業科目を遠隔授業で実施した。その際、遠隔授業は学修支援システム「Cerezo」を利用して行うことを基本とした。また、遠隔授業をできるだけ統一した方法で実施するため、「遠隔授業の準備・実施ガイドライン」を定め、教員にはこのガイドラインに示した方法で授業を行うことを求めた【資料 3-2-26】。その後、本学の「危機管理基本マニュアル」に則って活動指針を定め、危機管理レベルをレベル0から4まで設定して、それぞれのレベルにおいて授業の実施方針を明確にした。「危機対策本部」が国や自治体の方針、周辺地域における感染の拡大状況を分析してレベルを判断し、授業方法を全面遠隔、ブレンド型、ハイブリッド型、分散型、全面对面等に切り替えながら適切に授業を継続して、学生の学修の機会を確保した【資料 3-2-27】【資料 3-2-28】。

■教育改革シンポジウム及びFD研修会 「大学教育センター」の教育開発部門は、教育に関連するテーマについて全専任教員が参加する「教育改革シンポジウム」を毎年開催している【資料 3-2-29】。平成26(2014)年8月に「第1回教育改革シンポジウム」を開催して以来、表3-2-1に示すような様々なテーマで開催している。シンポジウムにはその分野の第一人者を講師に招へいして基調講演を依頼するとともに、本学教員による講演も行っている。そのほか、「大学教育センター」の教育開発部門では様々なFD・SD研修会を毎年開催し、その内容を「福山大学FD・SD活動報告書」にまとめて大学ホームページで公開している【資料 3-2-30】。また、「大学教育センター」では同僚教員の授業を参観して授業改善に向けて意見交換する「授業研究」を実施している【資料 3-2-31】。教育学者でもある学長が提案したこの「授業研究」は、他学部にも広がりつつある。

表3-2-1 教育改革シンポジウム

回	開催日	テーマ
第1回	平成26年8月	「大社連携（Community Engagement）の重要性」
第2回	平成27年9月	「初年次教育の動向：成果につながる初年次教育とは？」
第3回	平成28年9月	「高大接続を考える—高大接続システムの改革と具体的方策—」
第4回	平成29年9月	「アクティブラーニング再考」
第5回	平成30年9月	「言語教育を考える」
第6回	令和元年9月	「福山大学の教育・研究のゆくえ」
第7回	令和2年9月	「遠隔教育を考える」
第8回	令和3年9月	「コロナ禍後の教育を見据えて～遠隔教育の様々な形から考える～」
第9回	令和4年9月	「大学機関別認証評価と内部質保証」
第10回	令和5年9月	「大学に求められる障害のある学生への支援—その組織のあり方—」

■教育振興助成制度 本学では、教員が新しい教育方法を研究し、実施することを推奨しており、それを支援するために「福山大学教育振興助成金制度」を創設している【資料 3-

2-32】【資料 3-2-33】。この制度では、本学の教育充実に寄与できる特色ある教育方法開発に対して助成する「特色ある教育方法開発に対する補助金」と地域との連携事業・活動、産学連携研究などのうち、学生が主導的役割を演じ、教育効果が高いと考えられる活動に対する助成「学生の参加する社会連携活動に対する補助金」の二つの区分を設けている。さらに、研究成果を全学で共有するために、ポスターセッションによる研究成果発表会をFD研修として実施している【資料 3-2-34】。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-23】 学生便覧 2024「講義室、実験室配置図」

【資料 3-2-24】 福山大学 ICT のしおり

【資料 3-2-25】 福山大学ホームページ「教育・支援 e-ラーニングシステム」

【資料 3-2-26】 遠隔授業の準備・実施ガイドライン(令和 5 年度版)

【資料 3-2-27】 福山大学ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関する本学の対応について」

【資料 3-2-28】 授業に関わる活動指針と授業形態に関する学生向けお知らせ

【資料 3-2-29】 福山大学大学教育センター教育開発部門運営細則

【資料 3-2-30】 令和 4(2022)年度 福山大学 FD・SD 活動報告書

【資料 3-2-31】 令和 5 年度 大学教育センター「授業研究」(FD 研修) の記録

【資料 3-2-32】 福山大学教育振興助成金規則

【資料 3-2-33】 福山大学における学内教育・研究助成に関する要領

【資料 3-2-34】 令和 4 年度 教育振興助成金活用研究 実践報告集

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

教授方法については、コロナ禍のもとで教員は遠隔授業の経験と実績を積み、遠隔授業の方法・メリット等について、「教育改革シンポジウム」を通じて教員間で情報を共有してきた。また、基準 6-2-②の解析事例①に詳述するように、「IR 室」では通常の対面授業と遠隔授業について成績評価の観点からその教育効果を検証している。今後は、対面授業を基本とするが、授業科目の内容に応じてハイブリッド型やハイフレックス型の授業を取入れていく中で、引き続き新しい授業形態の有効性について検証を行い、より教育効果が高い授業方法の検討を進めていく。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学は、「アセスメント・ポリシー」を策定し、それに基づいて学修成果に関する独自の点検・評価法を開発している。また、在学生や企業の採用担当者などを対象に様々なアンケート調査を実施して、学修成果の点検・評価の資料に活用している。

■**アセスメント・ポリシーの策定と運用** 「大学教育センター」の教育開発部門が中心となり、平成 29(2017)年度に大学全体のアセスメント・ポリシーを策定した【資料 3-3-1】。各学科においても大学全体のアセスメント・ポリシーに則ったそれぞれのアセスメント・ポリシーを定め、令和元(2019)年度から、ディプロマ・ポリシーに掲げる資質の修得度を「学生レベル」「学科レベル」及び「大学レベル」の三つのレベルで評価し、学生の資質修得度についての形成的評価、総括的評価並びに各学科及び本学全体の教育プログラムの点検・評価を行っている【資料 3-3-2】。学生に対しては、このアセスメント・ポリシーを学生便覧に掲載して説明するとともに、「学生レベル」で評価した資質修得度を年度ごとにリーダーチャートに可視化して、卒業生には卒業時に、在学生には次年度の始めに配布し、自らの学修成果を点検できるようにしている。

なお、アセスメント・ポリシー運用開始から 4 年を経過した令和 5(2023)年度には、アセスメント・ポリシーの評価法の適切性について「大学教育センター運営委員会」と「IR 室」が検証した。これについては基準 6-2-②の解析事例③で詳述している。

■**アンケート調査等による教育成果の測定** 教育成果を点検するデータ収集を目的として、新入生、在学生、卒業年次生、教員、企業の採用人事担当者などを調査対象として様々なアンケート調査等を実施している。

○「**学生による授業評価アンケート**」は、教員の「授業準備」「教員の話し方」「授業の計画性」「授業時間」「授業の工夫」「質問への誠意」及び「授業への満足度」を設問している。また、学生には学生自身の点検項目として「関連学修」「集中力」「出席状況」「知識や技能の深まり」「授業内容理解への積極性」「意欲の高まり」及び「学修の成果」などについて設問している【資料 3-3-3】【資料 3-3-4】。

○「**福山大学での学修を振り返るアンケート**」は、卒業年次生を対象として、卒業直前にそれぞれの 4 年間（薬学部は 6 年間）の学修を振り返り、本学での学修で、できるようになったことを設問している【資料 3-3-5】【資料 3-3-6】。

○「**共通教育アンケート（学生）**」及び「**共通教育アンケート（教員）**」は、語学教育、教養教育、ICT 教育、キャリア教育などに対する意見を聞くことを目的に、1 年次生と教員を対象に実施している。学生対象のアンケートは毎年度に実施し、教員対象のアンケートは 3 年に 1 回の頻度で実施している【資料 3-3-7】【資料 3-3-8】。これらの調査結果を学修支援相談室の運営や教養教育科目の見直しなど、共通教育改善の参考資料としている。

○「**採用企業による本学卒業生の評価アンケート**」は、本学卒業生を採用している企業の採用担当者を対象に、本学卒業生の「基礎学力」「誠意」「就業意欲」「リーダーシップ」並びに本学の教育への意見を聞き、産業界の本学に対する評価及び教育に期待する事項を調査して、本学の教育改善のための資料としている【資料 3-3-9】。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-3-1】 福山大学のアセスメント・ポリシー

【資料 3-3-2】 学生便覧 2024 「I 福山大学のすがた 5. 福山大学のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー」

【資料 3-3-3】 令和 5 年度 学生による授業評価アンケート 調査用紙

【資料 3-3-4】 令和 5(2023)年度 学生による授業評価アンケート 実施報告書

【資料 3-3-5】 福山大学での学修を振り返るアンケート 調査用紙

【資料 3-3-6】 令和 5(2023)年度 福山大学での学修を振り返るアンケート実施報告書

【資料 3-3-7】 令和 4 年度 共通教育アンケート（1 年次生対象） 実施報告書

【資料 3-3-8】 令和 4 年度 共通教育アンケート（教員対象） 実施報告書

【資料 3-3-9】 採用企業による本学卒業生の評価アンケート 解析結果報告書

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

基準 3-3-①に記述したように、本学では教育に関して学生の意見を聞く様々なアンケート等の機会を設けている。アンケート調査等の結果を報告書にまとめ、大学ホームページに公開してフィードバックするとともに教育方法・内容の改善に活用している。

■学生による授業評価アンケートの調査結果のフィードバック 「学生による授業評価アンケート」については、各教員は調査結果に基づいて、今後の授業の改善計画と、学生の学修成果を望ましい方向に進展させる方策を検討し、それらの内容を含む報告書を作成して学科長に提出している。また、授業時間の一部を利用して対面で、あるいは学修支援システム「Cerezo」のコースニュース機能を利用してオンラインで、調査結果と改善計画等を学生にフィードバックしている。

■共通教育アンケートの調査結果のフィードバック 「共通教育アンケート」については、「大学教育センター」の全学共通教育部門がその調査結果を「共通教育アンケート調査実施報告書」としてまとめ、「大学教育センター運営委員会」に報告するとともに、今後の共通教育改善に向けた資料として活用している。

■採用企業による本学卒業生の評価アンケートの調査結果のフィードバック 「採用企業による本学卒業生の評価アンケート(旧名称:企業アンケート)」については、平成 27(2015)年度に実施した「企業アンケート」において本学卒業生の語学力向上を求める意見が多く出された。この調査結果を真摯に受け止め、「大学教育センター」が本学の英語教育の大幅な見直しを行い、基準 3-2-④で述べたように平成 28(2016)年度から全学的な習熟度別クラス編成及びレベルナンバリング制を導入している。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

学修成果を評価するため、本学独自のアセスメント・ポリシーを策定し、成果を可視化する方法を開発して、「学生レベル」「学科レベル」及び「大学レベル」の教育成果をそれぞれ評価してきた。今後は、得られた結果を学生の特性に応じた指導に活かすとともに、アセスメント・ポリシーの点検を継続的に行い、学修成果をより客観的に評価できるよう

に評価方法を検討し、改善していく。

【基準3の自己評価】

本学は、教育目的を踏まえて各学部・学科のディプロマ・ポリシーを定め、学内外に周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準を適切に定め、学生便覧等を通じて周知した上で厳正に適用している。

また、教育目的及びディプロマ・ポリシーを踏まえ、「福山大学教育システム(平成28年度版)」に則った各学部・学科のカリキュラム・ポリシーを定め、学内外に周知している。各学科は、それぞれのカリキュラム・ポリシーに沿って体系的に教育課程を編成・実施するとともに、教育課程とディプロマ・ポリシーとの関連性をカリキュラムマップに可視化し、学内外に周知している。各科目のシラバスについては、全学的に相互チェックし、必要に応じて修正を行った上で、学内外に周知している。

本学では年間履修上限を48単位までに制限して単位制度の実質化を図っている。ただし、成績優秀者には前期及び後期に2単位ずつ多く履修することを認めている。

教養教育については、「初年次教育科目」「共通基礎科目」「教養教育科目」「キャリア教育科目」の4群にわたる全学共通教育の中で多彩な内容の教育を行っている。

教授方法については、アクティブ・ラーニングの導入を積極的に進めるとともに、必要な環境やICT関連設備の整備を進めている。教授方法の工夫・開発については、「教育改革シンポジウム」をはじめとする様々なFD・SD研修会での研修を通して全学で取り組んでいる。また、教員による新しい教育方法の研究・実施を支援するために「福山大学教育振興助成金制度」を設け、採択課題の研究発表会を通じて、研究成果の共有を行っている。

学修成果の点検・評価については、ディプロマ・ポリシーを細分化した中項目の達成度を測定する本学独自の評価法をアセスメント・ポリシーとして定め、学生の資質修得度を「学生レベル」「学科レベル」及び「大学レベル」でそれぞれ可視化し、各学科及び本学全体の教育プログラムの点検・評価を行っている。また、様々なアンケート調査を実施し、それらの結果を学修成果の点検・評価と教育プログラムの改善に活かしている。

以上のことから、基準3を満たしていると判断する。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

「大学学則」第 4 条第 2 項に学長の職務を「校務をつかさどり、所属職員を統督する」と規定しており、学長は大学の意思決定プロセスを主導すると同時に、学内諸組織による教学マネジメントを掌握している。「大学学則」第 7 条の 3 に「本学に大学運営並びに教学に関する重要事項について、企画・立案、審議及び執行するため学長室を置く」と定め、学長、副学長、学長補佐、事務局長及び学長が必要と認めた者を構成員とする「学長室」を設置して学長を補佐する体制を整備している【資料 4-1-1】。「学長室」は学長が主宰し、「評議会」の議題にかかる調整、「学部長等協議会」に関すること、「研究科長等協議会」に関すること、学内の各種助成金に関すること、副学長の担当する諸委員会の情報の集約・分析・改善、そのほか、学長が必要と認めた業務を遂行している【資料 4-1-2】。さらに、「学長室」に学長の業務支援のため、学長、副学長及び学長が必要と認めた者で構成する「学長室企画会議」を置いている。

学長は 3 人の副学長を任命し、副学長はそれぞれ総務・学務・渉外に関する案件を分担している【資料 4-1-3】。さらに、文系教学・渉外、理系教学、入学試験、自己点検・評価及び研究を担当する学長補佐 5 人を置いている【資料 4-1-4】。これらの補佐機能を利用して学長は全学組織を掌握し、その意思を全学的に伝達する体制としている。「寄附行為」第 6 条に定めているように、学長は法人の理事として法人運営に参画し、法人が決定する運営方針に基づき、大学の意思決定に際して「評議会」または「全学教授会」で意見交換の上、学長が決定している。【資料 4-1-5】～【資料 4-1-7】。「全学教授会」の構成員は、助教以上の全教員であるため、全教員がその内容を十分に理解している。このように、学長が法人の意思決定から大学の意思決定への全プロセスに関与し、それを主導できるようなリーダーシップ体制を確立している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-1-1】 福山大学学則

【資料 4-1-2】 福山大学学長室規則

【資料 4-1-3】 福山大学副学長に関する内規

【資料 4-1-4】 福山大学学長補佐に関する内規

【資料 4-1-5】 学校法人福山大学寄附行為

【資料 4-1-6】 福山大学評議会規則

【資料 4-1-7】 福山大学全学教授会細則

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

教学組織の中で、「評議会」と「教授会」は重要事項を審議、決定、周知するための最も上位の会議体である。以下に、主な会議体及び役職の権限と責任について述べる。

■**評議会** 評議会は「大学学則」第8条に「学則及び大学院学則の改廃並びに本学の運営に関する重要な事項について審議するため、評議会を置く」と定め、「福山大学評議会規則」に基づいて運営している。構成員は学長、副学長、学長補佐、学部長、研究科長、図書館長、大学教育センター長、国際センター長、共同利用センター長、社会連携センター長、IR室長、備後圏域経済・文化研究センター長、安全安心防災教育研究センター長、グリーンサイエンス研究センター長、内海生物資源研究所長、保健管理センター長、教務委員長、学生委員長、就職委員長、入試委員長、事務局長及びその他、学長が必要と認めた者と定めている【資料 4-1-6】。

■**教授会** 教授会は、「大学学則」第9条に「本学に全学教授会及び学部教授会を置く」と定めている。「全学教授会」は、学長が大学の運営に関し決定を行うにあたり、特に全学的審議を要すると認める重要な事項について審議する組織であり、「福山大学全学教授会細則」に基づいて運営している。同細則には「全学教授会」の審議事項として「学生の入学、卒業及び課程の修了」「学位の授与」と定めており、このほかに「学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ意見を述べることができる。」と定めている【資料 4-1-7】。構成員は、福山大学の専任の教授、准教授、講師及び助教である。通常、全学教授会を毎月1回の頻度で開催し、入試合否判定、進級判定、卒業判定など学生の学籍に関する事項に関しては、その都度迅速に開催している。

学部教授会は、「福山大学学部教授会細則」に基づいて運営している。当該学部における「学生の入学」「卒業又は課程の修了に関する事項」「学位の授与に関する事項」について、学長が決定を行うにあたり意見を述べるものとしている。また、学部の自己点検・評価に関すること、諸委員会委員の候補者の選考に関する事項、学部の教員人事のための教育・研究業績の審査に関する事項、学部の教育課程の編成に関すること、学部の研究に関すること、学部に関する諸規則の制定に関すること、学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言・指導その他の援助に関すること、学生の表彰又は懲戒に関する事項及び学生の退学、転学、留学、休学等に関する事項について審議する組織であり、当該学部に所属する専任の教授、准教授、講師及び助教で構成している。通常、学部教授会を毎月1回の頻度で開催し、入試合否判定、進級判定、卒業判定など学生の学籍に関する事項に関しては、その都度迅速に開催している【資料 4-1-8】。

■**学部長等協議会** 学部長等協議会は、「福山大学学部長等協議会細則」第2条に「学部等の運営及び大学の教育、研究、社会貢献に関する全学的な事項について連絡調整を行う。第2項 前項の事項について学長から諮問があった場合、学部長等協議会はこれを審議して応えるものとする。」と定め、運営している。構成員は学部長、大学教育センター長及びその他、「学部長等協議会」が必要と認めた者である。「学部長等協議会」が必要と認めた

場合は、学長に申出て「評議会」に議案を提出することができる【資料 4-1-9】。

■**研究科長等協議会** 研究科長等協議会は、「福山大学研究科長等協議会細則」第 2 条に「研究科等の運営及び大学の学術、研究に関する全学的な事項について連絡調整等を行う。第 2 項 前項の事項について学長から諮問があった場合、研究科長等協議会はこれを審議して応えるものとする。」と定め、運営している【資料 4-1-10】。構成員は研究科長、備後圏域経済・文化研究センター長、内海生物資源研究所長、グリーンサイエンス研究センター長、安全安心防災教育研究センター長、研究安全倫理委員長、そのほか「研究科長等協議会」が必要と認めた者である。「研究科長等協議会」が必要と認めた場合は、学長に申出て「評議会」に議案を提出することができる。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-1-8】 福山大学学部教授会細則

【資料 4-1-9】 福山大学学部長等協議会細則

【資料 4-1-10】 福山大学研究科長等協議会細則

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

福山大学の管理運営を適正に行うため、管理運営上の基本的事項、事務組織、所掌事務等を「法人及び大学の組織運営に関する規程」に定めている。本学の事務組織は、事務局に秘書室、入試広報室、総務部（庶務課、企画・文書課）、広報部、経理部（用度 1 課、用度 2 課、経理 1 課、経理 2 課及び施設課）、学務部（教務課、学生課、就職課、国際交流課）、経済学部・人間文化学部、工学部・生命工学部及び薬学部それぞれの事務室、附属図書館に事務室を設置している。令和 6(2024)年 5 月 1 日時点の事務職員（兼務者、派遣職員等を含む）は 92 人であり、その内「保健管理センター」に看護師 2 人を配置している【資料 4-1-11】【資料 4-1-12】。職員を各部署に適切に配置し、5 学部 14 学科、4 研究科 11 専攻に関する事務処理を、事務局が集約する方式で効率的に行っている。さらに、職員は学内の諸委員会に委員として参画し、教職協働による大学運営体制をとっている【資料 4-1-13】。

以上のように、本学の教学マネジメントは、事務部門（職員）と教学部門（教員）との連携を密にとり、円滑に機能している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-1-11】 法人及び大学の組織運営に関する規程

【資料 4-1-12】 令和 6(2024)年度 福山大学事務職員配置

【資料 4-1-13】 令和 6(2024)年度 福山大学諸委員会構成員名簿

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

学長は学長を補佐する体制を構築し、「学長室」「評議会」「学部長等協議会」「研究科長等協議会」などの補佐機能を活用することでリーダーシップを十分発揮できる体制を築い

ている。今後も現体制を維持し、大学運営に求められる課題解決に対処していく。また、教員と職員が諸委員会に委員として参加し、それぞれの立場から意見を述べて審議等に参画し、教学マネジメントを円滑に機能させている。多くの委員会等を設けているが、教職員の業務の効率化を図るため、委員会の新設・統廃合など柔軟に対応する。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2の自己判定

「基準項目4-2を満たしている。」

(2) 4-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

令和6(2024)年5月1日現在の本学の専任教員数(学長及び副学長を含む)は196人(うち、教授96人、准教授48人、講師38人及び助教14人)であり、助手は23人である。専任教員数及び専任教授数は、大学設置基準を満たしている【資料4-2-1】。専任教員に占める女性の割合は17.6%、助手95.7%である。職位のバランスについては大学全体では均整が取れている。大学院各研究科の教員は、すべて学部との併任で大学院設置基準を上回る教員数を配置している。大学設置基準及び大学院設置基準に示される教員数と配置数は「評議会」で確認している【資料4-2-2】。

本学の教授、准教授、講師及び助教の採用及び昇任は、「福山大学教員選考基準」に基づいて選考している。学部長及びセンター長等は、その選考を必要とする事由について事前に学長を経由して理事長に申出て、承認を得ている。学部教員の募集及び選考は「学部教授会」の議に基づき、学長が行っている。個々の人事について「教員選考委員会」を設置して、学歴、職歴、教育研究業績等を総合的に評価し、その結果をそれぞれの学部の教授をもって組織する「教員選考に関する教授会」に諮っている【資料4-2-3】【資料4-2-4】。

「大学教育センター」等の学部以外の学内共同利用施設における教員の採用及び昇任の選考は、「学内共同利用施設の教員の任用に関する内規」に定めるように、学部等の人事手続を準用している【資料4-2-5】。教員の募集は、原則として一般公募で行い、応募者の中から選考する。手続きについては、「教員の採用等、人事関係の手続き要領(申合せ)」によって明確化し、厳格に遂行している【資料4-2-6】。なお、採用は本学の教育、研究等の適切な水準の維持・向上を図るために行う。昇任人事に関しては、当該教員の「学生による授業評価アンケート」集計結果、「専任教員の年度目標、実績報告書」等を参考にし、提出書類(推薦書、履歴書、研究業績書、今後の教育・研究等に関する抱負)を添えて、昇任推薦を学長へ申出る。採用人事及び昇任人事において、候補者の審査は人事案件ごとに「教員選考委員会」を設置して厳正に審査し、審査結果を各学部の「教員選考に関する教授会」で審議及び採決し結果を学長に報告している。学長はその審議結果を「評議会」に報告し、意見を聴取した上で、決定している。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 4-2-1】 学部・学科の設置基準、教員・助手数（2024年5月1日付）
- 【資料 4-2-2】 研究科、専攻別専任教員数（2024年5月1日付）
- 【資料 4-2-3】 福山大学教員選考基準
- 【資料 4-2-4】 教員選考に関する教授会運営細則
- 【資料 4-2-5】 学内共同利用施設の教員の任用に関する内規
- 【資料 4-2-6】 教員の採用等、人事関係の手続き要領（2023年度版）

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学では「福山大学教育システム」を円滑に運営し、教育の改善・改革を推進するために、「大学教育センター」を設置し、「全学共通教育部門」「教育開発部門」「数理・データサイエンス・AI 教育部門」「資格教育部門」及び「学修支援部門」の五つの部門を設けている【資料 4-2-7】。これら五つの部門が全学的な教育内容・方法等の改善、工夫・開発を行っている。「教育開発部門」は、全学FDの企画と実施、学修成果指標モデルとなるアセスメント・ポリシーの策定と評価方法の開発、「学生による授業評価アンケート」「福山大学での学修を振り返る卒業生アンケート」等の教育の質向上に向けた調査の企画、実施及び公表を担当している【資料 4-2-8】。「全学共通教育部門」は、全学共通教育のカリキュラム編成及び「共通教育アンケート」の企画・実施を担当している【資料 4-2-9】。「数理・データサイエンス・AI 教育部門」は、「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（リテラシーレベル・応用基礎レベル）」の改善・継続を担当している【資料 4-2-10】。「資格教育部門」は全学的な資格教育の充実のための関連部署及びセンターとの連携を担当している【資料 4-2-11】。「学修支援部門」はeラーニングシステムの管理運用及び学修支援室の管理運営の業務を担当している【資料 4-2-12】。

FD活動に関しては、「大学教育センター」教育課発部門が実施する全学FD研修会、大学教育センター所属教員の授業を参観して授業改善に向けて意見交換する「授業研究」に加え、学部、学科、研究科がそれぞれの特色やニーズに合わせたFD活動を実施して、教育内容・方法の工夫と開発に努めている。なお、「FD・SD活動報告書」を毎年作成して本学ホームページで公開している【資料 4-2-13】。さらに、大学運営全般に関する教職員の資質及び能力の向上に関しては、SDとして位置づけ、「スタッフ・デベロップメント推進委員会」が、研修を企画・実施している。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 4-2-7】 福山大学大学教育センター規則
- 【資料 4-2-8】 福山大学大学教育センター教育開発部門運営細則
- 【資料 4-2-9】 福山大学大学教育センター全学共通教育部門運営細則
- 【資料 4-2-10】 福山大学大学教育センター数理・データサイエンス・AI 教育部門運営細則
- 【資料 4-2-11】 福山大学大学教育センター資格教育部門運営細則
- 【資料 4-2-12】 福山大学大学教育センター学修支援部門運営細則

【資料 4-2-13】 令和 4(2022)年度 FD・SD 活動報告書

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

教員の採用・昇任等の人事案件を「評議会」において審議する場合、大学設置基準に規定された必要専任教員数及び必要専任教授数を満たしていることを必ず確認している。「大学教育センター」の教育開発部門が全学的なFDを企画、実施するとともに、学部、学科、研究科がそれぞれの特色やニーズに合わせたFDを実施して、教育内容・方法の工夫と開発に成果をあげている。今後、教育方法の改善に向けて教員相互が授業のあり方を探究する「授業研究」を推奨していく。また、種々のアンケート調査を実施しているが、実情の変化に即して設問項目の見直しを行い、新たな課題を抽出できるように対応し本学の教育改革のための充実に努めていく。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、「学校法人福山大学スタッフ・デベロップメント実施規程」のもとで実施するSD研修に多数の教職員が参加している【資料 4-3-1】。全学SD研修は、「スタッフ・デベロップメント推進委員会」及び総務部庶務課が担当し、関係委員会等の協力を得て研修会を開催しており、教職員の積極的な参加を奨励している【資料 4-3-2】。

また、全学SD研修に加え、総務部庶務課が中心となり、事務職員の資質・能力等の向上のため、職員SD研修を開催している。令和5(2023)年度の職員SD研修では、事務職員間の相互理解、知識・情報の共有等を図るため、本学事務職員が講師を務める研修をはじめ、事務職員の業務に対する意識改革及び目的意識の向上のため、起業家等を講師に迎えた研修、厚生労働省の「令和5年度キャリア形成・学び直し支援センター事業セルフキャリアドック」を活用した研修も実施している。さらに、(公財)日本高等教育高等評価機構及び日本私立学校振興・共済事業団へ事務職員を一定の期間派遣していることに加え、毎年、日本私立大学協会等が開催する各種研修会に事務職員が参加している【資料 4-3-3】【資料 4-3-4】。そのほかにも、新年度に開催する新任教職員対象の新採用教職員研修、在職中の事務職員や助手の大学院進学を奨励するなど、教職協働に向けた知識の獲得を促している【資料 4-3-5】【資料 4-3-6】。

加えて、本学では、学びの場である「大学」という職場環境を活かし、本学で開講している授業科目を事務職員が受講できるリスキリング研修を実施している。中央教育審議会大学分科会の中で、事務職員が「教職協働」によって大学運営に参画することが重要であり、企画力・コミュニケーション力・語学力の向上等について、実行していくことが求め

られている。また、近年の大学事務の高度化、複雑化、専門化等に鑑み、事務職員が語学、情報学などの能力修得・向上に取り組むリスクリング研修を設けた。この取組は大学運営を担う事務職員の資質・能力向上のための自主的・主体的な取組であると同時に、学生と同じ目線に立ち教育現場を直に感じることができる大学職員のあり方を再認識する機会となっている【資料 4-3-7】。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-3-1】 学校法人福山大学スタッフ・デベロップメント実施規程

【資料 4-3-2】 令和 5 年度 福山大学 SD 研修実施概要

【資料 4-3-3】 日本高等教育評価機構及び日本私立学校振興・共済事業団職員派遣状況

【資料 4-3-4】 日本私立大学協会等各種研修会への職員参加状況

【資料 4-3-5】 令和 5 年度 新任教職員研修概要

【資料 4-3-6】 在職中の職員の大学院社会人入学の状況

【資料 4-3-7】 福山大学におけるリスクリング研修（理事長裁定）

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

現在の体制を今後も維持していくとともに、SD 研修の充実を図り、職員の資質・能力の一層の向上を目指す。また、令和 5(2023)年度から実施しているリスクリング研修について、教員の理解と事務職員への周知をさらに図り、事務職員の受講希望者を増やすことを目指す。SD 研修、リスクリング研修等の研修活動への積極的な参加を促すためにも業務の効率化を図り、大学運営を担う事務職員の資質・能力向上の取組を推進していく。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学では、教員及び学生の研究活動を活性化するために、様々な努力を行っている。専任教員には、個々の教員室を供与している。加えて学科及び各研究センターの研究・実験エリアを使用して、適切な研究スペースを確保できるようにしている【資料 4-4-1】。また、教育・研究に必要な研究機器等の整備は学部・学科及び研究センター等が長期計画を立案し、研究環境を適切に整備している。研究機器については性能が高度化し、購入・管理・維持経費が高騰している。そのため、高額であるが、汎用性が高い研究機器を「共同利用センター」に設置して教員及び学生が共同利用することで多種多様な研究機器を導入し、

教職員及び学生の研究環境の向上に努めている【資料 4-4-2】。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-4-1】 学生便覧 2024 「講義室・研究室配置図」

【資料 4-4-2】 福山大学共同利用センター整備機器一覧

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

教職員及び学生が学術研究を適正に実施するために、倫理的、科学的妥当性及び安全性を確保し、動物にあつては愛護精神に則り、ヒトにあつては個人の尊厳や人権が損なわれる危険を未然に防ぐことを目的として「福山大学研究安全倫理委員会」を設置している【資料 4-4-3】。同委員会内に専門部会として「遺伝子組換え生物安全管理部会」「動物実験安全倫理部会」「微生物等安全管理部会」及び「ヒト倫理部会」の4部会を設置し、取扱う対象に応じて「福山大学遺伝子組換え生物安全管理規則」「福山大学動物実験管理規則」「福山大学微生物等安全管理規則」「福山大学ヒト倫理安全管理規則」「福山大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する安全管理規則」及び諸法令に則って、研究及び実験計画を厳正に審査している【資料 4-4-4】～【資料 4-4-8】。化学物質の管理に関しては「福山大学安全衛生管理規程」及び「福山大学化学物質管理規程」に則り、「化学物質管理委員会」を組織し、化学物質統括管理責任者、化学物質安全衛生推進責任者、幹事部局長、部局化学物質管理責任者、研究室等管理者を委員として管理体制の組織化を図っている【資料 4-4-9】【資料 4-4-10】。福山大学化学物質管理支援システム「CHEMMAT」により全学の化学物質を一元的に管理している【資料 4-4-11】。

本学では文部科学省の科学研究費助成事業（以下、科研費という。）等の公的研究費の厳格な管理のため「福山大学公的研究費取扱規則」に則って責任体制を明確化し、最高管理責任者（学長）以下、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者等を置いている【資料 4-4-12】。コンプライアンス推進責任者は統括管理責任者の指示の下で、研究者等に対するコンプライアンス教育の実施と誓約書の徴取を含む受講状況の管理監督、適切な公的研究費の管理・執行に対するモニタリングと改善指導を行っている。新入生に対しては、研究倫理教育及びコンプライアンス教育を年度始めに実施し、教職員及び公的資金に関わる研究に従事する学生に対してもコンプライアンス教育を実施し、理解度テスト及び誓約書の提出を実施している【資料 4-4-13】。また、不正に係る調査、不正防止等について規定し、不正防止に努めている【資料 4-4-14】【資料 4-4-15】。加えて、「研究活動不正防止対策推進室」を設置し、不適切な研究活動が学内で発生した場合に、発生要因を検証し、改善策を講じる仕組としている【資料 4-4-16】。さらに、近年国際情勢が緊迫化する中で、先進的科学技术の厳正な輸出管理が求められており、本学では「福山大学安全保障輸出管理規程」を規定して政府の方針に従い、厳正に対応している【資料 4-4-17】。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-4-3】 福山大学研究安全倫理委員会規程

【資料 4-4-4】 福山大学遺伝子組換え生物安全管理規則

- 【資料 4-4-5】 福山大学動物実験管理規則
- 【資料 4-4-6】 福山大学微生物等安全管理規則
- 【資料 4-4-7】 福山大学ヒト倫理安全管理規則
- 【資料 4-4-8】 福山大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する安全管理規則
- 【資料 4-4-9】 福山大学安全衛生管理規程
- 【資料 4-4-10】 福山大学化学物質管理規程
- 【資料 4-4-11】 研究試薬管理システム「CHEMMAT」
- 【資料 4-4-12】 福山大学公的研究費取扱規則
- 【資料 4-4-13】 令和 5(2023)年度 コンプライアンス教育理解度テスト実施状況
- 【資料 4-4-14】 福山大学公的研究費の不正に係る調査等に関する取扱規則
- 【資料 4-4-15】 福山大学研究活動に係る不正行為防止等に関する規程
- 【資料 4-4-16】 研究活動不正防止対策推進室設置要領
- 【資料 4-4-17】 福山大学安全保障輸出管理規程

4-4-③ 研究活動への資源の配分

研究活動への資源の配分として、「学校法人福山大学研究費に関する規則」及び「学校法人福山大学旅費規程」に則って、専任教員に研究費及び学会出張旅費を支給している【資料 4-4-18】【資料 4-4-19】。研究費及び学会出張旅費は、年度当初に各教員が職位・研究活動・教員評価の実績を部局長に申請し、客観的かつ公正な評価に基づいて職位ごとに設定した 3 クラス (S クラス、A クラス及び B クラス) に評価して支給額を決定している【資料 4-4-20】。当該年度に科研費に採択されて研究資金を獲得した教員には、さらに研究費を増額することで研究活動の活性化を図っている【資料 4-4-21】。

学内研究助成は外部の研究資金を獲得できる研究者を育成するという観点から、若手に特化した「学術研究助成金 (若手学術研究助成金)」としている【資料 4-4-22】。この制度の研究課題の学内公募及び審査は「研究推進委員会」の研究課題選考部会が行っている【資料 4-4-23】【資料 4-4-24】。同選考部会は、副学長、学長補佐の内から研究推進委員長が指名した者、大学院研究科長及びその他委員会委員長及び部会長が必要と認める者で構成しており、外部資金獲得のためのさきがけ的な研究を選考して学長に上申し、学長が助成対象者及び助成金額を決定している。また、教員の海外での研究発表を対象とした「学術研究助成金 (海外研究発表用旅費)」、大学院生及び学部生の研究発表を対象とした「学術研究助成 (大学院生及び学部生研究発表旅費)」も前述と同様に「研究推進委員会」の研究課題選考部会が公募、審査している。

科研費等の外部研究資金獲得に向けて、「研究推進委員会」が SD 研修を実施して、研究計画の策定や外部資金の申請書作成の要点を指導している【資料 4-4-25】。「社会連携センター」は企業等のニーズと本学教員のシーズのマッチングを行っている。

福山大学のブランディング戦略として優先的に推進する課題「瀬戸内の里山・里海学」を設定し、これに関連する研究課題に研究費助成を行っている。「瀬戸内の里山・里海学」と直接関係はないが、学術的価値が高く、近い将来外部資金の獲得が期待され、福山大学のブランドを高めると考えられる研究課題に対しても研究費助成を行っている。学部学生

及び大学院生の研究費に関しては、学生の人数に応じて支給する教材費から賄っている。研究活動によって得た成果の公表に関しては、学術的価値が高い著書の刊行及び学術誌への論文投稿を助成する制度を設けている【資料 4-4-26】。このような研究活動の活性化、推進努力の成果として、令和 4(2022)年度及び令和 5(2023)年度の科研費採択件数は中四国の私立大学の中で首位となっていることが挙げられる【資料 4-4-27】。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 4-4-18】 学校法人福山大学研究費に関する規則
- 【資料 4-4-19】 学校法人福山大学旅費規程
- 【資料 4-4-20】 研究費申請書
- 【資料 4-4-21】 「学校法人福山大学研究費に関する規則」 補足説明
- 【資料 4-4-22】 福山大学学術研究助成金規則
- 【資料 4-4-23】 福山大学研究推進委員会規程
- 【資料 4-4-24】 福山大学研究推進委員会研究課題選考部会規則
- 【資料 4-4-25】 令和 5(2023)年度 SD 研修「科研費獲得に向けて」資料
- 【資料 4-4-26】 福山大学出版等助成細則
- 【資料 4-4-27】 令和 4(2022)年度 及び令和 5(2023) 年度の科研費採択実績

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、教職員の研究活動支援のために、研究施設・設備の整備、研究費の支援、研究倫理に係る諸規則を整備して、研究環境を整えている。研究機器を共同利用により効率的に利用することで、研究資金を効果的に活用し、今後も最新の研究機器を導入し、多様な研究活動に対応できるように努める。また、研究成果を挙げた教職員・学生を表彰し、研究意欲の向上に努める。

【基準 4 の自己評価】

本学では、学長がリーダーシップを発揮して権限を適切に分散させると同時に、責任を明確化した教学マネジメントを確立している。職員を適切に配置してFD・SD活動に積極的に取り組んで教職員の職能開発に努めている。教員の採用・昇任等の人事には客観的指標を導入して公正に実施している。研究活動を活性化するために、学内の研究助成制度を充実させ、その成果をステップにして外部資金獲得につなげている。令和 4(2022)年度及び令和 5(2023)年度の科研費獲得実績は中四国の私立大学の中で首位となっている。教育活動、研究活動、社会貢献活動、大学運営に成果を挙げた教職員に対して、特別昇給、賞与の増額、教員表彰制度等を整えている。教育・研究システムと教職員は、大学の最大の財産である。教職員の職能開発を推進し、機能性の高いシステムを構築している。

以上のことから、基準 4 を満たしていると判断する。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

法人の管理運営の最高意思決定機関である理事会及び評議員会の役割を、寄附行為に規定している【資料 5-1-1】。法人及び本学の事務組織・所掌事務については、「法人及び大学の組織運営に関する規程」に明確に規定している【資料 5-1-2】。

本学の管理運営体制として、学長のもとに「評議会」「学部長等協議会」「研究科長等協議会」「全学教授会」「学部教授会」「研究科委員会」及び全学的な各種委員会等を置き、学長を補佐する機関として「学長室」を設置している。また、種々の教学データを収集・分析する「IR 室」を学長のもとに設置している【資料 5-1-3】。

法人が設置している本学及び福山平成大学に共通する教育・研究に関する事項を審議、連絡・調整する機関として「福山大学及び福山平成大学学部長等連絡会議」を置き、原則として月 1 回の割合で開催し、法人及び両大学役職員の意見交換の場としている。

本学の運営に関する規則は、「大学学則」「大学院学則」「福山大学学長室規則」「福山大学評議会規則」「福山大学学部長等協議会細則」「福山大学研究科長等協議会細則」「福山大学全学教授会細則」「福山大学学部教授会細則」等で明確に規定している【資料 5-1-4】～【資料 5-1-11】。法人及び本学に関するこれらの諸規則等は「福山大学例規集」として編纂し、管理運営を定める諸規則に従い、経営の規律と誠実性を維持して運営している。

今後とも建学の精神に基づく、私立大学としての使命を果たしていくべく、その使命を具現する存在である教職員の協働のもと、適切なガバナンスを確保して時代の変化に対応した大学づくりを進めるため、大学運営に関する「学校法人福山大学ガバナンス・コード（福山大学版）」を策定している。このガバナンス・コード（平成 30(2018)年策定、令和 3(2021)年 4 月 1 日改正）を法人ホームページで公表している【資料 5-1-12】。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-1-1】 学校法人福山大学寄附行為

【資料 5-1-2】 法人及び大学の組織運営に関する規程

【資料 5-1-3】 学生便覧 2024 「7. 組織（部局機構）」

【資料 5-1-4】 福山大学学則

【資料 5-1-5】 福山大学大学院学則

【資料 5-1-6】 福山大学学長室規則

【資料 5-1-7】 福山大学評議会規則

【資料 5-1-8】 福山大学学部長等協議会細則

【資料 5-1-9】 福山大学研究科長等協議会細則

【資料 5-1-10】 福山大学全学教授会細則

【資料 5-1-11】 福山大学学部教授会細則

【資料 5-1-12】 学校法人福山大学ガバナンス・コード（福山大学版）

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学及び福山平成大学では「長期ビジョン委員会」を組織し、最初の長期ビジョンを平成 24(2012)年 3 月に作成した。さらに平成 29(2017)年 3 月には第 2 回目の長期ビジョンを作成した。令和元(2019)年の私立学校法の改正により事業に関する中期的な計画の策定が義務付けられたが、法施行日（令和 2(2020)年 4 月 1 日）より前に計画期間が始まっている中期的な計画に相当する計画・ビジョン等がある場合は、これをもって中期的な計画として差し支えないとされていたため、第 2 回の長期ビジョンを教学に関する中期的な計画とし、教学以外の財務、人事、施設整備に関して令和 2(2020)年度から令和 6(2024)年度までの中期計画として取りまとめた。

令和 4(2022)年 3 月には第 3 回の長期ビジョンを作成した【資料 5-1-13】。そのため、同年 12 月に、長期ビジョンに基づき、令和 5(2023)年度から令和 9(2027)年度までの教学に関する中期計画を策定するとともに、財務、人事、施設整備に関しても、令和 5(2023)年度から令和 9(2027)年度までの計画に改訂し、「学校法人福山大学中期計画」として取りまとめた。また、令和 6(2024)年度から福山大学の 7 学科で入学定員・収容定員を変更することとしたが、入学定員・収容定員の変更は財務及び施設整備に影響を与えることから、令和 5(2023)年 12 月に、財務及び施設整備に関する令和 6(2024)年度以降の計画を一部修正した。中期計画は法人の基本的な大学運営方針となっており、各年度の事業計画等に盛り込み、本学の教育改革、施設整備等に活かしている【資料 5-1-14】。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-1-13】 第 3 回長期ビジョン委員会報告書（令和 4 年 3 月版）

【資料 5-1-14】 学校法人福山大学中期計画(令和 5(2023)年度から令和 9(2027)年度)

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

本学は松永湾を遠望する丘陵地に立地し、広大な敷地にサクラ、ケヤキ、クスノキなどを植栽した緑豊かなキャンパスを維持している。キャンパスの清掃は専門業者に依頼して校舎内外を清潔に維持している。そのほか、学生の環境保全に対する意識向上を目的として、学生が主体となる清掃活動「マナーアップキャンペーン」を実施している【資料 5-1-15】。また、冷暖房の適正温度の徹底、照明の LED 化、地中熱利用空調の導入、太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーの利用を推進して環境保全並びにカーボンニュートラル実現に向けて取り組んでいる。

人権への配慮については、「学校法人福山大学個人情報管理基本方針」「学校法人福山大学学生、教職員個人情報保護規則」「福山大学情報公開規程」及び「福山大学情報倫理規程」

を定めて個人情報保護に努めている【資料 5-1-16】～【資料 5-1-19】。個人情報の流出防止に向けて「福山大学情報セキュリティポリシー」を定め、各部局に情報倫理委員会を設置し、その取扱を厳格化している【資料 5-1-20】【資料 5-1-21】。また、ハラスメント行為の予防と対応のため、「福山大学キャンパスハラスメントの防止等に関する規程」及び「福山大学キャンパスハラスメントの防止等に関するガイドライン」を定めている【資料 5-1-22】【資料 5-1-23】。同ガイドラインを大学ホームページに掲載し、学生及び教職員に周知している。

危機管理について、「福山大学危機管理規程」を定め、全学的な危機管理の推進とともに「福山大学危機管理基本マニュアル」を策定して必要な措置を講じている【資料 5-1-24】

【資料 5-1-25】。安全衛生の確保については、「福山大学安全衛生管理規程」に産業医を置くことを定め、教職員の健康管理等に関する勧告、指導及び助言を行うとともに、職場を巡視し作業や衛生環境が有害であると判断される場合は、直ちに教職員の健康障がい防止するため必要な措置を講ずること、また、「共同利用センター」に作業環境部門を設置して定期的に作業環境測定を行うなど、教職員の安全を確保する体制を整備している【資料 5-1-26】【資料 5-1-27】。安全衛生管理の充実を図るとともに、「福山大学安全衛生委員会細則」に基づき「安全衛生委員会」を設置し原則月 1 回開催している【資料 5-1-28】。また、「福山大学安全衛生管理の手引き」を作成して、安全及び衛生に対する知識・意識の向上に努めている【資料 5-1-29】。

一方、防火・防災等に関しては、「福山大学防火・防災管理規程」により防火・防災の組織及び教育・訓練について必要な事項を定め、「福山大学消防計画」を規定し、消防訓練の実施や防災用物資の備蓄にも努めている【資料 5-1-30】～【資料 5-1-33】。本学キャンパスは福山市の災害時緊急避難場所に指定されている【資料 5-1-34】。また、「福山大学自然災害対応マニュアル」を作成し、災害時に安全に対応できるように備えている【資料 5-1-35】。

本学は学生の国際的な視野を広げることを目的として海外研修や海外留学を推奨しているが、海外では不測の事態に遭遇することも予想されることから「学生のための海外渡航ガイドブック（海外危機管理マニュアルを含む）」を作成して、渡航前のオリエンテーション等で活用し注意を促している。なお、同ガイドブックでは学研災付帯海外留学保険に必ず加入するように明記している【資料 5-1-36】。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-1-15】 令和 5 年度「マナーアップキャンペーン」資料

【資料 5-1-16】 学校法人福山大学個人情報管理基本方針

【資料 5-1-17】 学校法人福山大学学生、教職員個人情報保護規則

【資料 5-1-18】 福山大学情報公開規程

【資料 5-1-19】 福山大学情報倫理規程

【資料 5-1-20】 福山大学情報セキュリティポリシー

【資料 5-1-21】 部局等の情報倫理委員会規則

【資料 5-1-22】 福山大学キャンパスハラスメントの防止等に関する規程

【資料 5-1-23】 福山大学キャンパスハラスメントの防止等に関するガイドライン

- 【資料 5-1-24】 福山大学危機管理規程
- 【資料 5-1-25】 福山大学危機管理基本マニュアル
- 【資料 5-1-26】 福山大学安全衛生管理規程
- 【資料 5-1-27】 福山大学作業環境安全衛生マニュアル
- 【資料 5-1-28】 福山大学安全衛生委員会細則
- 【資料 5-1-29】 福山大学安全衛生管理の手引き
- 【資料 5-1-30】 福山大学防火・防災管理規程
- 【資料 5-1-31】 福山大学消防計画
- 【資料 5-1-32】 消防訓練実施状況
- 【資料 5-1-33】 防災用物資管理表
- 【資料 5-1-34】 福山市緊急避難場所・避難所一覧（2023. 11）
- 【資料 5-1-35】 福山大学自然災害対応マニュアル
- 【資料 5-1-36】 学生のための海外渡航ガイドブック

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

各法令及び諸規程、ガバナンス・コードを遵守し、使命・目的の達成に向けて、中期計画に沿った運営を行っていく。また、引き続き環境保全、人権、安全にも配慮し、危機管理体制の整備を行う。今後も本法人及び本学の自主性と多様性を損なうことなく、経営の規律と誠実性を担保し、ガバナンスの強化と健全性の向上を図り、法人及び大学の連携に努め、組織運営を行っていく。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

法人における意思決定は、「寄附行為」第 12 条の規定で理事会が行うことになっている【資料 5-2-1】。同第 13 条では、法人の代表が理事長であり、その業務を総理する旨を規定している。同第 5 条では、理事会を組織する理事は 14 人以上 18 人までと規定し、同 6 条に規定するように大学からは「①福山大学学長及び福山平成大学学長、②各学長が当該大学の教員及びその他の職員のうちから推薦し、理事会において選任した者 5 人以上 7 人（福山大学 4 人以上 6 人、福山平成大学 1 人）まで」が就任している。理事の理事会への出席状況は良好であり、欠席時には理事会に付議する事項への賛否を書面であらかじめ意思表示することにより出席者とみなすこととしている【資料 5-2-2】【資料 5-2-3】。

また、同第 17 条では、評議員会を設置し、32 人以上 39 人までの評議員で組織することを規定している。同第 19 条で理事長は、予め予算及び事業計画、事業に関する中期的な計

画、借入金及び重要な資産の処分、役員に対する報酬等の支給基準、寄附行為の変更等、重要項目については評議員会の意見を聴くことになっている。さらに、同第 20 条では、「評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。」と定めている。このような権限を有する評議員会の評議員として、大学からは「法人の教職員で学長が推薦した者のうちから理事会で選任した者 9 人以上 13 人(福山大学 7 人以上 10 人、福山平成大学 2 人以上 3 人) まで」が就任している。評議員の評議員会への出席状況は良好であり、欠席時には理事会同様に、評議員会に付議する事項への賛否を書面であらかじめ意思表示することにより出席者とみなすこととしている【資料 5-2-4】【資料 5-2-5】。

このように、大学の立場から法人経営に参画し、法人と大学の相互チェックを行っている。また、緊急かつ重要な事項については、理事長、副理事長、常勤の理事及び理事長が必要と認めた理事をもって構成する常任理事会を設置し、適宜開催することができるよう機動的な体制を整備している【資料 5-2-6】。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-2-1】 学校法人福山大学寄附行為

【資料 5-2-2】 学校法人福山大学理事会構成員名簿

【資料 5-2-3】 令和 5 年度 学校法人福山大学理事会開催状況

【資料 5-2-4】 学校法人福山大学評議員会構成員名簿

【資料 5-2-5】 令和 5 年度 学校法人福山大学評議員会開催状況

【資料 5-2-6】 学校法人福山大学常任理事会設置規則

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

私立大学をとりまく環境は今後さらに厳しくなることは明らかであり、本学の使命や目的達成に向けて教職員が緊密に連携し大学経営を永続する経営意識を高め、大学運営に努力する。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

法人の管理運営の最高意思決定機関である理事会及び評議員会は、「寄附行為」の規定に基づいて運営している【資料 5-3-1】。法人の理事会には本学から 6 人、評議員会には 9 人

が構成員となっており、法人と大学のコミュニケーションによる意思決定を円滑化している【資料 5-3-2】【資料 5-3-3】。このように、学長は大学の立場から法人経営に参画して、法人と大学の相互チェックを行っている。また、本学の全学的な諸委員会には、教員と事務局長又は職員が構成員として参加する教職協働方式を採用しており、教職員相互のコミュニケーションによる連携と理解を深め、大学運営の円滑化を図っている【資料 5-3-4】。

事務局では、「課長・事務長等連絡会議」を毎週開催している。この会議には法人事務局長も出席し適宜、情報共有、意見交換及び報告を行っている。課長・事務長等連絡会議が、必要な連絡、調整を行うことで、部門間の連携を円滑かつ適切に行っている。課長・事務長等連絡会議の内容は、事務局の各部門において報告・共有している。

このように、健全な大学運営に向けて学長が志向する教学方針を理事長が支え、経営と教学の協働体制を整えている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-3-1】 学校法人福山大学寄附行為

【資料 5-3-2】 学校法人福山大学理事会構成員名簿

【資料 5-3-3】 学校法人福山大学評議員会構成員名簿

【資料 5-3-4】 令和 5(2023)年度 福山大学諸委員会構成員名簿

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

法人及び本学の各管理運営機関の相互チェックのため、法人監事は「学校法人福山大学監事監査規則」に則って監査を行い、学校法人の業務、または財務の状況についての監査報告書を理事会及び評議員会に提出し、意見を述べている【資料 5-3-5】【資料 5-3-6】。

監事の理事会及び評議員会への出席状況は良好である【資料 5-3-7】。監事は法人、本学及び福山平成大学での監査業務にあて、法人及び本学との具体的な業務上の打合わせを行い、監査業務を円滑に処理している。また、「学校法人福山大学内部監査規則」に従い、監事及び理事長が職員の中から複数選任した監査の担当者が業務監査及び会計監査を実施し、監査報告書を理事長に提出している【資料 5-3-8】。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-3-5】 学校法人福山大学監事監査規則

【資料 5-3-6】 学校法人福山大学計算書類及び監査報告書

【資料 5-3-7】 監事の理事会、評議員会への出席状況

【資料 5-3-8】 学校法人福山大学内部監査規則

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

現在の運営体制を今後とも継続していくことで、円滑な管理運営に努める。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

学校法人福山大学中期計画において、令和 5(2023)年度から 5 か年の財務計画を策定するとともに、前年度決算に伴う財務状況を毎年、理事会に報告している。予算編成においては、各学部・学科、各研究科、附属図書館、各センター等が教育研究の充実及び施設設備の維持・管理等の観点を踏まえ、それぞれの予算要求書を作成して学長へ提出している。これら予算要求書をもとに、学長によるヒアリングを経て予算原案を作成し、法人に提出するシステムとしている。予算は、事業ごとに編成しており、各学部・学科等の単位で必要な事業別の全体額を把握し、収支のバランスを念頭において法人と大学による総括審議を経て予算案を作成し、評議員会及び理事会で審議、承認するシステムを構築しており、予算編成を適切に行っている。

また、財務状況の情報公開については大学の公共性に鑑み、社会に対する説明責任を果たすため「福山大学情報公開規程」に基づき、財産目録、貸借対照表、収支計算書等を学校法人福山大学のホームページ及び福山大学学報に掲載して公表するなど、財務状況の透明性を高めている。また、閲覧を申請する者には「学校法人福山大学財務書類等閲覧規則」に基づき、経理部経理課で閲覧を許可している【資料 5-4-1】～【資料 5-4-4】。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-4-1】 福山大学情報公開規程

【資料 5-4-2】 福山大学ホームページ「学校法人福山大学の情報公開」

【資料 5-4-3】 福山大学学報第 177 号（令和 5(2023)年 7 月発行）

【資料 5-4-4】 学校法人福山大学財務書類等閲覧規則

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

学校法人福山大学並びに福山大学及び福山平成大学の財務状況は、それぞれ教育・研究を安定して遂行するために、必要かつ十分な財政基盤を確立している。

■ **学校法人福山大学の財務状況** 学校法人福山大学の「貸借対照表関係比率」を表 5-4-1 に示した。財務基盤の指標となる純資産構成比率及び繰越収支差額構成比率の過去 5 年間の平均は、それぞれ 92.9%及び 5.1%であり、全国平均と比較して問題のない水準である。また、本法人の過去 5 年間の総負債率の平均は 7.1%であり、全国平均の 14.2%を下回っている。さらに、流動比率の 5 年間平均は優良と判定される 200%を上回っている。これらの比率は、本法人の財務が健全であることを表している。

表 5-4-1 学校法人福山大学の貸借対照表関係比率（単位：％）

区 分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	過去 5年間 平均	令和 4年度 全国平均
純資産構成比率	92.5	92.6	92.8	93.1	93.5	92.9	85.8
繰越収支差額構成比率	5.9	5.5	5.3	5.0	3.6	5.1	△19.1
総負債比率	7.5	7.4	7.2	6.9	6.5	7.1	14.2
流動比率	195.8	198.9	207.4	206.6	221.5	206.0	260.2

(注)「令和4年度全国平均」は、日本私立学校振興・共済事業団発行の「今日の私学財政」(令和5年度版)から転用。

■ 福山大学の財務状況 次に、表 5-4-2「福山大学の事業活動収支計算書関係比率」に示すように、人件費比率は全国平均の 46.3%に対し、本学では過去5年間では 49.7%前後で推移している。教育研究経費比率は全国平均の 40.4%に対し、過去5年間の平均は 48.4%であり、全国平均を上回る教育研究経費を支出している。管理経費比率の平均は過去5年間 4.3%であり、全国平均の 6.4%を下回っており、経営努力の成果が出ている。

今後の収支均衡を図るため、学生数の確保、経費節減だけでなく、外部資金の獲得等も必要である。主な外部資金である科研費の過去3年間の採択件数及び交付額を表 5-4-3 に示した。本学では専任教員に科研費への応募を奨励しており、例年専任教員のうち約 64%の教員が申請している。その採択率は約 11%程度である。なお、交付が決定された専任教

表 5-4-2 福山大学の事業活動収支計算書関係比率（単位：％）

区 分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	過去 5年間 平均	令和 4年度 全国平均
人件費比率	48.6	47.7	48.7	49.1	54.3	49.7	46.3
教育研究経費比率	41.0	45.5	55.7	48.4	51.6	48.4	40.4
管理経費比率	4.4	4.2	4.0	4.2	4.7	4.3	6.4
基本金組入後収支比率	128.5	97.2	114.1	101.7	108.2	109.9	101.6
学生生徒等納付金比率	84.9	81.9	79.4	77.4	78.3	80.4	48.7

表 5-4-3 過去3年間の科研費の採択状況

年 度	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	採択件数 (件)	交付額(間接経 費含む)(千円)	採択件数 (件)	交付額(間接経 費含む)(千円)	採択件数 (件)	交付額(間接経 費含む)(千円)
経 済	3	2,470	5	4,550	5	3,770
人間文化	12	14,690	15	14,690	14	15,340
工	10	11,050	8	8,190	5	4,030
生 命	3	1,820	4	4,290	4	5,590
薬	10	15,340	8	10,530	12	16,770
大学教育センター他	1	1,430	0	0	0	0
計	39	46,800	40	42,250	40	45,500

員のさらなる研究意欲及び研究力の向上を図るため、令和 4(2022)年度に「学校法人福山大学研究費に関する規則」を改正し、研究期間中の各年度の個人研究費に交付金（直接経費）総額に応じた金額の加算を行い、福山大学では令和 4(2022)年度は 40 名に計 4,325,000 円、令和 5(2023)年度は 40 名に計 4,512,500 円を当該教員の個人研究費に加算した【資料 5-4-5】。また、民間財団等の募集する研究助成への積極的な応募を奨励するなど、外部資金獲得の多様化を試みている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-4-5】 学校法人福山大学研究費に関する規則

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

収入の柱である学生生徒等納付金の安定的な確保は収容定員に見合った学生の確保にほかならない。令和 6(2024)年度から入学定員の見直し、学科名称変更、学生生徒等納付金の改定等の施策を講じ、入学生の確保に向けて努力すると同時に、中途退学者等が財政に与える影響も看過できないことから、教学面や生活指導などできめ細かな配慮により退学者を出さないように努める。大学の財政運営にあたっては、単年度の収支の均衡を念頭においた予算編成を基本として、教育研究活動と財務状況のバランスに配慮した取組を進める。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

予算執行については、「学校法人福山大学経理規程」「学校法人福山大学資産管理規程」及び「学校法人福山大学固定資産及び物品調達規則」に基づき、契約及び発注を行っている。入金及び出金処理については、厳正を期すため経理課職員 4 人による入・出金伝票の 3 重チェックを実施しており、決算処理については、監事及び監査法人に監査を受けている。また、日常的に不明な点は監査法人や監事（公認会計士）と連携をとり指導助言を得ている【資料 5-5-1】～【資料 5-5-3】。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-5-1】 学校法人福山大学経理規程

【資料 5-5-2】 学校法人福山大学資産管理規程

【資料 5-5-3】 学校法人福山大学固定資産及び物品調達規則

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

法人監事の職務の機能強化を図るために、「学校法人福山大学監事監査規則」に基づき、定期的に業務監査及び会計監査を行い、理事会及び評議員会において監査報告を行っている【資料 5-5-4】～【資料 5-5-6】。また、監査の実施を円滑かつ効率的に推進するため、「学校法人福山大学内部監査規則」を整備するとともに、在学者数の確定及び予算の執行状況を勘案し予算乖離が生じないように、補正予算を編成して厳正に予算執行している【資料 5-5-7】【資料 5-5-8】。なお、監査機能の強化に向けて、監査法人と監事との意見交換などを通して、学校法人の状況把握が行き届くよう配慮している。監査法人及び監事による会計監査は適切に行われており、本学の財務帳票等は学校法人の財務状況及び経営内容を正しく示している。このように、監査体制を十分に整備し、厳正に実施している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-5-4】 学校法人福山大学監事監査規則

【資料 5-5-5】 学校法人福山大学理事会議事録（令和 5 年 5 月）

【資料 5-5-6】 学校法人福山大学評議員会議事録（令和 5 年 5 月）

【資料 5-5-7】 学校法人福山大学計算書類及び監査報告書

【資料 5-5-8】 学校法人福山大学内部監査規則

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

今後とも法人の会計関係諸規則に基づき、適正な会計処理を行い、厳正な監査体制で取り組んでいく。

【基準 5 の自己評価】

法人経営の規律については、「寄附行為」及び「法人及び大学の組織運営に関する規程」をはじめとして、諸規程等を適切に整備し、遵守している。

大学の管理運営については、学長のリーダーシップのもと、「大学学則」に従い、「学長室」による学長補佐体制を整備し、適切に機能している。学長は、大学を代表するために必要な権限を有しているとともに、理事として理事会に出席し、大学の意見を理事会の審議に反映させている。大学の組織倫理については、就業規則等によって一般的な倫理規範を定めているほか、研究面での倫理規範、個人情報保護、ハラスメント防止、情報倫理に関して整備している。また、教育情報及び財務情報をホームページで公開している。大学運営については、「学校法人福山大学中期計画」、毎年度の「学校法人福山大学事業計画」に基づき、学生数の目標数値や教職員の人事計画を掲げ、収支バランスを考慮して運営している。会計処理は学校法人会計基準及び「学校法人福山大学経理規程」などに基づいて、適切に処理している。また、会計監査も厳正に実施している。

以上の理由により、基準 5 を満たしていると判断する。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

福山大学は、「大学学則」第 1 条の 2 に「本学は、その教育水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育・研究活動等の状況について自己点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。」と規定し、全学的な内部質保証に関する方針を定めている【資料 6-1-1】。平成 26(2014)年 4 月に施行した「福山大学自己点検評価規程」では自己点検・評価を行う組織を整備し、その任務、業務、運営等の体制を具体的に規定した（以下、旧規程という。）。この旧規程では、自己点検・評価を行う中心的組織として「全学自己点検評価委員会」（以下、全学委員会という。）及び改善・改革を推進する組織として「改革推進委員会」を設置し、それらの委員長を学長が務めていた。その結果として内部質保証のために、学長が自己点検・評価の実施を指示し、学長が委員長を務める全学委員会が自己点検・評価を実施し、その結果を学長が委員長を務める「改革推進委員会」、学長が議長を務める「評議会」で審議することになり、自己点検・評価活動を通じて、内部質保証を担保するための責任体制のあり方に改善が必要であるとの結論に至った【資料 6-1-2】【資料 6-1-3】。そこで、令和 5(2023)年 2 月に旧規程を改正し、全学委員会の委員長に副学長又は学長補佐をあてることにした（以下、新規程という。）【資料 6-1-4】。以下に、新規程による内部質保証のための組織の整備、責任体制について記述する。

新規程では、第 5 条に本学の内部質保証を担う組織として、副学長、学長補佐、教務委員長、学生委員長、就職委員長、入試委員長、各研究科及び各学部から選出した教授、事務局長、総務部長、企画・文書課長、各学部事務室の事務部長又は事務長及びその他学長が必要と認めた者で構成する全学委員会を組織することを定めている。学長は学長補佐（自己点検・評価担当）を全学委員会委員長に任命して責任体制を明確にしている。新規程では全学委員会は以下の(1)～(10)の業務を担うことを定めている。

- (1) 自己点検・評価にかかる実施計画等の策定。
- (2) 自己点検・評価にかかる視点、項目、細目の策定。
- (3) 学部・大学院、全学共同利用施設及び委員会等の組織から提出される自己点検評価書並びに改善案にかかる客観性、適切性及び妥当性についての検証・評価。
- (4) 検証・評価結果に基づく改善計画の作成並びに必要なに応じ、「学部等自己点検評価委員会」への助言、勧告並びに評議会並びに学長への提出。
- (5) 自己点検・評価の進行管理及び調整。
- (6) 「学部等自己点検評価委員会」から提出された自己点検・評価書の集約及びこれに基づく大学全体の点検・評価書の作成及び公表。
- (7) 「全学外部評価委員会」に関すること。
- (8) 自己点検・評価にかかる資料収集、調査研究及び啓発活動。

(9) 学校教育法第 109 条に基づく大学機関別認証評価受審の準備と評価結果の検証。

(10) そのほか、自己点検・評価活動に関すること。

このような多岐にわたる業務を円滑に遂行するために、全学委員会内に「自己点検評価実施小委員会」（以下、実施小委員会という。）を設置して、全学委員会委員長の実務業務を分担している。また、各学部、各研究科、各研究センター、各主要委員会にそれぞれの「自己点検評価委員会」（以下、学部等委員会という。）を組織し、主体的かつ継続的に自己点検・評価活動を行っている。学部等委員会の委員長には、各学部等の長をあて、自己点検・評価の責任体制を明確にしている。さらに、自己点検・評価活動の一環として、学外の評価を受けるために、全学及び各学部・大学院各研究科に「外部評価委員会」を設置している。これらは恒常的な組織ではなく、原則として7年に1度の外部評価実施時に学長が委嘱する外部評価委員で組織している。

本学では、学長ガバナンスのもとで、学長が自己点検・評価の実施を全学委員会に指示し、全学委員会が学部等の自己点検・評価活動を統括して、「自己点検評価書」を作成している。新規程では、学部等委員会は自己点検・評価を毎年行い、「学部等自己点検評価書」を隔年で報告することになっている。全学委員会は「学部等自己点検評価書」を集約して「全学自己点検・評価書」を作成することになっている。学長はこの自己点検・評価結果を改革推進委員会に諮り、改善を要すると判断された課題の問題解決に努めている。改革推進委員会には、理事長、副理事長（常務理事）、理事長が指名する者として、法人事務局長が構成員となっており、法人が大学側の意見を聴取するとともに、法人の考え方を大学側に説明することで円滑に改善策を策定している。図 6-1-1 に示すように、本学の内部質保証を担う組織と責任体制を明確に確立している。

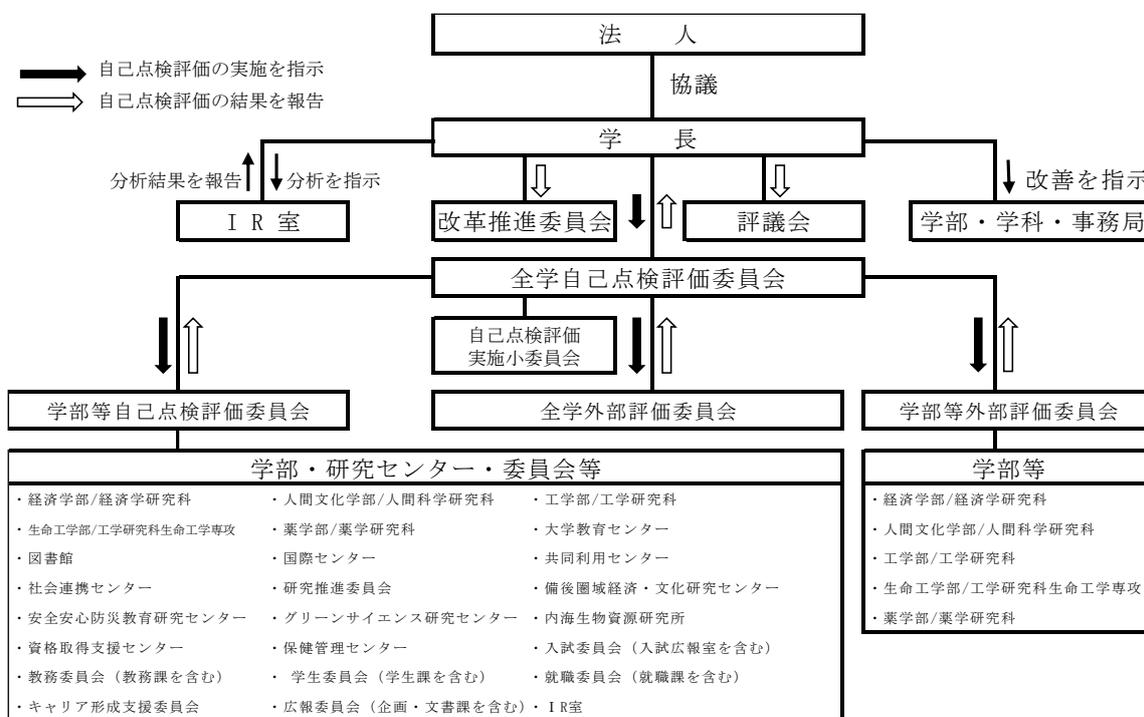


図 6-1-1 福山大学の内部質保証システム

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-1-1】 福山大学学則

【資料 6-1-2】 福山大学改革推進委員会規程

【資料 6-1-3】 福山大学評議会規則

【資料 6-1-4】 福山大学自己点検評価規程

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

旧規程では内部質保証の責任体制のあり方に改善の余地があったが、新規程に改正したことで、学長が自己点検・評価の実施を全学委員会に指示し、自己点検・評価活動を全学委員会が責任をもって実施する体制を整えた。さらに、全学委員会は自己点検・評価の結果を学長に報告し、学長は「改革推進委員会」に諮ることで、その評価結果を改善に活かす組織的基盤を整えている。「改革推進委員会」は、理事長、副理事長、常務理事、学長、副学長、学長補佐、大学事務局長及びその他、理事長が指名する者が構成員となっており、自己点検・評価の結果を大学と法人が共有する機会となっている。この体制で内部質保証に資する自己点検・評価を実施していく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学は、(公財)日本高等教育評価機構が定める「大学評価基準」を参考に、本学独自の項目を加えた 80 項目の点検項目を全学委員会が策定している。この点検項目に基づいて学部等委員会が自己点検・評価を実施している。自己点検・評価は全学共通の書式を用いて内部質保証のための自主的、自律的な自己点検・評価を実施している【資料 6-2-1】。全学委員会は学部等委員会が行う自己点検・評価結果を数値化することで可視化し、改善を要する点を抽出して学長に提言している。「全学自己点検・評価書」は大学ホームページで公表することにより、教職員にフィードバックして共有している【資料 6-2-2】。

■福山大学独自の自己点検・評価 本学が実施している自己点検・評価の点検項目及び点検・評価の実施方法について説明する。本学では、点検・評価すべき項目を 7 つに区分し、それぞれの項目に細点検項目を設定して、全部で 80 項目に及ぶ点検項目について自己点検・評価を実施している。これらの点検項目には学部等ごとに自己点検・評価に適切な項目と不要な項目があるため、80 項目の点検項目の中から点検・評価を求める項目を指定している【資料 6-2-2】。

旧規程では、自己点検・評価における PDCA サイクルの周期を 1 年として、年度始めに各

点検項目の現状の点検及びその改善目標を設定し、当該年度末に目標達成度を自己評価していた。しかし、新規程では自己点検・評価の周期を2年に変更した。これはPDCAサイクルの周期を2年とすることで、目標を高く設定して改善に向けた取組を行う期間を十分に確保し、質の高い自己点検・評価を行うことを目的とした改善である。「学部等委員会」は目標に対する達成度をS、A、B及びCで自己評価し、達成度を判断する根拠資料のリスト及び次年度に向けた改善課題を記して各学部等自己点検評価書を全学委員会に提出している。目標の達成度評価基準は以下の通りである。設定目標は「学部等委員会」が主体的に設定している。

＜自己点検・評価における達成度評価の基準＞

- S：年度目標、方針に基づいた活動を行い達成度が極めて高い
- A：概ね、年度目標、方針に基づいた活動を行い、ほぼ達成している
- B：年度目標、方針に基づいた活動を行ったが達成度がやや不十分
- C：年度目標、方針に基づいた活動を行ったが達成度が不十分で改善が必要

「学部等委員会」は、点検・評価期間の始めに自己点検評価（計画書）を、点検評価期間の末に自己点検評価（報告書）を学部等の構成員の同意を得て実施小委員会に提出している。実施小委員会は、提出された自己点検評価（計画書）及び自己点検評価（報告書）の内容について、その目標及び報告が本学の理念に合致しているか、実現の可能性があるか、継続性があるか、根拠資料を明示しているかなどを点検した後、目標達成度を数値化して集計し、その結果を「全学自己点検・評価書」にまとめて全学委員会で審議した後、学長に報告している【資料 6-2-2】。学長は評価結果を「改革推進委員会」及び「評議会」に諮り、改善に取り組んでいる。「全学自己点検・評価書」は大学ホームページに公表して、教職員が共有するとともに社会に公表している。

■**全学外部評価と学部等外部評価** 新規程では、自己点検・評価活動の一環として、大学機関別認証評価受審の年を除いて全学及び五つの学部が原則として順番に毎年1学部ずつ外部評価を受けることを規定している。全学外部評価及び学部等外部評価では、他大学教員、地域の産業界、教育界、行政の有識者及び卒業生等に外部評価委員を委嘱して、学外から見た本学及び各学部等への意見を聴取して教育の改善・改革に活用している。

令和2(2020)年に実施した全学外部評価では、本学のアドミッション・ポリシーの内容に問題は無いが「受験生である高校生にも理解できる平易な表現への変更を検討してはどうか」という助言があった【資料 6-2-3】。令和5(2023)年10月に学長が本学のアドミッション・ポリシーの適切性について点検することを「学部長等協議会」に諮問した【資料 6-2-4】。「学部長等協議会」で審議した結果、本学のアドミッション・ポリシーは高校生等の入学志願者が一読して内容を理解するには表現が難しいと判断し、「全学外部評価委員会」の助言を受入れ、「本学が求める人物像、本学での学修に求められる資質を簡潔に表現し、本学への入学志願者を対象とするアドミッション・ポリシーに改訂することが望ましい。」と学長に答申した【資料 6-2-5】。この答申を受け、学長はアドミッション・ポリシー原案の策定を入試担当副学長に指示した【資料 6-2-6】。この原案を「改革推進委員会」及び「評議会」で審議して、学長が決定した【資料 6-2-7】【資料 6-2-8】。この新しいアドミッション・ポリシーを令和6(2024)年度から適用している。また、令和4(2022)年度に実施した工学部及び工学研究科（物理系）の外部評価では、外部評価委員より「スマートシステム学

科の学科名称は、その教育・研究内容を理解するには難しく、受験生に理解されていない可能性がある」という意見が提出された【資料 6-2-9】。その意見を「工学部教授会」「学長室会議」「評議会」及び「理事会」で審議した結果、学科名称変更が妥当であると結論した【資料 6-2-10】～【資料 6-2-12】。これを受けて、本学は令和 5(2023)年 6 月に文部科学省に同学科の名称を電気電子工学科に変更することを届出た【資料 6-2-13】。これらの改革は全学及び学部外部評価を改善・改革につなげた例であり、収容定員充足率の改善に役立てるよう、努力しているところである【資料 6-2-14】。

■**専任教員の個人レベルでの自己点検・評価** 本学では全専任教員が個人レベルの自己点検・評価として「専任教員における年度目標、実績報告書」を作成している【資料 6-2-15】。これは、専任教員の教育活動、研究活動、社会活動及び大学運営への参画について、学長が定める評価基準をループリックで示して数値化し、各教員自身が自己点検・評価するものである【資料 6-2-16】。これらの評価項目及び評価基準は「評議会」で審議して学長が決定している【資料 6-2-17】。各教員の自己点検評価・結果について、まず学科長が精査し、次いで学部長が精査して補正した結果を学長に報告している。学長はこの評価結果を教員表彰、昇任人事、賞与の増減、特別昇給等の参考指標として活用している。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 6-2-1】 令和 4 年度 自己点検・評価書式
- 【資料 6-2-2】 令和 4(2022) 年度 自己点検・評価書
- 【資料 6-2-3】 令和 2(2020)年度 福山大学全学外部評価書
- 【資料 6-2-4】 2023 年度 第 27 回 学長室会議議事録
- 【資料 6-2-5】 2023 年度 第 1 回 学部長等協議会 議事録
- 【資料 6-2-6】 2023 年度 第 41 回 学長室会議 議事録
- 【資料 6-2-7】 令和 5 年度 第 4 回 改革推進委員会議事録
- 【資料 6-2-8】 令和 5 年度 第 12 回 評議会 議事録
- 【資料 6-2-9】 工学部外部評価報告書
- 【資料 6-2-10】 令和 5 年度 工学部教授会議事録
- 【資料 6-2-11】 令和 5 年度 第 2 回 学長室会議議事録
- 【資料 6-2-12】 令和 5 年度 第 2 回 評議会議事録
- 【資料 6-2-13】 学科名称変更届出書
- 【資料 6-2-14】 学校法人福山大学理事会議事録（令和 5 年 5 月）
- 【資料 6-2-15】 教員における年度目標、実績報告書及び評価の実施要領
- 【資料 6-2-16】 教員における年度目標、実績報告書 書式
- 【資料 6-2-17】 令和 4 年度 第 6 回 評議会 議事録

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学は学長のもとに「IR 室」を置き、その役割を「福山大学 IR 室規則」第 2 条に定めている【資料 6-2-18】。「IR 室」は学長の指示により教育、研究、社会連携、入試及び大学の運営に係る様々なデータ及び情報の収集、管理及び分析を行い、本学の運営に係る学長

の戦略的な意思決定、改善を支援している。「IR 室」の室員として IR 室長、副室長 2 人及び専任教員 1 人、ICT 及び統計学等に知見を有する教員 5 人を兼任教員として配置し、職員も加わり、収集データの分析を行っている。データ及び情報は外部と遮断した学内専用ネットワークで利用できる「キャビネット Karin」に一元化して収集し、安全に管理している【資料 6-2-19】。「IR 室」は主に次の活動を通して大学の教育改革をデータ面から支援している。「IR 室」の活動の重要事項については「IR 協議委員会」で審議している。

○教学 IR に関する情報を入手するための学外研修会への派遣【資料 6-2-20】

○IR ニュースを発行して教職員の教学 IR に対する理解を高める取組【資料 6-2-21】

○教育成果の分析に IR を活用することを目的とした研修会の開催【資料 6-2-22】

○本学における教育活動の分析

令和 4(2022)年から令和 5(2023)年度にかけて「IR 室」が行った 4 件の解析事例を以下にあげる。

■IR 解析事例① 遠隔授業の教育効果に関する検証

新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより令和 2(2020)年度及び令和 3(2021)年度は授業を主に遠隔授業で行ったが、遠隔授業の教育効果については様々な意見がある。そこで、対面授業を行った令和元(2019)年度の授業と令和 2(2020)年度及び令和 3(2021)年度に行った遠隔授業について、成績の観点から全授業科目の全受講生の成績評価を分析した。その結果、遠隔授業での成績評価は素点が高く評価される傾向を確認した。この分析結果は、IR 室主催の SD 研修会の参加教員及び各学科教員にフィードバックしている。

■IR 解析事例② f-GPA 導入の影響に関する検証

基準 3-1-③に記述したように、学生の学修成果を示す指標として利用している GPA 算出方法を、通常 GPA から素点を GPA に反映させる f-GPA に、令和 7(2025)年度から変更する予定である。この算出方法の変更にあたり、令和 4(2022)年度に開講した全授業科目について、全学生の f-GPA をシミュレーションした結果、全体として素点が通常 GPA よりも適切に反映されることを示した。この解析結果を「大学教育センター運営委員会」「教務委員会」及び「評議会」に報告・審議し、f-GPA の導入を学長が決定した。「Zelkova」のシステム入替えのため、令和 6(2024)年度を移行期間として、令和 7(2025)年度から導入する。

■IR 解析事例③ アセスメント・ポリシーの適切性に関する検証

本学では令和元(2019)年度からディプロマ・ポリシーに示す資質の獲得を学生の学修成果として示すため、アセスメント・ポリシーを策定して運用している。このアセスメント・ポリシーでは、個々の学生が各授業科目の履修で獲得できるディプロマ・ポリシーに示す資質を構成する中項目について 1~4 点の 4 段階で数値化している。各学科の教育プログラムの評価には基準値を 2.5 として、各学科の卒業生の中でこの基準値を達成した学生の割合が 75%を超えた場合に達成度 4、それより低い場合に段階的に達成度 3、達成度 2 及び達成度 1 を付与して 4 段階で数値化している。このアセスメント・ポリシー導入から 4 年が経過した令和 4(2022)年度には、多くの学科がほとんどの中項目について達成度は満点の 4 点となり、アセスメント・ポリシーの適切性に疑問が生じた。学長はこれを検証する必要があると判断し、「IR 室」に解析を依頼した。その結果、幾つかの改善点が指摘され、基準点を現在より高く設定すること、達成度評価を 4 段階から 10 段階に変更すること、中項目自体の適切性と各科目の中項目の重みづけのあり方を検証することで各学科の

教育プログラムをより正確に評価できることを答申した。その結果、学長が達成度評価を10段階で評価すること、各学科が検証した中項目と各科目の中項目への重みづけを用いて評価することを指示し、令和6(2024)年度から実施することになった。

■IR解析事例④ 入学試験の種別と入学後の学修成果に関する検証

本学は、「総合型選抜」「指定校推薦型選抜」「公募推薦型選抜」「一般選抜」「大学入学共通テスト利用選抜」等、様々な入学試験を経た学生を受入れている。令和5(2023)年度に、入学試験の種類、入学試験の点数と入学後の学修成績の相関関係を解析した。「IR室」はこの解析結果を「学長室会議」に報告し、学長室構成員が情報を共有した。さらに、学部長及び学科長がこれを共有するように情報を提供している【資料6-2-23】。

【エビデンス集・資料編】

【資料6-2-18】福山大学 IR 室規則

【資料6-2-19】キャビネット Karin 利用内規

【資料6-2-20】IR 研修会参加修了書

【資料6-2-21】IR ニュース (12号)

【資料6-2-22】2022年度 福山大学 IR 室 SD 研修会開催案内

【資料6-2-23】2023年度 第26回 学長室会議議事録

(3) 6-2の改善・向上方策(将来計画)

本学の自己点検・評価システムにおいて、「福山大学自己点検評価規程」を改正し、自己点検・評価体制及び責任体制を明確にした。また、内部質保証のさらなる高度化を目指して、目標を高く設定することで効果的かつ実質的な自己点検・評価活動に発展させたい。また、開始したばかりのIR活動を全学的に拡大して、各学部・学科単位でもデータに基づいた教育改革を推進していく。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3の自己判定

「基準項目6-3を満たしている。」

(2) 6-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学の内部質保証の基盤は、基準6-2-①に記述したように各学部等が80項目に及ぶ点検項目について行う自己点検・評価である。本学の自己点検・評価は、学長が全学委員会に自己点検・評価の実施を指示することから始まる。全学委員会は、各学部等に全学委員会が定める書式に基づいて、年度始めに現状説明及び年度目標を設定し、年度末に目標に

対する年度報告とその達成度をS、A、B及びCの4段階で自己評価している。自己評価の結果に客観性をもたせるために、根拠となる資料の明示を求めている。また、改善課題と改善に向けた方策を記載しており、各学部等の単位でもPDCAサイクルの仕組みを確立している。さらに、「学部等自己点検評価書」を実施小委員会が数値化して集約し、「全学自己点検・評価書」にまとめ、改善の必要な課題を学長に報告している。学長はこの報告書を「改革推進委員会」に諮り、改善を求められた課題について審議している。

本学の自己点検・評価活動は、平成29(2017)年度に受審した大学機関別認証評価において、改善を要する点として指摘された事項の改善に努めている【資料6-3-1】。収容定員充足率が0.7倍未満のため、改善を要する点として指摘された3学科は、基準2-1に詳述するように、学生確保に向けた広報活動の活性化、入学定員・収容定員の適正化、学科名称変更等を行い、改善に向け努力している【資料6-3-2】。収容定員充足率が低いと参考意見を付された4学科についても同様に努力を継続している。また、工学部及び生命工学部では専任教員の年齢構成の偏りが指摘され、改善に向けて努力している【資料6-3-3】。

【エビデンス集・資料編】

【資料6-3-1】平成29(2017)年度 認証評価指摘事項への対応

【資料6-3-2】「学科名称変更」と「入学定員及び収容定員変更」のお知らせ

【資料6-3-3】工学部、生命工学部専任教員の年齢構成表について

(3) 6-3の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証のために本学は学部、学科、研究科、研究センター及び主要委員会等の「学部等委員会」がそれぞれ自己点検・評価に取り組み、全学委員会はそれを集約して報告書にまとめて学長に報告している。学長は自己点検・評価結果を「改革推進委員会」に報告して、自己点検・評価で抽出された改善課題の解決に取り組んでいる。このように本学は大学全体のPDCAサイクルの仕組みを確立し、機能する組織体制を構築している。今後も学部等が毎年自己点検・評価を行い、その結果を隔年で報告書にまとめることでPDCAサイクルを運用して、質の高い自己点検・評価活動としていく。

【基準6の自己評価】

本学の自己点検・評価では、教育の目的を三つのポリシーに反映させるように点検し、アドミッション・ポリシーの策定と検証、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定・進級基準、卒業認定基準及び修了認定基準の策定と厳正なる運用、そしてディプロマ・ポリシーと整合性の取れたカリキュラム・ポリシーのもとでのカリキュラムの編成などを検証して、内部質保証につながる自己点検・評価の仕組みを確立している。さらに、本学独自のアセスメント・ポリシーを策定し、それに基づいて教育プログラムを自己点検・評価する仕組みを確立しつつある。また、自己点検・評価の一環として実施している学部等外部評価及び全学外部評価で得た助言を改善につなげている。

以上のことから、基準6を満たしていると判断する。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 福山大学ブランドの確立

A-1. 福山大学ブランド確立の目的

A-1-① 大学ブランディング活動の目的の明確化

A-1-② 大学の使命・目的と大学ブランディング活動の整合性

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 大学ブランディング活動の目的の明確化

昭和 50(1975)年 4 月に開学した福山大学は、令和 7(2025)年に創立 50 周年を迎える。この間に本学卒業生は約 4 万人にのぼり、社会の様々な分野で活躍している。また、本学は開学以来地域の人々を対象として時宜を得たテーマで「福山大学公開講座」を毎年開催するほか、本学の授業を一般に公開する「授業公開」など地域の文化レベル向上に貢献してきた。さらに、「社会連携推進センター」を新型コロナウイルスワクチン接種会場として提供、内海生物資源研究所に水族館を整備して無料公開しているほか、図書館、体育館、人工芝サッカーグラウンドなどの施設・設備を地域社会に提供するなど、ソフト及びハードの両面から地域に貢献してきた。加えて、教職員及び学生は社会活動、研究活動、スポーツ活動などに積極的に取組み、成果をあげてきた。平成 26(2014)年に学長室直轄の「福山大学ブランディング推進部会」を設置し、「福山大学ブランディング企画 2014 版」を作成し「地域で活躍する人を、地域とともに育てる。」を基本方針として福山大学のブランド育成の取組を開始した【資料 A-1-1】。平成 29(2017)年には「長期ビジョン委員会」の第一部会で「福山大学ブランディング企画 2017 版」を作成し、この企画を「評議会」で承認した【資料 A-1-2】。しかしながら、令和 2(2020)年度に実施した全学外部評価において、複数の評価員から「地域社会において福山大学という大学のイメージが明確でない」という指摘があった。18 歳人口が減少する中で、地方の私立大学が発展するためには、地域にとってなくてはならない“地域の大学”として認知される必要がある。

福山大学ブランディング企画の目的は、福山大学の強みを明確にして他大学との差別化を図ることであり、備後地域の知の拠点としての本学の魅力を分かり易く伝え、広く社会に浸透させることである。現在では長期ビジョンで示した方向に向かって、各学部・学科、各研究センター等が活動を展開するとともに、地域活動・社会貢献等の社会連携に関する事業は「社会連携センター」、国際交流に関することは「国際センター」、研究に関しては「研究推進委員会」が本学のブランディング企画の推進を図っている。以後、これを福山大学ブランディング戦略と称する。

【エビデンス集・資料編】

【資料 A-1-1】 福山大学ブランディング企画 2014 版

【資料 A-1-2】 福山大学ブランディング企画 2017 版

A-1-② 大学の使命・目的と大学ブランディング活動の整合性

「福山大学ブランディング戦略」の根幹は、地域を想い、地域に愛され、地域から国際社会につながる“未来創造人”を育成すること、すなわち備後地域の知の拠点として地域とともに人を育て、持続可能な地域創生に貢献すること、全人教育を標榜する建学の精神に基づき、地域の中核となる幅広い職業人を育成することである。また、大学と地域の行政、企業、団体との連携を強化し、大学の知的財産等を広く周知することで、社会に貢献することである。このように「福山大学ブランディング戦略」は、基準1で示した本学の建学理念、教育理念、大学の使命・目的と整合性のある取組である。

(3) A-1の改善・向上方策（将来計画）

「福山大学ブランディング戦略」は、文部科学省の私立大学ブランディング研究事業を契機に策定した。平成30(2018)年度に本学が同事業に申請した研究課題が採択されたことから、「福山大学ブランディング戦略」＝ブランド研究と理解している教職員も少なくない。しかし、「福山大学ブランディング戦略」はそれだけではなく、本学の教育、研究及び社会活動など分野を問わず本学を代表する看板となる活動を支援する総合的な取組である。本学のブランドイメージを確立し、それを学内外に周知していく必要がある。

A-2 大学ブランディング活動を推進する組織とその機能

A-2-① 大学の広報を担う組織とその機能

A-2-② 大学の地域活動・社会貢献を担う組織とその機能

A-2-③ 大学の研究を担う組織とその機能

(1) A-2の自己判定

「基準項目A-2を満たしている。」

(2) A-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 大学の広報を担う組織とその機能

「福山大学ブランディング戦略」の広報を担当する組織は「広報委員会」であり、「福山大学広報委員会細則」にその所掌として、広報・ブランディング戦略に基づく広報活動の企画・立案とその推進に関することを規定している。「広報委員会」は、委員長、副委員長、入試委員長、入試副委員長、編集部会長、ホームページ部会長、各学部教員、大学教育センター教員、事務局長、事務局次長、総務部長、広報部長、入試広報室長、企画・文書課長で構成し、ブランディングに関する広報活動を推進している。令和5(2023)年度からは、若者の感性を大学広報に取り入れるために、広報委員長が必要と認めた学生を「広報委員会」の委員に加えることができるようにしている【資料A-2-1】。さらに、令和5(2023)年度から大学事務局に「広報部」を新設し、「広報委員会」と協働して、広報活動の強化に努めている【資料A-2-2】。

【エビデンス集・資料編】

【資料 A-2-1】 福山大学広報委員会細則

【資料 A-2-2】 学生便覧 2024 「1. 大学のすがた 7. 組織（部局機構）」

A-2-② 大学の地域活動・社会貢献を担う組織とその機能

「福山大学ブランディング戦略」の方針の一つは、地域で活躍する人を地域とともに育てることである。学生及び教職員が展開する地域活動や社会貢献活動を支援する組織として、「社会連携センター」「国際センター」及び「カーボンニュートラル推進委員会」を設置している。それぞれの役割を以下に説明する。

■**社会連携センター** 地域での学生及び教職員の活動を支援するのが「社会連携センター」である。「社会連携センター」の業務は、社会連携にかかる研究・開発に関すること、産学官連携に関すること、知的財産に関すること、生涯学習、生涯教育及び地域社会との交流に関することと「福山大学社会連携センター規則」に定め、センター内に「産学連携部」「知財部」「地域連携部」及び「高大連携部」を組織している【資料 A-2-3】。同センターには、センター長、副センター長、産学連携部長、知財部長、地域連携部長、高大連携部長、各学部の教員、総務部長、広報部長、企画・文書課長及びその他、学長が必要と認められた者が構成する運営委員会を置き、学部等のブランディング活動を支援している。

■**国際センターと国際交流課** 「福山大学ブランディング戦略」では、地域から国際社会につながる“未来創造人”の育成を目標の一つとしてあげている。学生の国際感覚を涵養することも「福山大学ブランディング戦略」において重要である。「福山大学ブランディング戦略」の中で、国際社会に羽ばたく人材育成の役割を担うのが、「国際センター」及び国際交流課である。「国際センター」は、外国の大学及びその他の教育・研究機関等との交流について企画し、推進すること、外国人留学生に対する日本語教育等を実施するとともに、日本における生活上の指導助言等を全学的に行うこと、その他、本学の国際化の目的を達成するために必要な業務を担っている【資料 A-2-4】。「国際センター」に「国際交流部」及び「留学生部」を組織している。

■**カーボンニュートラル推進委員会** 政府は令和 2(2020)年 10 月 26 日に開会した臨時国会で、国内の温暖化ガスの排出を 2050 年までに実質ゼロにする方針（カーボンニュートラル）を表明した。文部科学省、経済産業省及び環境省の先導のもとに令和 3(2021)年 7 月に「カーボンニュートラル達成に貢献する大学等コアリション」が設立された。本学はこのコアリションに参画し、持続的未來創造に地域から貢献することを目的として、カーボンニュートラルに取り組む「福山大学カーボンニュートラル推進委員会」を令和 4(2022)年度に設置した。同委員会は、委員長、副委員長、各学部学部長補佐、大学教育センター全学共通教育部門長、総務部長、庶務課長、企画・文書課長及びその他、学長が必要と認められた者が構成員となっており、本学の全般にわたるカーボンニュートラル及び SDGs に取り組む方針等を取りまとめている【資料 A-2-5】。

【エビデンス集・資料編】

【資料 A-2-3】 福山大学社会連携センター規則

【資料 A-2-4】 福山大学国際センター規則

【資料 A-2-5】 福山大学カーボンニュートラル推進委員会規程

A-2-③ 大学の研究を担う組織とその機能

本学では、大学ブランディングに資する研究活動を推進するために「福山大学研究推進委員会」を組織している。同委員会は、本学ブランディングに資する全学的な優先研究課題の設定に関する事、各部局において実施する研究・事業の課題調整・予算調整に関する事、公的研究費の獲得・適正使用に関する事、学内研究助成の審査に関する事、研究に係る地域社会との連携推進及び社会貢献に関する事及び学内研究助成の研究活動・成果の点検・評価に関する事を業務としている。副学長が委員長、研究担当学長補佐が副委員長を務め、社会連携センター長、備後圏域経済・文化研究センター長、安全安心防災教育研究センター長、グリーンサイエンス研究センター長、内海生物資源研究所長、研究科長等協議会議長、事務局長、事務局次長、総務部長、経理部長、企画・文書課長及びその他学長が必要と認めた者で組織している。委員会には「研究課題選考部会」及び「研究プロジェクト自己点検部会」を組織している【資料 A-2-6】。「研究課題選考部会」は副学長、学長補佐の内から研究推進委員長が指名した者、大学院研究科長、その他委員会及び部会長が必要と認める者で構成し、本学ブランディングに資する研究プロジェクトの研究課題及び学内研究助成の募集と選考を担当している【資料 A-2-7】。「研究プロジェクト自己点検部会」は上述の研究及び事業の進捗管理、達成度評価、経費使用の適切性評価に加えて、各研究プロジェクトの将来計画、新規優先課題の提案に関する業務を所掌し、部会により PDCA サイクルに沿って運用し、研究活動を推進させるよう機能している【資料 A-2-8】。

【エビデンス集・資料編】

【資料 A-2-6】 福山大学研究推進委員会規程

【資料 A-2-7】 福山大学研究推進委員会研究課題選考部会規則

【資料 A-2-8】 福山大学研究推進委員会研究プロジェクト自己点検部会規則

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学が保有する人的資源及び知的財産等を有効に活用して「福山大学ブランディング戦略」を推進する組織を整備している。今後もこの組織を維持して、社会貢献活動や研究活動を展開していく。さらに、その成果が本学のランドマークとなるように、広報体制を強化していく。

A-3 大学ブランディング活動の取組と成果

A-3-① 大学ブランディングの広報活動の取組とその成果

A-3-② 大学ブランディングの地域活動・社会貢献の取組とその成果

A-3-③ 大学ブランディングと研究活動の取組とその成果

(1) A-3 の自己判定

「基準項目 A-3 を満たしている。」

(2) A-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-3-① 大学ブランディングの広報活動の取組とその成果

本学が毎年発行している大学案内には、「福山大学ブランディング戦略」の広報活動として、地域と“未来創造人”を前面に押し出し、学長メッセージの掲載や“未来創造人”の育成に向けた教育システムの紹介、大学ブランド研究「瀬戸内の里山・里海学」でのトピックスや学生の活躍の紹介のほか、未来を創造する卒業生の挑戦や地域貢献等の事例を盛り込んでいる【資料 A-3-1】。この大学案内を教育関係者、関係団体、受験生及び保護者に配付するとともに、社会一般の人々が閲覧できるように大学ホームページでも公開している。また、大学ホームページには「地域とともにある“未来創造人”を育てるため、福山大学は揺るぎなく前進します！」と題した学長挨拶を掲載し、その中で本学のブランディング方針の「地域を想い、地域に愛され、地域から国際社会に繋がる“未来創造人”の育成」を明示し、地域に根差した教育・研究を紹介し、閲覧者が魅力的に感じるよう工夫している【資料 A-3-2】。また、本学ホームページに FUKUDAI Mag (旧名称：学長室ブログ) を設け、各部署が実施したブランディングに関わる活動を広報する場としている。令和 6(2024)年 4 月に大学ホームページを全面的に更新して、アクセシビリティを高め、ブランディング活動の広報に努めている。さらに、社会一般に対して大きな影響力をもつ新聞・ラジオ・テレビ等を効果的に活用するために、大学独自の CM 作成と積極的なプレスリリースを行い、マスコミを通じた大学ブランドの広報に努めている【資料 A-3-3】。

【エビデンス集・資料編】

【資料 A-3-1】 福山大学 大学案内 2024

【資料 A-3-2】 大学ホームページ「学長挨拶」

【資料 A-3-3】 福山大学ブランドのプレスリリース（2023 年 1 月～12 月）

A-3-② 大学ブランディングの地域活動・社会貢献の取組とその成果

福山大学では、教職員と学生は様々な地域活動、社会貢献を通して、福山大学ブランドの確立に努力している。各学部等の活動の中から具体例を紹介する。

■**経済学部の地域活動・社会貢献活動** 経済学部では経済学科、国際経済学科、税務会計学科及び備後圏域経済・文化研究センターが協力して、シンポジウムを開催している。令和 4(2022)年度は『『市民の台所』の過去、現在と未来』と題したシンポジウムを地域への貢献という切り口で開催し、本学ブランドの認知度の向上に貢献している【資料 A-3-4】。スポーツマネジメントコースを開設している経済学科では、柔道を通して地域の知的障がいを持つ人々と共生できる社会の構築に取り組んでいる。障がいの有無を問わず志向も様々な多世代の人々が、ともに楽しめる柔道の理解を目的に「みんなで柔道楽しむ大会」をスペシャルオリンピックスや全日本柔道連盟等と関わりを持ちながら進めている【資料 A-3-5】。税務会計学科では、平成 29(2017)年度から相互協力による地域課題解決を目的として

地元小売業の2社と協働事業契約を締結している。この契約に基づいて授業科目「地域調査」において連携授業を実施しており、地元企業に対する学生の理解を深め、高付加価値商品・サービスの提案力を身につけるとともに、能動的学習能力の向上を目指している【資料 A-3-6】。

■人間文化学部の地域活動・社会貢献活動 人間文化学科は、「地域資料活用研修」及び「文化フォーラム」を定期的で開催して、地域経済及び地域文化に貢献している。令和4(2022)年度は「文化フォーラム2022～歴史と街～」を開催した【資料 A-3-7】。文化フォーラムでは福山城築城400年を記念して「福山城と城下町の形成」「神辺本陣と神辺宿」など4回の講演会を開催した。心理学科は小学生を主な対象として「地域安全マップ作成指導」を毎年実施し、地域を愛する“未来創造人”の育成に貢献している【資料 A-3-8】。また、毎年夏休みに広島県立歴史博物館で開催する企画「草戸千軒お化け屋敷」は、安全を楽しみながら学べる同博物館の恒例の人気企画となっている【資料 A-3-9】。メディア・映像学科は福山市内の景勝地「鞆の浦」で毎年開催されている「鞆の浦 de ART」に継続的に参加・協力し、教育・研究成果を作品の形で展示・発表している。また、鞆の浦の伝統行事の映像による記録に学科教員が携わっている【資料 A-3-10】。さらに、「三原市美術展」「東広島市美術展」など、近隣自治体が開催する美術展などに、学科教員が審査員や参考作品展示で参加している。

■工学部の地域活動・社会貢献活動 電気電子工学科は、国家戦略として推進される Society 5.0、IoT、ICT、AI等の電子・電気技術をコアとした複合技術の実現を目指し、地方自治体との協働で社会人を対象としたIoTセミナー「びんごデジタルラボ」を開催している。また、技術者のリスクリングを目的とした「モデルベース開発(MBD)プロセス研修」及び「MBD状態遷移研修」を実施している。さらに、初等・中等教育向けの地域貢献・社会貢献として、高等学校との連携による高校生向けの「プログラミング体験」「科学実験体験」、自治体と協力した「おもしろ理科教室ー福山大学へ行こうー」「ものづくり実演・体験フェア」「ドローンプログラミング教室」「ロボットプログラミング相談会」等の小・中学生向けの理科、技術系セミナーを実施している【資料 A-3-11】。建築学科では地域の伝統産業である「備後表」の技術継承に尽力している【資料 A-3-12】。機械システム工学科は、1年次の授業科目に地元企業の技術者による講義や工場見学を取入れ、地元産業の理解を深める機会としている【資料 A-3-13】。また、EV創作を学科ブランディングの一環として、授業でEVを製作し、「全日本EV & ゼロハンカーレース」に参加し、その運営面で貢献している【資料 A-3-14】。

■生命工学部の地域活動・社会貢献活動 生物科学科は福山市、福山商工会議所等と協力して「備後福山ワイン振興協議会」を組織して地元産のワインの普及に貢献している。また、バラの花から分離した酵母を提供して地元企業と「備後ワイン」「ホシノ薔薇酵母パン種」「ふくやまバラ酵母生にごりPAビール」及び清酒「ローズマインド」を開発、上市し地域産品創出に貢献している【資料 A-3-15】。また、ラオス人民民主共和国の首都ビエンチャン郊外にあるラム酒製造企業内に福山大学ラオス醸造研修所を開設し、定期的に海外研修を行い、現地の大学、企業、子どもたちとの交流を行っている【資料 A-3-16】。健康栄養科学科は「食と健康ひろば：ローズスクエア」を企画し、種々の事業を有機的につないで講演会や料理教室などを開催し、学生の実践的取組の場とするだけでなく、地域住民の健康増進に

つなげる活動を行っている【資料 A-3-17】。海洋生物科学科は瀬戸内海の高級魚となったシロギスの養殖技術を開発し、「びんごの姫」と商標登録したシロギスを地元民間企業と共同で上市し、地域の新しいブランド商品として注目されている【資料 A-3-18】。また、尾道市と連携した種苗放流調査、小学校・特別支援学校を対象とした水族館学習、国内希少野生動植物種指定されているスイゲンゼニタナゴの保全活動、特定非営利法人 PLUS が設置している「渚の交番」でのサイエンスカフェへの講師派遣などの活動を実施している【資料 A-3-19】。

■薬学部の地域活動・社会貢献活動 薬学部は、地域の薬剤師や卒業生の生涯学習プログラムとして「福山大学薬学部・福山市薬剤師会シリーズ研修会」「福山大学薬学部卒業後教育研修会」及び「広島びんごフィジカルアセスメント研究会」を開催している。また、広島県薬剤師会・広島県病院薬剤師会の理事や各種委員会活動、地域中核病院における各種委員会活動、地域の小・中学校の学校薬剤師と協力して、飲酒、喫煙、薬物の乱用防止などの活動を行い、薬学部の専門性を活かして地域医療に貢献している【資料 A-3-20】。

■大学教育センター及び安全安心防災教育研究センターの地域活動・社会貢献活動 一般教育科目の「実践地域防災学」を「大学教育センター」と「安全安心防災教育研究センター」が協力して開講し、防災士の育成等で地域に貢献している【資料 A-3-21】。災害発生時の「自助」「共助」に加えて、地域の防災力向上のために、平常からの防災の知識を有する地域防災リーダーを育成するための「地域防災リーダー養成講座」を毎年開催している【資料 A-3-22】。

■社会連携センターの地域活動・社会貢献活動 本学開学以来、地域の人々を対象とする「福山大学公開講座」を毎年多様なテーマを設定して開催している。令和 5(2023)年度は「コロナ明けの日常/非日常」という統一テーマを設け、各学部から教員がそれぞれの専門性を活かして担当し、5 回にわたって講演会を開催している【資料 A-3-23】。

■国際センターの地域活動・社会貢献活動 地域の中学校へ留学生を派遣して、中学生の語学力育成と多文化理解の促進に貢献している。広島県下の高等学校を対象に、英語スピーチコンテストを開催している。また、地域の祭りに留学生が参加して母国の紹介など、地域との国際交流を促進している【資料 A-3-24】。

■カーボンニュートラル推進委員会の地域活動・社会貢献活動 本学は全国の 193 大学及び 21 機関が加盟する「カーボンニュートラル達成に貢献する大学等コアリション」に参画し「人材育成ワーキンググループ」の一員として活動している。「カーボンニュートラル推進委員会」は本学における活動主体となり、本学のカーボンニュートラル及び SDGs に対する取組方針として、「福山大学 グリーン&ブルー宣言～瀬戸内の里山・里海から日本そして世界へ～」を策定し、大学ホームページに公開している【資料 A-3-25】。

■学友会等の学生による課外活動・社会貢献活動 学生組織の「福山大学学友会」が中心となり福山大学の大学祭「三蔵祭」を企画・運営している。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和 2(2020)年度の第 46 回三蔵祭は「一新紀元～未来に繋ぐ変わらぬ思い～」をテーマに、展示や演奏を中心に学内関係者のみで開催した。令和 3(2021)年度の第 47 回三蔵祭はオンラインで開催した。令和 4(2022)年度の第 48 回三蔵祭から対面での開催を再開し、令和 5(2023)年度の第 49 回三蔵祭は「翔 ～共に“翔ける×懸ける”時代をもう一度～」を統一テーマとして開催した【資料 A-3-26】。「三蔵祭」は本学学生だけで

なく地域の恒例行事となっている。また、令和 3(2021)年度からは 12 月にキャンパスを LED でライトアップするキャンパスイルミネーションを行い、その点灯式では盛大に花火を打上げた。これはコロナ禍下であっても、少しでも学生時代の思い出に残るイベントを開催したいという学生の強い希望を叶えたものである。以来、花火を打ち上げる「キャンパスイルミネーション点灯式」は地域の風物詩となりつつある【資料 A-3-27】。学友会のクラブ活動ではサッカー部、柔道部、剣道部、弓道部が中国地方の強豪チームに成長し、全国大会に出場している。学生の任意団体も様々な活動を通して地域に貢献している。学生グループの「Reborn」は、広島県三次市甲奴町の観光名所「品の滝」を利用した移動型サウナサービスを提案し、「せとうちビジネスコンテスト」で最優秀賞を受賞している。同グループは「人生 100 年時代の社会人基礎力育成グランプリ」の全国決勝大会でも協賛企業団体賞を受賞している【資料 A-3-28】。薬学部の教員・学生有志からなる任意団体「劇団危防」は、薬学部での学修内容をもとに薬物乱用防止を啓蒙するため、中学校・高等学校で劇団活動を展開している【資料 A-3-29】。

以上のように、本学の教職員及び学生が様々な分野で活発に活動して、社会における本学の存在価値と役割が認知され、本学のブランド確立に努力している。そのほかの取組を社会連携センター活動情報としてまとめている【資料 A-3-30】。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 A-3-4】 令和 4 年度 経済学部シンポジウム 資料
- 【資料 A-3-5】 柔道を通じた障害者との共生社会構築 資料
- 【資料 A-3-6】 経済学部とプレひまわりとの「協働事業協定書」
- 【資料 A-3-7】 令和 4 年度、5 年度「文化フォーラム」資料
- 【資料 A-3-8】 PACE 福山「地域安全マップ作製指導」資料
- 【資料 A-3-9】 広島県立歴史博物館「草戸千軒お化け屋敷」事業 資料
- 【資料 A-3-10】 「輛の浦 de ART」資料
- 【資料 A-3-11】 電気電子工学科の取組資料
- 【資料 A-3-12】 備後表継承会 資料
- 【資料 A-3-13】 機械システム工学科の地元技術者の講義科目シラバス
- 【資料 A-3-14】 全日本 EV&ゼロハンカーレース 資料
- 【資料 A-3-15】 バラ酵母を活用した発酵食品開発
- 【資料 A-3-16】 2023 年度 生物工学科海外研修報告書
- 【資料 A-3-17】 「食と健康ひろば：ローズスクエア」資料
- 【資料 A-3-18】 「びんごの姫」資料
- 【資料 A-3-19】 種苗放流調査 資料
- 【資料 A-3-20】 薬学部生涯学習プログラム資料
- 【資料 A-3-21】 「実践地域防災学」シラバス
- 【資料 A-3-22】 福山大学安全安心防災教育研究センター 2021 年度 活動報告
- 【資料 A-3-23】 2023 年度 福山大学公開講座リーフレット
- 【資料 A-3-24】 国際センター地域活動・社会貢献活動実績
- 【資料 A-3-25】 福山大学 グリーン&ブルー宣言

【資料 A-3-26】 第 49 回福山大学三蔵祭パンフレット

【資料 A-3-27】 福山大学学友会 キャンパスイルミネーション

【資料 A-3-28】 学長室ブログ「第 1 回せとうちビジネスコンテストで最優秀賞を受賞」

【資料 A-3-29】 学長室ブログ「劇団「危防」が高等学校にて公演！」

【資料 A-3-30】 令和 4(2022)年度 社会連携センター活動情報

A-3-③ 大学ブランディングと研究活動の取組とその成果

福山大学は、平成 29(2017)年度に文部科学省の私立大学研究ブランディング事業に申請し、申請課題「瀬戸内海 しまなみ沿岸生態系に眠る多面的機能の解明と産業支援・教育」が採択された。この研究課題は、本学が所在する備後という里山と里海に囲まれた地域に根差した研究を 5 年間行う計画であり、本学のブランディング研究の先鞭となった【資料 A-3-31】。その後も福山大学ブランディング研究プロジェクトを継続し、「瀬戸内の里山・里海学」を優先課題として、教員から申請された福山大学ブランドの確立に資する研究課題に研究費を助成している。同プロジェクトのサブテーマである研究課題「瀬戸内の里山・里海の生物多様性涵養機能の解明と環境教育」「里海の海中探査プロジェクト」「瀬戸内の里山・里海資源の高付加価値化」及び「瀬戸内里海の次世代養殖システムの開発研究」は研究期間を終え、その成果を公表している。上記以外の研究プロジェクトも並行して採択・実施しており、「備後地域の資源活用に向けた研究・調査」「鞆の浦学の構築」「地域遺産の理念構築とその保全・継承に関する研究」「社会・教育活動における管茶山の福祉精神とその構造」「里山と里の災害対策と保全のための IoT システムに関する研究」の研究成果を社会に公表している【資料 A-3-32】。

本学の各学部・学科、研究センター等の研究活動を以下に概説する。

■**経済学部の研究活動** 福山大学近郊の松永湾は木材の集積地であり、かつてはその廃材を利用して有数の下駄生産地であった。下駄の消費の落込みから下駄生産は衰退し、機械産業へ移行していった。経済学部の教員は備後地域を舞台とする多様な地方産業・企業の変遷を、戦前から現代までを射程に入れた 1 世紀という長期にわたる膨大なデータで解析・考察し、その成果を著書「近現代日本の地方産業集積：木工から機械へ」(日本経済評論社、2021 年)にまとめ、刊行している。同書は「第 16 回企業家研究フォーラム賞」「2022 年度政治経済学・経済史学会賞」を受賞するなど、高く評価されている【資料 A-3-33】。

■**人間文化学部の研究活動** 人間文化学科では、「作家の文学形成と『地方同学コミュニティ』の研究～井伏・高田と宮沢賢治の場合～」『国際平和文化創造力』を育成する『多文化間イシュー学習』の日米協働開発」などの研究テーマに取り組んでいる。また、心理学科では心理学の基礎的分野から臨床的分野に至る多岐にわたる研究に取り組んでいる。各教員はこれら研究活動の成果を発表するほか、臨床あるいは実践活動に積極的に参画し、学術書の編集・執筆、学会の理事・評議員・編集委員で学会運営に携るなど、専門分野での研究発展に寄与している教員も多い。メディア・映像学科では「鞆の浦歴史地区の CG 化」や、近隣地域と連携した動画制作などを通して、メディアと映像に関する技術開発に取り組んでいる【資料 A-3-7】。

■**工学部の研究活動** 電気電子工学科では、介護・介護環境の向上を目指す「スマートベ

ッドプロジェクト」及び ICT と宇宙空間を活用する「新しい宇宙活用研究プロジェクト」に取り組んでいる。前者は、音響信号処理技術で音の発生位置を特定し、その発生位置の移動から人の行動を推測する人工知能などの技術を開発して介護・看護環境をつくることを目指している。後者は地球観測衛星画像データから海中の藻場を定量的に識別して瀬戸内の海と山の豊かさのモデル化に挑戦している。建築学科では、瀬戸内の里山・里海学に関連する二つの研究プロジェクト「次世代養殖システムの開発」及び「地域遺産の理念構築」に参画している。養殖システムの開発では飼育環境を考慮した AI 給餌システム、地域遺産に関する研究では“い草”の生産から畳製造までのプロセス保存等について研究を進めている。機械システム工学科は里海的环境保全に役立つ藻場探査ロボットに関する研究、ペットボトルロケットに関する研究等を実施している【資料 A-3-34】。

■**生命工学部の研究活動** 生物科学科は微生物の利用に関する研究に取り組み、ビール、清酒、ワインやパンなどの発酵食品を開発している。また、DNA 解析技術を生態学研究に応用し、野生動物の糞中の DNA から野生動物の食性分析を行っている。さらに安全な微生物である枯草菌を用いてタンパク質を安全に高発現させる技術の開発に取り組んでいる。健康栄養科学科は、食品のおいしさを客観的に評価する技術である「おいしさタグ」を開発し、高齢者が食べやすい食事の開発や地域食材を活用した商品開発を行っている。また、地域の中学生を対象として貧血の指標である血中ヘモグロビン濃度等を測定し、生活習慣等の調査研究に取り組んでいる。海洋生物科学科は流れ藻が島しょの海藻相や随伴する生物相に及ぼす影響、自然環境及び人為的環境と魚類相との関連、瀬戸内を題材とした里山・里海学の展示開発などの研究を推進している。また、シロギス養殖技術の普及と新ブランド「びんごの姫」の立ち上げ、エビ類の疾病の人為感染技術の確立など、持続可能な水産業のモデル構築のための研究を推進している【資料 A-3-35】。

■**薬学部薬学科の研究活動** 薬学部では若手教員を中心として活発な研究を展開しており、新薬開発につながる研究や新しい概念 “One Health” の確立を目指して研究課題「天然植物を利用した “One Health” 確立への挑戦」を展開している【資料 A-3-36】。

■**グリーンサイエンス研究センターの研究活動** 「グリーンサイエンス研究センター」ではカニ等の甲殻類の甲羅の成分であるキトサンを含む機能性高分子ゲルを開発し、米ぬかからリンを多く含むフィチン酸を簡単・迅速に回収する研究を行っている。また、身近で安全な抗酸化物質であるカテキンを重合し、長期間にわたり経皮でカテキンを供給することができる新規機能性素材の開発研究を行っている【資料 A-3-37】。

■**内海生物資源研究所の研究活動** 「内海生物資源研究所」は、しまなみ海道の因島大橋が架かる布刈瀬戸に臨み、地の利を活かしてシロギスだけでなく、オニオコゼやキジハタ等の養殖技術の開発、オニオコゼの新規標識技術の開発と放流調査に取り組んでいる。また、併設する水族館を活用した博物館学の教育と研究に取り組んでいる【資料 A-3-38】。

■**安全安心防災教育研究センターの研究活動** 「安全安心防災教育研究センター」はひと・まち・くらしプロジェクトとして学内公募を行い、令和 3(2021)年度は「看護・介護を支援するスマートシステムに関するプロジェクト」「行動分析と誘導支援、小児向け教育支援」「瀬戸内の里海プロジェクト」「備後地域遺産研究会」を採択して実施した。さらに、同センターの施設を利用した研究として、「高せん断応力度比の曲げ降伏型 RC 梁におけるせん断変形量抑制方法に関する研究」「高温熱処理による構造用鋼の曲げ降伏型制震ダンパー

への適用可能性」を実施している【資料 A-3-39】。

■備後圏域経済・文化研究センターの研究活動 令和 5(2023)年度は、「備後圏域経済・文化研究センター」の経済部門が「2023 年度備後経済研究会」を 4 回にわたって「超長期 GDP 推計からみる日本の経済成長」「船舶修繕業から安定航行供給業へ」「地域自動車産業論から考える中国地方自動車産業」及び「日本楽器産業のマーケティングと国際化」について研究会を開催した。文化部門は、本学図書館が所蔵する「元亀二年連歌懐紙貼付屏風」を題材とする研究に取組み、「文化フォーラム 2023 日本古典文学で時空を超える」と題して 4 回にわたって「和歌と地域」「連歌興行実績一句が繋がっていく魅力」「中世の福山の文学的背景―戦国時代の福山と足利義昭の周辺―」及び「英語で読む和歌と俳句」に関する研究会を開催した。【資料 A-3-40】。

【エビデンス集・資料編】

【資料 A-3-31】私立大学研究ブランディング事業成果報告書

【資料 A-3-32】2024 年度 大学ブランド研究課題一覧

【資料 A-3-33】経済学部の研究活動資料

【資料 A-3-34】福山大学工学部紀要 47 巻（目次）2023 年

【資料 A-3-35】福山大学生命工学部研究年報 第 22 号 2023 年

【資料 A-3-36】福山大学薬学部研究年報 第 41 号

【資料 A-3-37】福山大学グリーンサイエンス研究センター 令和 5(2023)年度 報告書

【資料 A-3-38】福山大学内海生物資源研究所 報告 第 34 号（2024 年 3 月）

【資料 A-3-39】福山大学安全安心防災教育研究センター 2022 年度 活動報告

【資料 A-3-40】福山大学備後圏域経済・文化研究センター 報告書 2023

(3) A-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、大学ブランディング活動として教職員と学生が活発な地域活動を展開しており、それらが社会貢献につながっている。これらの活動に対して、学生には学長表彰（学長賞、奨励賞）などを授与している。また、教員には教員表彰を行っている。今後も顕著な活躍に対して積極的に栄誉を与えることで教職員や学生の意欲を高めるように努める。また、研究活動に対して、大学が独自に研究を資金面で支援して研究活動の活性化を推進している。これらの研究成果を礎として科研費や研究助成金等の獲得につながることを期待している。今後は教員の科研費等への申請率及び獲得件数の向上に努めて、研究活動をさらに活性化する。

A-4. 大学ブランディング活動の検証

A-4-① 大学ブランディング活動の検証

(1) A-4 の自己判定

「基準項目 A-4 を満たしている。」

(2) A-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-4-① 大学ブランディング活動の検証

本学が独自に実施する自己点検・評価活動では「福山大学ブランディング戦略」に関する点検・評価項目を設け、各学部・学科、各研究センター、社会連携事業を統括する「社会連携センター」、広報活動を担う「広報委員会」、研究活動を統括する「研究推進委員会」はそれぞれ自己点検・評価に取り組んでいる【資料 A-4-1】。「福山大学ブランディング戦略の推進」及び「ブランド研究推進」の観点から、以下の項目について自己点検・評価を行っている【資料 A-4-2】。

■ 福山大学ブランディング戦略の推進に関する点検項目

- ① 「福山大学ブランディング戦略」を学生及び教職員に周知しているか。
- ② 広告ではなく、社会に貢献する観点からどのように取り組んでいるか。
- ③ 産学官民連携推進、“未来創造人”の育成にどのように取り組んでいるか。
- ④ 知の拠点として地域創生に、どのように取り組んでいるか。
- ⑤ 地域の中核となる幅広い職業人を育成するためにどのように取り組んでいるか。
- ⑥ 備後地域との密な連携のもとに進める教育研究にどのように取り組んでいるか。
- ⑦ 学問にのみ偏重しない全人教育にどのように取り組んでいるか。
- ⑧ ブランディング戦略のブラッシュアップにどのように取り組んでいるか。

■ 福山大学ブランディング研究推進に関する点検項目

- ① プロジェクト研究「瀬戸内の里山・里海学」にどのように取り組んでいるか。
- ② ブランド研究に必要な研究資金獲得にどのように努力しているか。
- ③ ブランド研究の成果をどのように社会に公表しているか。

全学委員会がまとめた「令和4年度 自己点検・評価書」では、上記の項目に関する点検・評価結果は、全項目において3.0（4点満点）を上回る結果であったことから、いずれの部署においても年度始めに設定した目標をほぼ達成していると評価できる【資料 A-4-3】。研究活動の点検・評価については、専門的見地から点検する必要があるため、「研究推進委員会」の研究プロジェクト自己点検部会が点検している【資料 A-4-4】。

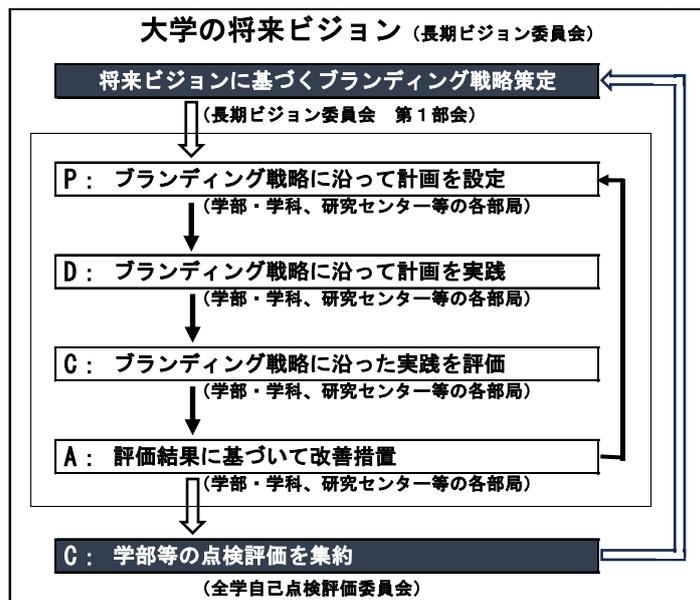


図 A-4-1 福山大学ブランディング戦略の点検評価

さらに、研究成果の発表会を開催し、多くの教員および一般参加者から意見や評価を受けると同時に、研究者間で研究成果を共有している【資料 A-4-5】。図 A-4-1 に示すように、学部等はそれぞれのブランディング活動について、各部署で PDCA サイクルを運用して自己点検・評価を行っている。

全学委員会がこれらの結果を自己点検・評価書にまとめて「長期ビジョン委員会」と共有し、「長期ビジョン委員会」は新たな「大学ブランディング戦略」策定に活用しており、全学的に PDCA サイクルを運用している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 A-4-1】 福山大学自己点検評価規程

【資料 A-4-2】 福山大学自己点検・評価 書式

【資料 A-4-3】 令和 4(2022) 年度 福山大学自己点検・評価 報告書

【資料 A-4-4】 福山大学研究推進委員会研究プロジェクト自己点検部会細則

【資料 A-4-5】 令和 5 年度 研究成果発表会開催資料

(3) A-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学は福山大学のブランド確立に向けたブランディング戦略に全力を挙げて取り組んでいる。これらが将来の福山大学ブランドとして認知される取組に発展することを期待している。福山大学独自のブランドは本学が自負するものではなく、社会から認知されることが重要である。そのため、大学独自のブランドを立上げることは一朝一夕に叶うことではない。試行錯誤と点検・評価を繰り返す中で光明が差すことを確信している。今後も「福山大学ブランディング戦略」を継続する。

【基準 A の自己評価】

平成 26(2014)年に学長直轄の「福山大学ブランディング推進室」を設置して以来 10 年が経過した。この間、福山大学のブランド確立のために、「福山大学ブランディング戦略」を立上げ、教職員と学生が地域活動、社会貢献、研究活動など様々な分野で活躍し、成果を挙げてきた。代表的なものとして、福山大学のワイン「三蔵の赤」や養殖シロギス「びんごの姫」などの研究から生まれたプロダクト、地域行事として定着した「福山大学公開講座」「福山大学三蔵祭」、夏の恒例行事となった「草戸千軒お化け屋敷」や初冬の風物詩「キャンパスイルミネーション点灯式」などがある。「福山大学ブランディング戦略」では福山大学の代名詞となるようなブランドを確立することを目指している。その過程で、本学の教職員と学生、さらに福山大学という組織がもつ、“創出する力”、“継続する力”、“発展させる力”を合わせた力が未来を創造する力であり、それらの力をもつ“未来創造人”こそが本学のブランドであると認識するに至った。今後は、この未来を創造する力が新しい大学ブランドを生み出し、地域になくてはならない大学となり、さらに本学の名声が全国的に高まることを目指している。

以上のことから、基準 A を満たしていると判断する。

V. 特記事項

■教職員・学生と学長のコミュニケーション

いかなる組織にも妥当するであろうが、構成員間の意思疎通、特に管理的立場にある者と所属メンバーとの緊密な相互理解が当該組織の円滑な運営に欠かせないことは言うまでもない。福山大学では、次の幾つかの機会を設けて、その実現に努めている。

まず、毎月上旬の月曜日、教職員が繰り合わせるのが比較的容易な夕刻に学長のオフィスアワーを設け、来室する教職員との懇談や運営万般に関する率直な意見を聴く機会としている。教員の来室が多数を占めるが、職員や稀に学生も来室し、日頃見落としていた事柄に気づかされることも少なくない。オフィスアワー以外にも、学長としてほかの用務で塞がっていない時間帯には、随時来室を歓迎する旨を事あるごとに伝え、実践している。

第二に、対象を学生に絞った活動として、毎年12月に参加者の人数に合わせて数日にわたり、学生からの意見を聴く会を別に設けている。茶話会形式のくつろいだ雰囲気同会には、時間の調整が可能な限り副学長、事務局長等も同席し、特に施設・設備の改善要望や教学・課外活動に関する要望を聴取している。要望内容は正式の記録として残し、即刻対処可能な事柄はもとより、具体的かつ適時に対応措置を講じている。

第三に、毎月1日に「学長短信」と称するメッセージを全専任教職員にメール発信している。教育に対する自身の考えばかりでなく、本学内外で起こる種々の事象についての時評、各分野の専門家の見解の紹介とそれへのコメント等、諸々の話題を取上げているが、

「学長短信」は大学ホームページにも掲載している。このほか、「日替わり」状態で各部局から投稿され、学内の出来事を知る最適なツールと言っても過言でない「FUKUDAI Mag」の末尾に載せる「学長から一言」も、構成員との往還の貴重な機能を果たしている。

■グローバル社会で中核人材として活躍できる学生の育成（国際交流と留学生受入）

本学では外国人留学生の受入れとして、大学間交流協定に基づく交換留学と日本国内及び日本大学連合学力試験(JPUE)を利用した海外での留学生選抜を実施している。外国人留学生は本学卒業後、本学や国立大学の修士課程等へも進学している。近年、日本での就職を希望する留学生が増加しており、昨年10月に本学が提案した「備後・安芸圏域留学生就職・定着促進教育プログラム」が文部科学省から留学生就職促進教育プログラムとして認定され、令和7(2025)年度から実施予定である。日本人学生の海外派遣支援として、協定大学への交換留学、短期語学研修、学科主催の海外研修に対して奨学金を支給している。このような日本人学生の海外留学機運を醸成し、国際社会で活躍するために、共通教育に「国際化と地域創生」を提供している。この授業では海外で活躍する卒業生・専門家によるZOOMでの講義を実施している。海外の32大学と学術・学生交流協定を締結している。令和4(2022)年度と令和5(2023)年度に科学技術振興機構のさくらサイエンスプログラム(SSP)に採択され、タイの2大学とインドの1大学から合計25名を招へいした。本学の国際化の目標は、①外国人留学生を全学生の5%程度にまで増やす。②日本での就職を希望する留学生に対して就職支援を行う。③協定校を今以上に増やす努力を続けるとともに、SSPを毎年1~2プログラム程度運用して、教育・研究の国際化を推進する。このような組織的な活動を通して日本人学生の海外渡航意識の醸成を図り、④今以上に多くの学生が長期・短期の海外留学に赴くようにすることで、本学の日本人学生の国際展開を促進する。

福山大学

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	本学の「使命・目的」を「学則」第 1 条に定めている。	1-1
第 85 条	○	「学則」第 2 条に「学部、学科および教育研究上の目的」を定めている。	1-2
第 87 条	○	「学則」第 15 条に「修業年限」を定めている。	3-1
第 88 条	○	「学則」第 31 条に「編入学」について、32 条に「転学部・転学科・及び転入学」について、第 33 条に「転学」について定めている。	3-1
第 89 条	○	「学則」第 15 条第 2 項に各学部（薬学部を除く）が別に定めるところによる場合に限り、修業年限を 3 年以上とすることができる、と定めている。「経済学部規則」第 7 条第 2 項に税務会計学科の学生で所定の単位を優れた成績で修得したと教授会が認めた場合に限り 3 年で卒業認定を受けることができる、と定めている。「人間文化学部規則」第 8 条第 2 項に心理学科の学生であって、別に定めるところにより所定の単位を優れた成績で修得したと教授会が認めた場合に限り 3 年で卒業認定を受けることができる、と定めている。ほかの学部は早期卒業の制度を定めていない。	3-1
第 90 条	○	「学則」第 24 条に「入学資格」を定めている	2-1
第 92 条	○	「学則」第 4 条に「職員（学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他の職員）」を置くことを定めている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	「学則」第 9 条に「全学教授会及び学部教授会」を置くことを定めている。その運営について「福山大学全学教授会細則」及び「福山大学学部教授会細則」に定めている。	4-1
第 104 条	○	「学則」第 37 条第 2 項及び第 38 条に「学士の学位授与」について定めている。「大学院学則」第 9 条の 3 に「修士及び博士の学位授与」について定めている。また、第 9 条の 4 に「博士の学位授与」について定めている。学位授与の詳細を「福山大学学位規程」に定めている。	3-1
第 105 条	—	本学学生以外を対象とした特別の課程を編成していないため、該当しない。	3-1
第 108 条	—	短期大学を設置していないため、該当しない。	2-1
第 109 条	○	「学則」第 1 条の 2 に「自己点検・評価」を行うことを定め、「福山大学自己点検評価規程」にその詳細を定めている。	6-2
第 113 条	○	「学則」第 1 条の 2 に「自己点検・評価」を行い、その結果を公表することを定め、大学ホームページで公表している。	3-2

福山大学

第 114 条	○	「学則」第 4 条に事務職員及びその他の職員を置くことを定め、「法人及び大学の組織運営に関する規程」に職務内容等を具体的に定めている。	4-1 4-3
第 122 条	○	「学則」第 31 条に「編入学」について定め、「福山大学経済学部規則」第 9 条第 2 項、「福山大学人間文化学部規則」第 10 条第 2 項、「福山大学工学部規則」第 9 条の 2 及び「福山大学生命工学部規則」第 9 条第 2 項に高等専門学校を卒業した者の入学資格を明記している。	2-1
第 132 条	○	「学則」第 31 条に「編入学」について定め、「福山大学経済学部規則」第 9 条第 3 項、「福山大学人間文化学部規則」第 10 条の 3、「福山大学工学部規則」第 9 条の 3 及び「福山大学生命工学部規則」第 9 条の 3 に専修学校の専門課程を修了した者の入学資格を明記している。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 4 条	○	「学校教育法施行規則」第 4 条の事項をすべて「学則」に明記している。	3-1 3-2
第 24 条	○	学生の学修の状況等の記録は学修ポータル「Zelkova」で管理し、健康診断証明書は健康管理センター長名で、成績証明書等その他の証明書については学長名で発行している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	「学則」第 40 条「懲戒」及び「福山大学学生懲戒規程」に、学生の懲戒手続きを定めている。	4-1
第 28 条	○	「福山大学文書保管細則」を定め、文書の類別と保管年限を定め、第 1 類（永久）、第 2 類（10 年）、第 3 類（5 年）及び第 4 類（1 年間）に類別して各担当部局が適切に保管している。	3-2
第 143 条	—	代議員会等を置いていないため、該当しない。	4-1
第 146 条	—	「学則」第 48 条の 3 に「科目等履修生」の受け入れを定めているが、修業年限の短縮に関しては明記していないため、該当しない。	3-1
第 147 条	○	「学則」第 15 条第 2 項に各学部（薬学部を除く）が別に定めるところによる場合に限り、修業年限を 3 年以上とすることができるように定めている。「経済学部規則」第 7 条第 2 項に税務会計学科の学生で所定の単位を優れた成績で修得したと教授会が認めた場合に限り 3 年で卒業認定を受けることができると定めている。「人間文化学部規則」第 8 条第 2 項に心理学科の学生であって、別に定めるところにより所定の単位を優れた成績で修得したと教授会が認めた場合に限り 3 年で卒業認定を受けることができると定めている。	3-1

福山大学

第 148 条	—	薬学部には早期卒業制度がないため、該当しない。	3-1
第 149 条	—	本学経済学部税務会計学科及び人間文化学部心理学科の早期卒業制度は、本学に 3 年以上在籍していることが要件となっているため、該当しない。	3-1
第 150 条	○	「学則」24 条に「入学資格」を定めている。	2-1
第 151 条	—	「学校教育法」第 90 条第 2 項による入学者の受入れを実施していないため、該当しない。	2-1
第 152 条	—	「学校教育法」第 90 条第 2 項による入学者の受入れを実施していないため、該当しない。	2-1
第 153 条	—	「学校教育法」第 90 条第 2 項による入学者の受入れを実施していないため、該当しない。	2-1
第 154 条	—	「学校教育法」第 90 条第 2 項による入学者の受入れを実施していないため、該当しない。	2-1
第 161 条	○	「学則」第 31 条に「編入学」について定めている。	2-1
第 162 条	○	「経済学部規則」第 9 条、「人間文化学部規則」第 10 条、「工学部規則」第 9 条及び「生命工学部規則」第 9 条に定めている。	2-1
第 163 条	○	学年の始まり及び終りを「学則」第 12 条に定めている。また、入学の時期を「学則」第 23 条に定めている。卒業の時期を「学則」第 37 条の 2 に定めている。	3-2
第 163 条の 2	○	「学則」第 48 条の 3 に「科目等履修生」の単位授与について定めている。	3-1
第 164 条	—	特別の課程を編成していないため、該当しない。	3-1
第 165 条の 2	○	三つのポリシー(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及び アドミッション・ポリシー) を各学科及び研究科において策定し、カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーに基づき策定しており、一貫性を確保している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	「学則」第 1 条の 2 及び「福山大学自己点検評価規程」に定めている。	6-2
第 172 条の 2	○	「福山大学情報公開規程」を規定し、「学校教育法施行規則」第 172 条の 2 に規定されているすべての教育研究活動等の情報について、大学ホームページにおいて公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	「学則」第 37 条及び「福山大学学位規程」に卒業した者に対し学長は学位を授与することを定めている。	3-1
第 178 条	○	「学則」第 31 条に編入学について規定し、各学部規則に高等専門学校卒業者の編入学を定めている。	2-1
第 186 条	○	「学則」第 31 条に編入学について規定し、各学部規則に専修学校	2-1

福山大学

	卒業者の編入学を定めている。	
--	----------------	--

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条	○	「大学設置基準」のほか、関係法令に定められた水準を満足するだけでなく、自己点検・評価活動に取り組み、その水準を継続的に向上するよう努めている。	6-2 6-3
第2条	○	「学則」第2条に各学部・学科における人材の要請に関する目的その他の教育研究上の目的をそれぞれ各学部規則に定めることを規定し、全ての学部・学科についての各学部規則に人材の要請に関する目的その他の教育研究上の目的を定めている。	1-1 1-2
第2条の2	○	本学に入学できる者を「学則」24条に定めている。入学者の選抜において、適切な体制を整えるため「福山大学及び福山平成大学入試戦略委員会規程」及び「福山大学入学試験委員会細則」を定めている。	2-1
第3条	○	「学則」第2条に「学部、学科および教育研究上の目的」を定め、各学部教員数は「大学設置基準」を充足している。	1-2
第4条	○	「学則」第2条に本学に置く学科を定め、それぞれの専攻分野を教育研究するために必要な組織を備えている。	1-2
第5条	—	学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けていないため、該当しない。	1-2
第6条	—	学部以外の教育研究上の基本となる組織は設けていないため、該当しない。	1-2 3-2 4-2
第7条	○	「法人及び大学の組織運営に関する規程」を定め、大学・学部の規模、学位の種類及び分野に応じた必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編成し、適切に運用している。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第8条	○	主要授業科目は基幹教員が担当し、授業形態・教育内容を勘案し適切に担当教員を配置している。	3-2 4-2
第9条	—	授業を担当しない教員は置いていないため、該当しない。	3-2 4-2
第10条 (旧第13条)	○	「大学設置基準」に定められた基幹教員数を満たしている。	3-2 4-2

福山大学

第 11 条	○	「学校法人福山大学スタッフ・デベロップメント実施規程」等を定め、教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を向上させるための研修の機会を設け、SD 研修及び FD 研修を実施している。	3-2 3-3 4-2 4-3
第 12 条	○	「学校法人福山大学学長選考規程」に学長選考の基準、任期、選考会議等を定めている。	4-1
第 13 条	○	「福山大学教員選考基準」第 4 条に教授の資格を定めている。	3-2 4-2
第 14 条	○	「福山大学教員選考基準」第 5 条に准教授の資格を定めている。	3-2 4-2
第 15 条	○	「福山大学教員選考基準」第 6 条に講師の資格を定めている。	3-2 4-2
第 16 条	○	「福山大学教員選考基準」第 7 条に助教の資格を定めている。	3-2 4-2
第 17 条	○	「大学設置基準」第 17 条の第 1 項、第 2 項に従い、適正に配置している。	3-2 4-2
第 18 条	○	「学則」11 条に収容定員を定めている。	2-1
第 19 条	○	「学則」第 17 条に別表第一として定め、学科ごとに教育目的を踏まえて策定しているディプロマ・ポリシーに基づきカリキュラム・ポリシーを策定し、必要な授業科目を体系的な教育課程を編成している。	3-2
第 19 条の 2	—	連携開設科目は開講していないため該当しない。	3-2
第 20 条	○	教育課程を「学則」第 17 条の別表第一に定め、各授業科目を必修科目、選択必修科目及び選択科目に分け、各学部規則で各年次に配当して編成している	3-2
第 21 条	○	「学則」第 19 条に授業科目の単位計算方法を定めている。	3-1
第 22 条	○	「学則」第 13 条に学年の授業は 35 週を基準とすることを定めている。	3-2
第 23 条	○	「学則」第 13 条に「学期」を定め、前・後期とも 15 週を確保している。	3-2
第 24 条	○	一の授業科目について同時に授業を行なう学生数を、授業の方法、設備等を考慮して、教育効果を十分に上げられるような適当な人数としている。	2-5
第 25 条	○	「学則」第 16 条の 2 に授業の方法について定めている。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	授業の方法、内容及び授業計画を各授業科目のシラバスに明示している。学修の成果に係る評価は各学部規則に定めている。卒業の認定については「学則」第 37 条に、卒業の要件については各学部規則に定めている。	3-1

福山大学

第 26 条	—	昼夜開講制を設けていないため、該当しない。	3-2
第 27 条	○	「学則」第 18 条、「授業科目履修細則」及び各学部規則に定めている。	3-1
第 27 条の 2	○	「福山大学授業科目履修細則」第 5 条に、1 年間の履修登録単位数は 48 単位を超えることができないと定めている。	3-2
第 27 条の 3	—	連携開設科目を開設していないため、該当しない。	3-1
第 28 条	○	他大学等で履修した授業科目は 60 単位を限度として本学において履修したものとみなすことができることを「学則」第 20 条に定めている。	3-1
第 29 条	○	他大学等で履修した授業科目は 60 単位を限度として本学において履修したものとみなすことができることを「学則」第 20 条に定めている。	3-1
第 30 条	○	他大学等で履修した授業科目は 60 単位を限度として本学において履修したものとみなすことができることを「学則」第 20 条に定めている。また、「学則」第 26 条に学士入学した者の既得単位の取扱いについて規定している。	3-1
第 30 条の 2	—	長期履修制度を設けていないため、該当しない。	3-2
第 31 条	○	「学則」第 48 条の 2 に特別聴講生に対する単位認定を、科目等履修生に対する単位認定を「学則」第 48 条の 3 に定めている。	3-1 3-2
第 32 条	○	「学則」第 15 条に修業年限を、卒業要件を「福山大学履修科目細則」及び各学部規則に定めている。	3-1
第 33 条	—	授業時間制は実施していないため、該当しない。	3-1
第 34 条	○	教育にふさわしい環境をもち、学生が交流、休息その他に利用するのに適当な空地を有している。	2-5
第 35 条	○	運動場や体育館は、校舎と同一の敷地内に必要に応じ、施設を設けている。	2-5
第 36 条	○	校舎等施設については「共通基礎データ様式 1」のとおりであり、組織及び規模に応じた施設設備を備えた校舎等施設を有している。	2-5
第 37 条	○	校地の面積については「共通基礎データ様式 1」のとおりであり、大学設置基準を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎の面積については「共通基礎データ様式 1」のとおりであり、大学設置基準を満たしている。	2-5
第 38 条	○	図書館は系統的に資料を備え、基準に則り、職員を配置し設備を備えている。	2-5
第 39 条	○	「安全安心防災教育研究センター」「内海生物資源研究所」及び「薬用植物園」などの施設を適切に置いている。	2-5
第 39 条の 2	○	薬学実務実習に必要な施設を有している。	2-5

福山大学

第 40 条	○	必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えている。	2-5
第 40 条の 2	—	2 つ以上の校地を有していないため、該当しない。	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境を整えている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学、学部及び学科の名称は、それぞれの教育研究上の目的にふさわしいものとしている。	1-1
第 41 条	—	学部等連係課程実施基本組織を置いていないため、該当しない。	3-2
第 42 条	—	専門職学科は設置していないため、該当しない。	1-2
第 42 条の 2	—	専門職学科は設置していないため、該当しない。	2-1
第 42 条の 3	—	専門職学科は設置していないため、該当しない。	4-2
第 42 条の 4	—	専門職学科は設置していないため、該当しない。	3-2
第 42 条の 5	—	専門職学科は設置していないため、該当しない。	4-1
第 42 条の 6	—	専門職学科は設置していないため、該当しない。	3-2
第 42 条の 7	—	専門職学科は設置していないため、該当しない。	2-5
第 42 条の 8	—	専門職学科は設置していないため、該当しない。	3-1
第 42 条の 9	—	専門職学科は設置していないため、該当しない。	3-1
第 42 条の 10	—	専門職学科は設置していないため、該当しない。	2-5
第 43 条	—	共同教育課程は設置していないため、該当しない。	3-2
第 44 条	—	共同教育課程は設置していないため、該当しない。	3-1
第 45 条	—	共同教育課程は設置していないため、該当しない。	3-1
第 46 条	—	共同教育課程は設置していないため、該当しない。	3-2 4-2
第 47 条	—	共同教育課程は設置していないため、該当しない。	2-5
第 48 条	—	共同教育課程は設置していないため、該当しない。	2-5
第 49 条	—	共同教育課程は設置していないため、該当しない。	2-5
第 49 条の 2	—	工学に関する教育課程を編成していないため、該当しない。	3-2
第 49 条の 3	—	工学に関する教育課程を編成していないため、該当しない。	4-2
第 49 条の 4	—	工学に関する教育課程を編成していないため、該当しない。	4-2
第 58 条	—	外国に学部、学科を設置していないため、該当しない。	1-2
第 59 条	—	「学校教育法」第 103 条に定める大学ではないため、該当しない。	2-5
第 61 条	—	本条で述べられている段階的整備の条件には、該当しない。	2-5 3-2 4-2

福山大学

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	卒業した者に対し、学長は学位を授与する旨を「学則」第 37 条及び「福山大学学位規程」第 2 条に定めている。	3-1
第 10 条	○	「福山大学学位規程」第 3 条に、学位授与における適切な専攻分野の名称を定めている。	3-1
第 10 条の 2	—	共同教育課程を設置していないため、該当しない。	3-1
第 13 条	○	「福山大学学位規程」を制定し文部科学省に報告している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	「学校法人福山大学寄附行為」第 6 章「資産及び会計」の第 23 条～33 条に運営基盤の強化と透明性の確保について定め、遵守している。また、「学校法人福山大学ガバナンス・コード(福山大学版)」の第 2 章「安定性・継続性(学校法人運営の基本)」、第 5 章「透明性の確保(情報公開)」において、運営基盤の強化、運営の透明性の確保について定め遵守している。	5-1
第 26 条の 2	○	「学校法人福山大学教職員就業規則」第 19 条に大学等の利益と相反する行為を行ってはならない、と定めている。	5-1
第 33 条の 2	○	「学校法人福山大学寄附行為」第 31 条に「財産目録等の備付け及び閲覧」を定め、閲覧に供している。	5-1
第 35 条	○	「学校法人福山大学寄附行為」第 5 条に、理事は 14 人以上 18 人まで、監事は 2 人と定めている。また、理事のうち 1 人を理事長とすることを定めている。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	「私立学校法」の当該条文の主旨を踏まえて、民法上規定されている委任の本旨に従い、法令に則って適正に遵守している。	5-2 5-3
第 36 条	○	「学校法人福山大学寄附行為」第 11 条及び第 12 条に理事会について定め、遵守している。	5-2
第 37 条	○	「学校法人福山大学寄附行為」第 13 条に「理事長の職務」、第 15 条に「副理事長、常務理事の職務」、第 7 条に「監事の職務」等を定め遵守している。	5-2 5-3
第 38 条	○	「学校法人福山大学寄附行為」第 6 条に「理事の選任」、第 7 条に「監事の選任及び職務」をそれぞれ定めている。	5-2
第 39 条	○	「学校法人福山大学寄附行為」第 7 条「監事の選任及び職務」に監事はこの法人の理事、教職員、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者から選出することを定めている。	5-2
第 40 条	○	「学校法人福山大学寄附行為」第 9 条に「役員の補充」を定め遵守	5-2

福山大学

		している。	
第 41 条	○	「学校法人福山大学寄附行為」第 17 条に定めている。	5-3
第 42 条	○	「学校法人福山大学寄附行為」第 19 条に「諮問事項」を定め、運用している。	5-3
第 43 条	○	「学校法人福山大学寄附行為」第 20 条に「評議員会の意見具申等」を定め、運用している。	5-3
第 44 条	○	「学校法人福山大学寄附行為」第 21 条に「評議員会の意見具申等」を定め、運用している。	5-3
第 44 条の 2	○	役員为学校法人に対する損害賠償責任は、「私立学校法」に則る。責任の一部免除、責任限定契約については「学校法人福山大学寄附行為」第 10 条の 2 及び 10 条の 3 に定めている。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	役員の第三者に対する損害賠償責任は、「私立学校法」に則る。責任の一部免除、責任限定契約については「学校法人福山大学寄附行為」第 10 条の 2 及び第 10 条の 3 に定めている。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	「学校法人福山大学ガバナンス・コード」第 2 章「安定性・継続性（学校法人運営の基本）」2-1「理事会」において、役員（理事・監事）が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負うことを明記している。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	役員の第三者に対する損害賠償責任は、「私立学校法」に則り、「一般社団・財団法人法」第百十二条から第百十六条までの規定を準用することが「私立学校法」第 44 条の 5 に定められている。本学では「学校法人福山大学寄附行為」第 10 条の 2 に「責任の免除」について定めている。	5-2 5-3
第 45 条	○	「学校法人福山大学寄附行為」第 37 条に「寄附行為の変更」を定め、遵守している。	5-1
第 45 条の 2	○	「学校法人福山大学寄附行為」第 28 条に「予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画」を定め、運用している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	「学校法人福山大学寄附行為」第 30 条に「決算および実績の報告」を定め、運用している。	5-3
第 47 条	○	「学校法人福山大学寄附行為」第 31 条に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿を作成することを定めて、運用している。	5-1
第 48 条	○	「学校法人福山大学寄附行為」第 31 条の 3 に「役員の報酬」及び「学校法人福山大学役員の給与等に関する規程」を定めている。	5-2 5-3
第 49 条	○	「学校法人福山大学寄附行為」第 33 条に「会計年度」を定めている。	5-1
第 63 条の 2	○	「学校法人福山大学寄附行為」第 31 条の 2 に「情報の公開」を	5-1

福山大学

		定め、遵守している。	
--	--	------------	--

学校教育法（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 99 条	○	大学院の目的を「大学院学則」第 1 条の 2「目的」に「学術の理論及び応用を教授、研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする」と定めている。 「学校教育法」第 99 条 第 2 項、第 3 項は、該当しない。	1-1
第 100 条	○	「大学院学則」第 2 条及び第 3 条に研究科、専攻を定めている。	1-2
第 102 条	○	「大学院学則」第 12 条「修士課程又は博士前期課程の入学の資格」に大学院に入学することができる者の資格を定めている。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 155 条	○	「大学院学則」第 12 条「修士課程又は博士前期課程の入学の資格」に大学院に入学することができる者の資格を定めている。	2-1
第 156 条	○	「大学院学則」第 12 条の 2 と第 12 条の 3 に「博士課程又は博士後期課程の入学の資格」を定めている。	2-1
第 157 条	○	「経済学部税務会計学科早期卒業制度細則」及び「人間文化学部心理学科早期卒業制度細則」に定めている。	2-1
第 158 条	○	「学則」第 1 条の 2 及び「福山大学自己点検評価規程」に点検することを定めている。	2-1
第 159 条	○	「経済学部税務会計学科早期卒業制度細則」及び「人間文化学部心理学科早期卒業制度細則」に定めている。	2-1
第 160 条	—	「学校教育法」第 102 条第 2 項による入学者の大学院への入学は本学該当学科の学生が対象であり、該当しない。	2-1

大学院設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	「大学院設置基準」を最低基準と心得、「学校教育法」「大学院設置基準」及び関係法令に定められた水準を満たし、自己点検・評価に取組み、水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	「大学院学則」第 1 条の 2 に大学院の目的を定め、「大学院経済学研究科規則」第 1 条の 2、「人間科学研究科規則」第 2 条、「大学院工学研究科規則」第 1 条の 2 及び「大学院薬学研究科規則」第 2 条にそれぞれの研究科の目的を定めている。	1-1 1-2

福山大学

第1条の3	○	「大学院学則」第13条「入学者の選考」を定め、各研究科において入学者選抜を適切に行っている。	2-1
第2条	○	「大学院学則」第1条の2に定めている。	1-2
第2条の2	-	専ら夜間において教育を行う大学院の課程を開設していないため、該当しない。	1-2
第3条	○	「大学院学則」第1条の2第3項に修士課程の目的を定め、第4条に修士課程の修業年限を定めている。	1-2
第4条		「大学院学則」第1条の2第4項に博士課程の目的を定め、第4条第2項に博士課程の修業年限を定めている。	1-2
第5条	○	「大学院学則」2条及び3条に設置する研究科・専攻、収容定員を定めている。	1-2
第6条	○	「大学院学則」第3条に設置する研究科・専攻を定めている。	1-2
第7条	○	研究科は学部、大学附置の研究所等と適切に連携している。	1-2
第7条の2	—	複数の大学が協力して教育研究を行う研究科は置いていないため、該当しない。	1-2 3-2 4-2
第7条の3	—	研究科以外の基本組織を置いていないため、該当しない。	1-2 3-2 4-2
第8条	○	「大学院学則」第3条に設置する研究科・専攻を定めている。研究科・専攻は、規模並びに学位の種類及び分野に応じ、必要な教育 研究実施組織を編成し、適切に運営している。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第9条	○	大学院の教員の資格については、各研究科教員資格基準を定め、これを満たした必要数の者を任用している。	3-2 4-2
第9条の3	○	教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を向上させるためのSD・FD研修を実施している。	3-2 3-3 4-2 4-3
第10条	○	「大学院学則」第3条「課程及び専攻」に定めている。	2-1
第11条	○	「大学院学則」第7条「授業科目」及び第7条の2に定めている。	3-2
第12条	○	「大学院学則」第7条「授業科目」及び第7条の2に定めている。	2-2 3-2
第13条	○	他大学における履修について「大学院学則」第8条の3「他大学における履修」に定めている。	2-2 3-2

福山大学

第 14 条	○	教育時間や教育方法の特例について「大学院学則」第 7 条の 2 に定めている。	3-2
第 14 条の 2	○	授業及び研究指導の方法及び内容並びに 1 年間の授業計画についてはシラバスによりあらかじめ明示している。	3-1
第 15 条	○	「大学院学則」第 3 条から第 9 条の 2 にまでに定めている。 なお、連携開設科目、連携開設科目に係る単位の認定及び長期にわたる教育課程の履修については、該当しない。	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	○	「大学院学則」第 9 条に「修士課程の修了要件」を定めている。	3-1
第 17 条	○	「大学院学則」第 9 条の 2 に「博士課程の修了要件」を定めている。	3-1
第 19 条	○	大学院設置基準に基づき、それぞれの校地に教育研究上必要な専用又は学部と共同の講義室、研究室等を備えている。	2-5
第 20 条	○	大学院設置基準に基づき、各専攻に教育研究上必要な機械、器具及び標本を備えている。	2-5
第 21 条	○	大学院設置基準に基づき、研究科及び専攻の種類に応じ、教育研究上必要な図書等を系統的に整理し備え学生、教員及び事務職員等に提供している。	2-5
第 22 条	○	施設及び設備については、教育研究上支障のない範囲で、学部と大学院とで共有している。	2-5
第 22 条の 2	—	2 つ以上の校地を有していないため、該当しない。	2-5
第 22 条の 3	○	教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境を整えている。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	研究科及び専攻の名称は、それぞれの教育研究上の目的に相応しい名称としている。	1-1
第 23 条	—	独立大学院を置いていないため、該当しない。	1-1 1-2
第 24 条	—	独立大学院を置いていないため、該当しない。	2-5
第 25 条	—	通信教育を行う課程を置いていないため、該当しない。	3-2
第 26 条	—	通信教育を行う課程を置いていないため、該当しない。	3-2
第 27 条	—	通信教育を行う課程を置いていないため、該当しない。	3-2 4-2
第 28 条	—	通信教育を行う課程を置いていないため、該当しない。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	通信教育を行う課程を置いていないため、該当しない。	2-5
第 30 条	—	通信教育を行う課程を置いていないため、該当しない。	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	研究科等連携課程実施基本組織を設置していないため、該当しない	3-2

福山大学

		い。	
第 31 条	—	共同教育課程を編成していないため、該当しない。	3-2
第 32 条	—	共同教育課程を編成していないため、該当しない。	3-1
第 33 条	—	共同教育課程を編成していないため、該当しない。	3-1
第 34 条	—	共同教育課程を編成していないため、該当しない。	2-5
第 34 条の 2	—	工学研究科を設置しているが工学分野の連続性に配慮した教育課程を編成していないため、該当しない。	3-2
第 34 条の 3	—	工学研究科を設置しているが工学分野の連続性に配慮した教育課程を編成していないため、該当しない。	4-2
第 42 条	○	博士課程修了後、学生自らが有する学識を教授するために必要な能力を養うための機会として、ティーチング・アシスタント制度 を設けるなど、博士後期課程の学生に必要な能力を培う機会又は情報の提供に努めている。	2-3
第 43 条	○	「学校法人福山大学大学院奨学生選考基準内規」及び「学校法人福山大学大学院奨学生取扱い要領」を定め、本学ホームページや大学院便覧、大学案内、学生募集要項で学費や奨学金に関する情報を明示している。	2-4
第 45 条	—	外国に研究科、専攻その他の組織を設けていないため、該当しない。	1-2
第 46 条	-	本条で述べられている段階的整備の条件には、該当しない。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 6 条			3-2
第 6 条の 2			3-2
第 6 条の 3			3-2
第 7 条			2-5
第 8 条			2-2 3-2

福山大学

第 9 条			2-2 3-2
第 10 条			3-1
第 11 条			3-2 3-3 4-2
第 12 条			3-2
第 12 条の 2			3-1
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1

福山大学

第 42 条			6-2 6-3
--------	--	--	------------

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	「福山大学学位規程」第 2 条に「学位授与の要件」を定めている。	3-1
第 4 条	○	「福山大学学位規程」第 2 条に「学位授与の要件」を定めている。	3-1
第 5 条	—	「福山大学学位規定」に学位論文の審査等に係る必要事項を定めているが、学外の教員等に協力を求める条項は定めていないため、該当しない。	3-1
第 12 条	○	「福山大学学位規定」第 13 条の 2 に「博士の学位授与の報告」を定めている。	3-1

大学通信教育設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			3-2
第 3 条			2-2 3-2
第 4 条			3-2
第 5 条			3-1
第 6 条			3-1
第 7 条			3-1
第 9 条			3-2 4-2
第 10 条			2-5
第 11 条			2-5
第 12 条			2-2 3-2
第 13 条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル		備考
	該当する資料名及び該当ページ		
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）		
	学校法人福山大学 寄附行為		
【資料 F-2】	大学案内		
	大学案内 2024		
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）		
	福山大学学則、福山大学大学院学則		
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱		
	福山大学 学生募集要項		
【資料 F-5】	学生便覧		
	福山大学 学生便覧 2024		
【資料 F-6】	事業計画書		

福山大学

	学校法人福山大学事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書	
	事業実績報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	・福山大学アクセスマップ ・福山大学キャンパスマップ	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	福山大学例規集（2024年5月）	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	・理事会・評議員会構成員名簿 ・令和5年度 学校法人福山大学 理事会・評議員会開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去5年間）及び監事監査報告書（過去5年間）	
	学校法人福山大学計算書類及び監査報告書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	・福山大学 学生便覧 2024 ・2024年度福山大学シラバス	【資料 F-5】 参照
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	福山大学 三つのポリシー一覧、三つのポリシー福山大学大学院 三つのポリシー	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	平成29（2017）年度認証評価指摘事項への対応	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	福山大学学則	【資料 F-3】 参照
【資料 1-1-2】	学生便覧 2024 「I 福山大学のすがた」	【資料 F-5】 参照
【資料 1-1-3】	福山大学経済学部規則	【資料 F-9】 参照
【資料 1-1-4】	福山大学人間文化学部規則	【資料 F-9】 参照
【資料 1-1-5】	福山大学工学部規則	【資料 F-9】 参照
【資料 1-1-6】	福山大学生命工学部規則	【資料 F-9】 参照
【資料 1-1-7】	福山大学薬学部規則	【資料 F-9】 参照
【資料 1-1-8】	福山大学大学院学則	【資料 F-3】 参照
【資料 1-1-9】	福山大学大学院経済学研究科規則	【資料 F-9】 参照
【資料 1-1-10】	福山大学大学院人間科学研究科規則	【資料 F-9】 参照
【資料 1-1-11】	福山大学大学院工学研究科規則	【資料 F-9】 参照
【資料 1-1-12】	福山大学大学院薬学研究科規則	【資料 F-9】 参照
【資料 1-1-13】	福山大学 大学案内 2024	【資料 F-2】 参照
【資料 1-1-14】	福山大学長期ビジョン委員会規則	【資料 F-9】 参照
【資料 1-1-15】	福山大学評議会規則	【資料 F-9】 参照
【資料 1-1-16】	福山大学学部長等協議会細則	【資料 F-9】 参照
【資料 1-1-17】	福山大学研究科長等協議会細則	【資料 F-9】 参照
【資料 1-1-18】	福山大学改革推進委員会規程	【資料 F-9】 参照
【資料 1-1-19】	福山大学自己点検評価規程	【資料 F-9】 参照
【資料 1-1-20】	福山大学大学教育センター規則	【資料 F-9】 参照

福山大学

【資料 1-1-21】	第 3 回 福山大学長期ビジョン委員会報告書	
【資料 1-1-22】	令和 4 年度 第 10 回 評議会議事録	
【資料 1-1-23】	令和 4 年度 第 12 回 評議会議事録	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	福山大学長期ビジョン委員会規則	【資料 F-9】 参照
【資料 1-2-2】	学校法人福山大学長期ビジョン委員会連絡会議運営要領	【資料 F-9】 参照
【資料 1-2-3】	福山大学全学教授会細則	【資料 F-9】 参照
【資料 1-2-4】	2022 年度の大学改革の総括および 23 年度の展望	
【資料 1-2-5】	学生便覧 2024 「IV 学則及び学部規則等 各学部規則」	【資料 F-5】 参照
【資料 1-2-6】	福山大学ホームページ「福山大学の教育」	
【資料 1-2-7】	第 3 回 長期ビジョン委員会報告書	【資料 1-1-21】 参照
【資料 1-2-8】	令和 4 年度 福山大学自己点検・評価書	
【資料 1-2-9】	平成 30 年度 第 7 回 評議会議事録	
【資料 1-2-10】	令和 5 年度 第 11 回及び第 12 回 評議会 議事録	
【資料 1-2-11】	学生便覧 2024 「I 大学のすがた 7. 組織（部局機構）」	【資料 F-5】 参照

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	福山大学の三つのポリシー	【資料 F-13】 参照
【資料 2-1-2】	令和 2(2020)年度 福山大学全学外部評価報告書	
【資料 2-1-3】	令和 5 年度 第 12 回 評議会議事録	【資料 1-2-10】 参照
【資料 2-1-4】	福山大学 入試のしおり 2025	
【資料 2-1-5】	学生便覧 2025 「I 福山大学のすがた」	【資料 F-5】 参照
【資料 2-1-6】	福山大学 大学案内 2024	【資料 F-2】 参照
【資料 2-1-7】	福山大学ホームページ「福山大学の教育」	【資料 1-2-6】 参照
【資料 2-1-8】	2024 年度 外国人留学生選抜 学生募集要項	
【資料 2-1-9】	福山大学入学試験委員会細則	【資料 F-9】 参照
【資料 2-1-10】	法人及び大学の組織運営に関する規程	【資料 F-9】 参照
【資料 2-1-11】	福山大学及び福山平成大学入試戦略委員会規程	【資料 F-9】 参照
【資料 2-1-12】	福山大学広報委員会細則	【資料 F-9】 参照
【資料 2-1-13】	福山大学全学教授会細則、福山大学学部教授会細則	【資料 F-9】 参照
【資料 2-1-14】	令和 5(2023)年度入試 入学前課題一覧	
【資料 2-1-15】	公募推薦型選抜の面接試験評価ルーブリック表	
【資料 2-1-16】	2024 年度 日本大学連合学力試験利用による留学生学生募集要項	
【資料 2-1-17】	令和 6(2024)年度 編入学試験募集要項	
【資料 2-1-18】	「学科の名称変更」及び「入学定員・収容定員」の変更に関するお知らせ	
【資料 2-1-19】	学校法人福山大学奨学生規程	【資料 F-9】 参照
【資料 2-1-20】	大学独自の奨学生給付・貸与状況	【表 2-7】 参照
【資料 2-1-21】	福山大学主催入試説明会資料	
【資料 2-1-22】	大学参観説明会資料	
【資料 2-1-23】	オープンキャンパス（体験入学、見学会）資料	
【資料 2-1-24】	進学相談会資料	
【資料 2-1-25】	業者主催進学相談会資料	
【資料 2-1-26】	令和 5(2023)年度 高校訪問実績	
【資料 2-1-27】	令和 5 年度 前期学長室ブログ一覧	
【資料 2-1-28】	令和 6(2024)年度 出張講義一覧	

福山大学

【資料 2-1-29】	令和5年度 経済学部広報リーフレット	
【資料 2-1-30】	人間文化学部 教員免許取得状況	
【資料 2-1-31】	「高校生 CM コンテスト」実施要領	
【資料 2-1-32】	「聚志館」建設計画資料	
【資料 2-1-33】	学科名称変更申請書（令和5年6月届出）	
【資料 2-1-34】	ET ロボコン開催資料	
【資料 2-1-35】	ガンダムプロジェクト開催資料	
【資料 2-1-36】	卒業設計展 資料	
【資料 2-1-37】	機械システム工学科 資料	
【資料 2-1-38】	学長室ブログ「福山ばら祭 2023 で福大ワイン飲み比べ！」	
【資料 2-1-39】	市民フォーラム開催 資料	
【資料 2-1-40】	「食べておいしい！知って水産業のサポーター」資料	
【資料 2-1-41】	高校生たちの「未来へつなぐSDGsの活動」発表会	
【資料 2-1-42】	全国私立薬科大学の比較	
【資料 2-1-43】	鳥取県薬剤師会主催「薬学部進学セミナー」資料	
【資料 2-1-44】	大学院生の研究中間発表会資料	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	学生便覧 2024「Ⅲ 学生生活 ○学生支援ポリシー」	【資料 F-5】参照
【資料 2-2-2】	福山大学クラス担任細則	【資料 F-9】参照
【資料 2-2-3】	福山大学大学教育センター学修支援部門運営細則	【資料 F-9】参照
【資料 2-2-4】	令和6(2024)年度 福山大学諸委員会構成員名簿	
【資料 2-2-5】	福山大学大学教育センター規則	【資料 F-9】参照
【資料 2-2-6】	福山大学国際センター規則	【資料 F-9】参照
【資料 2-2-7】	令和6年度 福山大学シラバス	【資料 F-12】参照
【資料 2-2-8】	令和5年度 福山大学教育懇談会資料	
【資料 2-2-9】	福山大学障害のある学生の支援に関するガイドライン	【資料 F-9】参照
【資料 2-2-10】	福山大学ティーチング・アシスタントに関する規程	【資料 F-9】参照
【資料 2-2-11】	2023年度 TA 自己評価ルーブリック 書式	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	福山大学キャリア形成支援委員会細則	【資料 F-9】参照
【資料 2-3-2】	令和5年度 BINGO OPEN インターンシップ報告書	
【資料 2-3-3】	福山大学就職委員会細則	【資料 F-9】参照
【資料 2-3-4】	福山大学ホームページ「福山大学の就職支援体制」	
【資料 2-3-5】	Zelkova「就職ポータル」	
【資料 2-3-6】	Cerezo「就職支援」	
【資料 2-3-7】	令和5年度 業界説明会 資料	
【資料 2-3-8】	令和5年度 合同企業説明会 資料	
【資料 2-3-9】	令和5年度 就職ガイダンス実施スケジュール	
【資料 2-3-10】	令和5年度 保証人との就職懇談会 資料	
【資料 2-3-11】	令和5年度 卒業生による就職活動体験発表会 資料	
【資料 2-3-12】	令和5年度 企業懇談会 資料	
【資料 2-3-13】	就職の状況（過去3年間）	【表 2-5】参照
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	学生便覧 2024「Ⅲ 学生生活 ○学生支援ポリシー」	【資料 F-5】参照
【資料 2-4-2】	福山大学学生委員会細則	【資料 F-9】参照
【資料 2-4-3】	福山大学学生表彰細則	【資料 F-9】参照
【資料 2-4-4】	福山大学クラス担任細則	【資料 F-9】参照
【資料 2-4-5】	令和5年度 オリエンテーション日程表	

福山大学

【資料 2-4-6】	学校法人福山大学奨学生規程	【資料 F-9】 参照
【資料 2-4-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況	【表 2-7】 参照
【資料 2-4-8】	学校法人福山大学大学院奨学生取扱要領	【資料 F-9】 参照
【資料 2-4-9】	学校法人福山大学災害援助法適用にかかる被災者に対する諸納付金減免規程	【資料 F-9】 参照
【資料 2-4-10】	学生への奨学支援給付金支給について	
【資料 2-4-11】	学校法人福山大学私費外国人留学生授業料減免に関する規程	【資料 F-9】 参照
【資料 2-4-12】	海外留学の手引き	
【資料 2-4-13】	福山大学国際センター規則	【資料 F-9】 参照
【資料 2-4-14】	学長室ブログ「国際センターグローバルラウンジが OPEN！」	
【資料 2-4-15】	福山大学資格取得支援センター規程	【資料 F-9】 参照
【資料 2-4-16】	資格取得の各種補助制度	
【資料 2-4-17】	学友会サークルの部員数と顧問等	
【資料 2-4-18】	福山大学学生表彰細則	【資料 F-9】 参照
【資料 2-4-19】	学生の課外活動への支援状況	【表 2-8】 参照
【資料 2-4-20】	福山大学保健管理センター規則	【資料 F-9】 参照
【資料 2-4-21】	令和 5 年度 保健管理センター実績	
【資料 2-4-22】	令和 5 年度 学生健康診断受診率	
【資料 2-4-23】	令和 5 年度 学生相談室利用状況	
【資料 2-4-24】	福山大学安全衛生管理規程	【資料 F-9】 参照
【資料 2-4-25】	福山大学安全衛生管理委員会細則	【資料 F-9】 参照
【資料 2-4-26】	福山大学安全衛生管理の手引き	
【資料 2-4-27】	福山大学作業環境安全衛生マニュアル	
【資料 2-4-28】	福山大学ストレスチェック制度実施規程	【資料 F-9】 参照
【資料 2-4-29】	福山大学障害のある学生の支援に関するガイドライン	【資料 F-9】 参照
【資料 2-4-30】	福山大学障害のある学生への対応に関する規則	【資料 F-9】 参照
【資料 2-4-31】	第 10 回 教育改革シンポジウム記録	
【資料 2-4-32】	福山大学キャンパスハラスメントの防止等に関するガイドライン	【資料 F-9】 参照
【資料 2-4-33】	福山大学キャンパスハラスメントの防止等に関する規程	【資料 F-9】 参照
【資料 2-4-34】	令和 5 年度 ハラスメント相談活動報告	
【資料 2-4-35】	令和 6(2024)年度 ハラスメント相談員名簿	
【資料 2-4-36】	福山大学危機管理規程	【資料 F-9】 参照
【資料 2-4-37】	福山大学危機管理基本マニュアル	
【資料 2-4-38】	健康管理と行動調査書式	
【資料 2-4-39】	福山大学自然災害対応マニュアル	
【資料 2-4-40】	令和 5(2023)年度 安否確認訓練実施報告書	
【資料 2-4-41】	令和 6 (2024)年度 避難訓実施状況	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	資料集データ編「共通基礎」	データ編参照
【資料 2-5-2】	令和 5 年度 学校法人福山大学事業計画	【資料 F-6】 参照
【資料 2-5-3】	令和 5 年度 福山大学予算要求基本方針	
【資料 2-5-4】	附属図書館利用ガイド	
【資料 2-5-5】	令和 5 年度 学術情報基盤実態調査報告書	
【資料 2-5-6】	学生便覧 2024 「講義室、実験室配置図」	【資料 F-5】 参照
【資料 2-5-7】	未来創造館披露会配布資料	
【資料 2-5-8】	令和 5 年度 福山大学スクールバス時刻表	
【資料 2-5-9】	学長室ブログ「キッチンカーがやってきた。」	
【資料 2-5-10】	出席確認システム「Respon」説明書	

福山大学

【資料 2-5-11】	英語プレースメントテスト概要	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	「学生による授業評価アンケート」調査用紙	
【資料 2-6-2】	「学生による授業評価アンケート」結果に対する報告書書式	
【資料 2-6-3】	2023 年度（令和 5 年度）学生による授業評価アンケート実施報告書	
【資料 2-6-4】	「福山大学での学修を振り返るアンケート」調査用紙	
【資料 2-6-5】	2023 年度（令和 5 年度）福山大学での学修を振り返るアンケート実施報告書	
【資料 2-6-6】	「共通教育アンケート」調査用紙	
【資料 2-6-7】	令和 4 年度 共通教育アンケート（1 年次生対象）実施報告書	
【資料 2-6-8】	共通教育について語り合う会「フクトーク」報告書	
【資料 2-6-9】	2022 年度 学生生活アンケート報告書	
【資料 2-6-10】	学生の声に耳を傾ける電子ポスト	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	福山大学の三つのポリシー	【資料 F-13】 参照
【資料 3-1-2】	学生便覧 2024 「Ⅱ-I 教育課程（学士課程）○学部学科別教育課程」	【資料 F-5】 参照
【資料 3-1-3】	福山大学ホームページ「各学部・学科のポリシー」	
【資料 3-1-4】	学生便覧 2024 「Ⅱ-II 教育課程（大学院課程）○研究科別教育課程」	【資料 F-5】 参照
【資料 3-1-5】	福山大学ホームページ「各研究科の三つのポリシー」	
【資料 3-1-6】	福山大学学則	【資料 F-3】 参照
【資料 3-1-7】	福山大学授業科目履修細則	【資料 F-9】 参照
【資料 3-1-8】	学生便覧 2024 「Ⅱ-I 教育課程○学部学科別教育課程」	【資料 F-5】 参照
【資料 3-1-9】	福山大学大学院学則	【資料 F-3】 参照
【資料 3-1-10】	福山大学学位規定	【資料 F-9】 参照
【資料 3-1-11】	福山大学大学院経済学研究科規則	【資料 F-9】 参照
【資料 3-1-12】	福山大学大学院経済学研究科学位審査細則	【資料 F-9】 参照
【資料 3-1-13】	福山大学大学院経済学研究科 学位（修士）論文の審査基準	
【資料 3-1-14】	福山大学大学院人間科学研究科規則	【資料 F-9】 参照
【資料 3-1-15】	福山大学大学院工学研究科規則	【資料 F-9】 参照
【資料 3-1-16】	福山大学大学院薬学研究科規則	【資料 F-9】 参照
【資料 3-1-17】	福山大学大学院人間科学研究科学位審査細則	【資料 F-9】 参照
【資料 3-1-18】	福山大学大学院人間科学研究科学位（修士）論文の審査基準	
【資料 3-1-19】	福山大学大学院工学研究科学位審査細則	【資料 F-9】 参照
【資料 3-1-20】	福山大学大学院工学研究科学位（修士・博士）論文の審査基準	
【資料 3-1-21】	福山大学大学院薬学研究科学位審査細則	【資料 F-9】 参照
【資料 3-1-22】	福山大学大学院薬学研究科学位（博士）論文の審査基準	
【資料 3-1-23】	学生便覧 2024 「Ⅱ-I 教育課程 ○研究科別教育課程」	【資料 F-5】 参照
【資料 3-1-24】	令和 6(2024)年度 学年暦	
【資料 3-1-25】	福山大学経済学部規則	【資料 F-9】 参照
【資料 3-1-26】	福山大学人間文化学部規則	【資料 F-9】 参照
【資料 3-1-27】	福山大学工学部規則	【資料 F-9】 参照
【資料 3-1-28】	福山大学生命工学部規則	【資料 F-9】 参照
【資料 3-1-29】	福山大学薬学部規則	【資料 F-9】 参照

福山大学

【資料 3-1-30】	卒業論文・研究成績評価のための各学科ルーブリック表	
【資料 3-1-31】	学生便覧 2024 「Ⅱ-I 教育課程（学士課程）○学部学科別教育課程」	【資料 F-5】 参照
【資料 3-1-32】	大学院 学位論文評価のためのルーブリック表	
【資料 3-1-33】	大学院 審査報告書書式	
【資料 3-1-34】	福山大学副専攻規則	【資料 F-9】 参照
【資料 3-1-35】	福山大学経済学部税務会計学科 早期卒業制度細則	【資料 F-9】 参照
【資料 3-1-36】	福山大学人間文化学部心理学科 早期卒業制度細則	【資料 F-9】 参照
【資料 3-1-37】	学生表彰（学業部門）についての覚え書き	
【資料 3-1-38】	福山大学奨学生選考基準	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	福山大学ホームページ「福山大学の教育」	
【資料 3-2-2】	福山大学教育システム（平成 28 年度版）	
【資料 3-2-3】	学生便覧 2024 「Ⅰ 福山大学のすがた 5. 福山大学のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー」	【資料 F-5】 参照
【資料 3-2-4】	福山大学ホームページ「各学部・学科のポリシー」	
【資料 3-2-5】	学生便覧 2024 「Ⅱ-II 教育課程（大学院課程）研究科別教育課程」	【資料 F-5】 参照
【資料 3-2-6】	各学科カリキュラムマップ（2024 年度版）	【資料 F-5】 参照
【資料 3-2-7】	福山大学における共通教育（平成 28 年度版）	
【資料 3-2-8】	学生便覧 2024 「Ⅱ-I 教育課程（学士課程）○教育課程及び履修方法 3. 科目ナンバリング」	【資料 F-5】 参照
【資料 3-2-9】	教務委員会 議事要旨（令和 4 年 10 月）	
【資料 3-2-10】	令和 4 年度 第 11 回 評議会 議事録	
【資料 3-2-11】	令和 5 年度 シラバス作成の要領とシラバス点検フローチャート	
【資料 3-2-12】	令和 5 年度 第 10 回 及び第 12 回 評議会 議事録	
【資料 3-2-13】	令和 5 年度 前期授業評価アンケート（全学集計）	
【資料 3-2-14】	福山大学授業科目履修細則	【資料 F-9】 参照
【資料 3-2-15】	福山大学大学教育センター規則	【資料 F-9】 参照
【資料 3-2-16】	福山大学大学教育センター全学共通教育部門運営細則	【資料 F-9】 参照
【資料 3-2-17】	令和 5 年度 第 11 回 評議会 議事録	
【資料 3-218】	福山大学ホームページ 数理・データサイエンス・AI 教育プログラム	
【資料 3-2-19】	福山大学大学教育センター 数理・データサイエンス・AI 教育部門運営細則	【資料 F-9】 参照
【資料 3-2-20】	「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」認定・選定について	
【資料 3-2-21】	「キャリアデザインⅠ～キャリアデザインⅣ」「キャリアデザイン実践演習」「BINGO OPEN インターンシップ」シラバス	
【資料 3-2-22】	令和 5 年度 BINGO OPEN インターンシップ報告書	【資料 2-3-2】 参照
【資料 3-2-23】	学生便覧 2024 「講義室、実験室配置図」	【資料 2-5-6】 参照
【資料 3-2-24】	福山大学 ICT のしおり	
【資料 3-2-25】	福山大学ホームページ「教育・支援 e-ラーニングシステム」	
【資料 3-2-26】	遠隔授業の準備・実施ガイドライン(令和 5 年度版)	
【資料 3-2-27】	福山大学ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関する本学の対応について」	
【資料 3-2-28】	授業に関わる活動指針と授業形態に関する学生向けお知らせ	
【資料 3-2-29】	福山大学大学教育センター教育開発部門運営細則	【資料 F-9】 参照
【資料 3-2-30】	令和 4(2022)年度 福山大学 FD・SD 活動報告書	
【資料 3-2-31】	令和 5 年度 大学教育センター「授業研究」(FD 研修) の記録	

福山大学

【資料 3-2-32】	福山大学教育振興助成金規則	【資料 F-9】 参照
【資料 3-2-33】	福山大学における学内教育・研究助成に関する要領	【資料 F-9】 参照
【資料 3-2-34】	令和 4 年度 教育振興助成金活用研究 実践報告集	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	福山大学のアセスメント・ポリシー	
【資料 3-3-2】	学生便覧 2024 「I 福山大学のすがた 5. 福山大学のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー」	【資料 F-5】 参照
【資料 3-3-3】	令和 5 年度 学生による授業評価アンケート 調査用紙	【資料 2-6-1】 参照
【資料 3-3-4】	令和 5(2023)年度 学生による授業評価アンケート 実施報告書	【資料 2-6-3】 参照
【資料 3-3-5】	福山大学での学修を振り返るアンケート調査用紙	【資料 2-6-4】 参照
【資料 3-3-6】	令和 5(2023)年度 福山大学での学修を振り返るアンケート実施報告書	【資料 2-6-5】 参照
【資料 3-3-7】	令和 4 年度 共通教育アンケート (1 年次生対象) 実施報告書	【資料 2-6-7】 参照
【資料 3-3-8】	令和 4 年度 共通教育アンケート (教員対象) 実施報告書	
【資料 3-3-9】	採用企業による本学卒業生の評価アンケート 解析結果報告書	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	福山大学学則	【資料 F-3】 参照
【資料 4-1-2】	福山大学学長室規則	【資料 F-9】 参照
【資料 4-1-3】	福山大学副学長に関する内規	【資料 F-9】 参照
【資料 4-1-4】	福山大学学長補佐に関する内規	【資料 F-9】 参照
【資料 4-1-5】	学校法人福山大学寄附行為	【資料 F-1】 参照
【資料 4-1-6】	福山大学評議会規則	【資料 F-9】 参照
【資料 4-1-7】	福山大学全学教授会細則	【資料 F-9】 参照
【資料 4-1-8】	福山大学学部教授会細則	【資料 F-9】 参照
【資料 4-1-9】	福山大学学部長等協議会細則	【資料 F-9】 参照
【資料 4-1-10】	福山大学研究科長等協議会細則	【資料 F-9】 参照
【資料 4-1-11】	法人及び大学の組織運営に関する規程	【資料 F-9】 参照
【資料 4-1-12】	令和 6(2024)年度 福山大学事務職員配置	
【資料 4-1-13】	令和 6(2024)年度 福山大学諸委員会構成員名簿	【資料 2-2-4】 参照
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	学部・学科の設置基準、教員・助手数 (2024 年 5 月 1 日付)	本書 7 頁の表 参照
【資料 4-2-2】	研究科、専攻別専任教員数 (2024 年 5 月 1 日付)	【共通基礎】 参照
【資料 4-2-3】	福山大学教員選考基準	【資料 F-9】 参照
【資料 4-2-4】	教員選考に関する教授会運営細則	【資料 F-9】 参照
【資料 4-2-5】	学内共同利用施設の教員の任用に関する内規	【資料 F-9】 参照
【資料 4-2-6】	教員の採用等、人事関係の手続き要領 (2023 年度版)	
【資料 4-2-7】	福山大学大学教育センター規則	【資料 F-9】 参照
【資料 4-2-8】	福山大学大学教育センター教育開発部門運営細則	【資料 F-9】 参照
【資料 4-2-9】	福山大学大学教育センター全学共通教育部門運営細則	【資料 F-9】 参照
【資料 4-2-10】	福山大学大学教育センター数理・データサイエンス・AI 教育部門運営細則	【資料 F-9】 参照
【資料 4-2-11】	福山大学大学教育センター資格教育部門運営細則	【資料 F-9】 参照
【資料 4-2-12】	福山大学大学教育センター学修支援部門運営細則	【資料 F-9】 参照
【資料 4-2-13】	令和 4(2022)年度 FD・SD 活動報告書	【資料 3-2-30】 参照
4-3. 職員の研修		

福山大学

【資料 4-3-1】	学校法人福山大学スタッフ・デベロップメント実施規程	【資料 F-9】 参照
【資料 4-3-2】	令和 5 年度 福山大学 SD 研修実施概要	
【資料 4-3-3】	日本高等教育評価機構及び日本私立学校振興・共済事業団職員派遣状況	
【資料 4-3-4】	日本私立大学協会等各種研修会への職員参加状況	
【資料 4-3-5】	令和 5 年度 新任教職員研修概要	
【資料 4-3-6】	在職中の職員の大学院社会人入学の状況	
【資料 4-3-7】	福山大学におけるリスクリソグ研修（理事長裁定）	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	学生便覧 2024「講義室・研究室配置図」	【資料 F-5】 参照
【資料 4-4-2】	福山大学共同利用センター整備機器一覧	
【資料 4-4-3】	福山大学研究安全倫理委員会規程	【資料 F-9】 参照
【資料 4-4-4】	福山大学遺伝子組換え生物安全管理規則	【資料 F-9】 参照
【資料 4-4-5】	福山大学動物実験管理規則	【資料 F-9】 参照
【資料 4-4-6】	福山大学微生物等安全管理規則	【資料 F-9】 参照
【資料 4-4-7】	福山大学ヒト倫理安全管理規則	【資料 F-9】 参照
【資料 4-4-8】	福山大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する安全管理規則	【資料 F-9】 参照
【資料 4-4-9】	福山大学安全衛生管理規程	【資料 F-9】 参照
【資料 4-4-10】	福山大学化学物質管理規程	【資料 F-9】 参照
【資料 4-4-11】	研究試薬管理システム「CHEMMAT」	
【資料 4-4-12】	福山大学公的研究費取扱規則	【資料 F-9】 参照
【資料 4-4-13】	令和 5(2023)年度 コンプライアンス教育理解度テスト実施状況	
【資料 4-4-14】	福山大学公的研究費の不正に係る調査等に関する取扱規則	【資料 F-9】 参照
【資料 4-4-15】	福山大学研究活動に係る不正行為防止等に関する規程	【資料 F-9】 参照
【資料 4-4-16】	研究活動不正防止対策推進室設置要領	【資料 F-9】 参照
【資料 4-4-17】	福山大学安全保障輸出管理規程	【資料 F-9】 参照
【資料 4-4-18】	学校法人福山大学研究費に関する規則	【資料 F-9】 参照
【資料 4-4-19】	学校法人福山大学旅費規程	【資料 F-9】 参照
【資料 4-4-20】	研究費申請書	
【資料 4-4-21】	「学校法人福山大学研究費に関する規則」 補足説明	
【資料 4-4-22】	福山大学学術研究助成金規則	【資料 F-9】 参照
【資料 4-4-23】	福山大学研究推進委員会規程	【資料 F-9】 参照
【資料 4-4-24】	福山大学研究推進委員会研究課題選考部会規則	【資料 F-9】 参照
【資料 4-4-25】	令和 5(2023)年度 SD 研修「科研費獲得に向けて」資料	
【資料 4-4-26】	福山大学出版等助成細則	【資料 F-9】 参照
【資料 4-4-27】	令和 4(2022)年度及び令和 5(2023)年度 科研費採択実績	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人福山大学寄附行為	【資料 F-1】 参照
【資料 5-1-2】	法人及び大学の組織運営に関する規程	【資料 F-9】 参照
【資料 5-1-3】	学生便覧 2024「7. 組織（部局機構）」	【資料 F-5】 参照
【資料 5-1-4】	福山大学学則	【資料 F-3】 参照
【資料 5-1-5】	福山大学大学院学則	【資料 F-9】 参照
【資料 5-1-6】	福山大学学長室規則	【資料 F-9】 参照
【資料 5-1-7】	福山大学評議会規則	【資料 F-9】 参照

福山大学

【資料 5-1-8】	福山大学学部長等協議会細則	【資料 F-9】 参照
【資料 5-1-9】	福山大学研究科長等協議会細則	【資料 F-9】 参照
【資料 5-1-10】	福山大学全学教授会細則	【資料 F-9】 参照
【資料 5-1-11】	福山大学学部教授会細則	【資料 F-9】 参照
【資料 5-1-12】	学校法人福山大学ガバナンス・コード（福山大学版）	
【資料 5-1-13】	第3回長期ビジョン委員会報告書（令和4年3月版）	【資料 1-1-21】 参照
【資料 5-1-14】	学校法人福山大学中期計画（令和5(2023)年度から令和9(2027)年度）	
【資料 5-1-15】	令和5年度「マナーアップキャンペーン」資料	
【資料 5-1-16】	学校法人福山大学個人情報管理基本方針	【資料 F-9】 参照
【資料 5-1-17】	学校法人福山大学学生、教職員個人情報保護規則	【資料 F-9】 参照
【資料 5-1-18】	福山大学情報公開規程	【資料 F-9】 参照
【資料 5-1-19】	福山大学情報倫理規程	【資料 F-9】 参照
【資料 5-1-20】	福山大学情報セキュリティポリシー	
【資料 5-1-21】	部局等の情報倫理委員会規則	【資料 F-9】 参照
【資料 5-1-22】	福山大学キャンパスハラスメントの防止等に関する規程	【資料 F-9】 参照
【資料 5-1-23】	福山大学キャンパスハラスメントの防止等に関するガイドライン	【資料 F-9】 参照
【資料 5-1-24】	福山大学危機管理規程	【資料 F-9】 参照
【資料 5-1-25】	福山大学危機管理基本マニュアル	【資料 2-4-38】 参照
【資料 5-1-26】	福山大学安全衛生管理規程	【資料 F-9】 参照
【資料 5-1-27】	福山大学作業環境安全衛生マニュアル	【資料 2-4-27】 参照
【資料 5-1-28】	福山大学安全衛生委員会細則	【資料 F-9】 参照
【資料 5-1-29】	福山大学安全衛生管理の手引き	【資料 2-4-26】 参照
【資料 5-1-30】	福山大学防火・防災管理規程	【資料 F-9】 参照
【資料 5-1-31】	福山大学消防計画	【資料 F-9】 参照
【資料 5-1-32】	消防訓練実施状況	【資料 2-4-41】 参照
【資料 5-1-33】	防災用物資管理表	
【資料 5-1-34】	福山市緊急避難場所・避難所一覧（2023.11）	
【資料 5-1-35】	福山大学自然災害対応マニュアル	【資料 2-4-39】 参照
【資料 5-1-36】	学生のための海外渡航ガイドブック	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人福山大学寄附行為	【資料 F-1】 参照
【資料 5-2-2】	学校法人福山大学理事会構成員名簿	【資料 F-10】 参照
【資料 5-2-3】	令和5年度 学校法人福山大学理事会開催状況	【資料 F-10】 参照
【資料 5-2-4】	学校法人福山大学評議員会構成員名簿	【資料 F-10】 参照
【資料 5-2-5】	令和5年度 学校法人福山大学評議員会開催状況	【資料 F-10】 参照
【資料 5-2-6】	学校法人福山大学常任理事会設置規則	【資料 F-9】 参照
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人福山大学寄附行為	【資料 F-1】 参照
【資料 5-3-2】	学校法人福山大学理事会構成員名簿	【資料 F-10】 参照
【資料 5-3-3】	学校法人福山大学評議員会構成員名簿	【資料 F-10】 参照
【資料 5-3-4】	令和5(2023)年度 福山大学諸委員会構成員名簿	【資料 2-2-4】 参照
【資料 5-3-5】	学校法人福山大学監事監査規則	【資料 F-9】 参照
【資料 5-3-6】	学校法人福山大学計算書類及び監査報告書	【資料 F-11】 参照
【資料 5-3-7】	監事の理事会、評議員会への出席状況	【資料 F-10】 参照
【資料 5-3-8】	学校法人福山大学内部監査規則	【資料 F-9】 参照
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	福山大学情報公開規程	【資料 F-9】 参照

福山大学

【資料 5-4-2】	福山大学ホームページ「学校法人福山大学の情報公開」	
【資料 5-4-3】	福山大学学報第 177 号（令和 5(2023)年 7 月発行）	
【資料 5-4-4】	学校法人福山大学財務書類等閲覧規則	【資料 F-9】 参照
【資料 5-4-5】	学校法人福山大学研究費に関する規則	【資料 F-9】 参照
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人福山大学経理規程	【資料 F-9】 参照
【資料 5-5-2】	学校法人福山大学資産管理規程	【資料 F-9】 参照
【資料 5-5-3】	学校法人福山大学固定資産及び物品調達規則	【資料 F-9】 参照
【資料 5-5-4】	学校法人福山大学監事監査規則	【資料 F-9】 参照
【資料 5-5-5】	学校法人福山大学理事会議事録（令和 5 年 5 月）	
【資料 5-5-6】	学校法人福山大学評議員会議事録（令和 5 年 5 月）	
【資料 5-5-7】	学校法人福山大学計算書類及び監査報告書	【資料 F-11】 参照
【資料 5-5-8】	学校法人福山大学内部監査規則	【資料 F-9】 参照

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	福山大学学則	【資料 F-3】 参照
【資料 6-1-2】	福山大学改革推進委員会規程	【資料 F-9】 参照
【資料 6-1-3】	福山大学評議会規則	【資料 F-9】 参照
【資料 6-1-4】	福山大学自己点検評価規程	【資料 F-9】 参照
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	令和 4 年度 自己点検・評価書式	
【資料 6-2-2】	令和 4(2022) 年度自己点検・評価書	【資料 1-2-9】 参照
【資料 6-2-3】	令和 2(2020)年度 福山大学全学外部評価書	【資料 2-1-2】 参照
【資料 6-2-4】	2023 年度 第 27 回 学長室会議議事録	
【資料 6-2-5】	2023 年度 第 1 回 学部長等協議会 議事録	
【資料 6-2-6】	2023 年度 第 41 回 学長室会議 議事録	
【資料 6-2-7】	令和 5 年度 第 4 回 改革推進委員会議事録	
【資料 6-2-8】	令和 5 年度 第 12 回 評議会 議事録	【資料 1-2-10】 参照
【資料 6-2-9】	工学部外部評価報告書	
【資料 6-2-10】	令和 5 年度 工学部教授会議事録	
【資料 6-2-11】	令和 5 年度 第 2 回 学長室会議議事録	
【資料 6-2-12】	令和 5 年度 第 2 回 評議会議事録	
【資料 6-2-13】	学科名称変更届出書	【資料 2-1-33】 参照
【資料 6-2-14】	学校法人福山大学理事会議事録（令和 5 年 5 月）	【資料 5-5-5】 参照
【資料 6-2-15】	教員における年度目標、実績報告書及び評価の実施要領	【資料 F-9】 参照
【資料 6-2-16】	教員における年度目標、実績報告書 書式	
【資料 6-2-17】	令和 4 年度 第 6 回 評議会 議事録	
【資料 6-2-18】	福山大学 IR 室規則	【資料 F-9】 参照
【資料 6-2-19】	キャビネット Karin 利用内規	
【資料 6-2-20】	IR 研修会参加修了書	
【資料 6-2-21】	IR ニュース（12 号）	
【資料 6-2-22】	2022 年度 福山大学 IR 室 SD 研修会開催案内	
【資料 6-2-23】	2023 年度 第 26 回 学長室会議議事録	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	平成 29(2017)年度 認証評価指摘事項への対応	
【資料 6-3-2】	「学科名称変更」と「入学定員及び収容定員変更」のお知らせ	【資料 2-1-18】 参照

福山大学

【資料 6-3-3】	工学部、生命工学部専任教員の年齢構成について	
------------	------------------------	--

基準 A. 福山大学ブランドの確立

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 福山大学ブランド確立の目的		
【資料 A-1-1】	福山大学ブランディング企画 2014 版	
【資料 A-1-2】	福山大学ブランディング企画 2017 版	
A-2. 大学ブランディング活動を推進する組織とその機能		
【資料 A-2-1】	福山大学広報委員会細則	【資料 F-9】 参照
【資料 A-2-2】	学生便覧 2024 「1. 大学のすがた 7. 組織（部局機構）」	【資料 F-5】 参照
【資料 A-2-3】	福山大学社会連携センター規則	【資料 F-9】 参照
【資料 A-2-4】	福山大学国際センター規則	【資料 F-9】 参照
【資料 A-2-5】	福山大学カーボンニュートラル推進委員会規程	【資料 F-9】 参照
【資料 A-2-6】	福山大学研究推進委員会規程	【資料 F-9】 参照
【資料 A-2-7】	福山大学研究推進委員会研究課題選考部会規則	【資料 F-9】 参照
【資料 A-2-8】	福山大学研究推進委員会研究プロジェクト自己点検部会規則	【資料 F-9】 参照
A-3. 大学ブランディング活動の取組と成果		
【資料 A-3-1】	福山大学 大学案内 2024	【資料 F-2】 参照
【資料 A-3-2】	大学ホームページ「学長挨拶」	
【資料 A-3-3】	福山大学ブランドのプレスリリース（2023 年 1 月～12 月）	
【資料 A-3-4】	令和 4 年度 経済学部シンポジウム 資料	
【資料 A-3-5】	柔道を通じた障害者との共生社会構築 資料	
【資料 A-3-6】	経済学部とプレヒまわりとの「協働事業協定書」	
【資料 A-3-7】	令和 4 年度、5 年度「文化フォーラム」資料	
【資料 A-3-8】	PACE 福山「地域安全マップ作製指導」資料	
【資料 A-3-9】	広島県立歴史博物館「草戸千軒お化け屋敷」事業 資料	
【資料 A-3-10】	「軀の浦 de ART」資料	
【資料 A-3-11】	電気電子工学科の取組 資料	
【資料 A-3-12】	備後表継承会 資料	
【資料 A-3-13】	機械システム工学科の地元技術者の講義科目シラバス	【資料 F-12】 参照
【資料 A-3-14】	全日本 EV&ゼロハンカーレース 資料	
【資料 A-3-15】	バラ酵母を活用した発酵食品開発	
【資料 A-3-16】	2023 年度 生物工学科海外研修報告書	
【資料 A-3-17】	「食と健康ひろば：ローズスクエア」資料	
【資料 A-3-18】	「びんごの姫」資料	
【資料 A-3-19】	種苗放流調査 資料	
【資料 A-3-20】	薬学部生涯学習プログラム 資料	
【資料 A-3-21】	「実践地域防災学」シラバス	【資料 F-12】 参照
【資料 A-3-22】	福山大学安全安心防災教育研究センター 2021 年度活動報告	
【資料 A-3-23】	2023 年度福山大学公開講座リーフレット	
【資料 A-3-24】	国際センター地域活動・社会貢献活動実績	
【資料 A-3-25】	福山大学 グリーン&ブルー宣言	
【資料 A-3-26】	第 49 回福山大学三蔵祭パンフレット	
【資料 A-3-27】	福山大学学友会 キャンパスイルミネーション	
【資料 A-3-28】	学長室ブログ「第 1 回せとうちビジネスコンテストで最優秀賞を受賞」	
【資料 A-3-29】	学長室ブログ「劇団「危防」が高等学校にて公演！」	
【資料 A-3-30】	令和 4(2022)年度 社会連携センター活動情報	

福山大学

【資料 A-3-31】	私立大学研究ブランディング事業成果報告書	
【資料 A-3-32】	2024 年度 大学ブランド研究課題一覧	
【資料 A-3-33】	経済学部の研究活動資料	
【資料 A-3-34】	福山大学 工学部紀要 47 巻（目次）2023 年	
【資料 A-3-35】	福山大学 生命工学部研究年報 第 22 号 2023 年	
【資料 A-3-36】	福山大学 薬学部 研究年報 第 41 号	
【資料 A-3-37】	福山大学 グリーンサイエンス研究センター 令和 5(2023)年度報告書	
【資料 A-3-38】	福山大学 内海生物資源研究所 報告 第 34 号（2024 年 3 月）	
【資料 A-3-39】	福山大学安全安心防災教育研究センター 2022 年度活動報告	
【資料 A-3-40】	福山大学 備後圏域経済・文化研究センター 報告書 2023	
A-4. 大学ブランディング活動の検証		
【資料 A-4-1】	福山大学自己点検評価規程	【資料 F-9】参照
【資料 A-4-2】	福山大学自己点検・評価書式	【資料 6-2-1】参照
【資料 A-4-3】	令和 4(2022)年度 福山大学自己点検・評価 報告書	【資料 6-2-2】参照
【資料 A-4-4】	福山大学研究推進委員会研究プロジェクト自己点検部会細則	【資料 F-9】参照
【資料 A-4-5】	令和 5 年度 研究成果発表会開催資料	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。